

労働基準局報告例規

厚生労働省労働基準局

労働基準局報告例規

第1条 都道府県労働局長は、この報告例規の定めるところに従い厚生労働省労働基準局に報告しなければならない。

第2条 報告は、経常報告及び臨時報告よりなる。

第3条 経常報告は、恒久的ないし1年を超える有限の期間継続して徴する報告であって、定時報告及び随時報告の2種とする。

第4条 定期報告は月報、四半期報、半年報及び年報（1年を超えるものを含む。）の4種とする。

前項の報告は、それぞれ所定の期限内に本省に必ず到着するよう報告しなければならない。

該当事項がないときも、その旨を報告しなければならない。

第5条 随時報告は、報告すべき事項が発生した都度速やかに報告しなければならない。

第6条 経常報告の様式、内容、期日等については、別冊の定めるところによる。

第7条 臨時報告は、1回限りもしくは1年以下の有期の期間継続して徴する報告であって、臨時報告番号を附するものである。

第8条 臨時報告の様式、内容、期日等については、その都度指示するところによる。

附 則 この改正は平成14年1月1日から実施する。

主要改正	基 発 第 5 6 6 号 昭和40年 5月24日	主要改正	基 発 第 7 1 6 号 昭和62年12月22日
"	基 発 第 6 6 3 号 昭和42年 6月10日	"	基 発 第 7 4 6 号 昭和63年12月 8日
"	基 発 第 4 7 8 号 昭和44年 7月21日	"	基 発 第 6 6 4 号 平成 元年12月20日
"	基 発 第 4 0 5 号 昭和46年 5月25日	"	基 発 第 7 2 8 号 平成 2 年12月11日
"	基 発 第 1 9 4 号 昭和48年 3月30日	"	基 発 第 7 0 4 号 平成 3 年12月17日
"	基 発 第 1 2 5 号 昭和50年 3月 6日	"	基 発 第 6 4 6 号 平成 4 年12月 7日
"	基 発 第 8 6 0 号 昭和51年12月 2日	"	基 発 第 6 9 0 号 平成 5 年12月14日
"	基 発 第 6 7 1 号 昭和53年12月 7日	"	基 発 第 1 7 号 平成 7 年 1月13日
"	基 発 第 7 1 号 昭和55年 2月20日	"	基 発 第 2 8 号 平成 8 年 1月19日
"	基 発 第 1 0 1 号 昭和56年 2月16日	"	基 発 第 1 5 6 号 平成 9 年 3月14日
"	基 発 第 7 9 9 号 昭和56年12月26日	"	基 発 第 7 6 2 号 平成 9 年12月19日
"	基 発 第 5 6 号 昭和58年 2月10日	"	基 発 第 7 0 5 号 平成10年12月22日
"	基 発 第 1 3 1 号 昭和59年 3月19日	"	基 発 第 7 1 4 号 平成11年12月15日
"	基 発 第 1 6 6 号 昭和60年 3月27日	"	基 発 第 7 4 9 号 平成12年12月15日
"	基 発 第 6 0 4 号 昭和61年10月17日	"	基 発 第1064号 平成13年12月13日
"	基 発 第 1 8 8 号 昭和62年 4月 1日		

1. 監督課関係

(1) 定期報告

報告番号	報告名	報告の種類	報告対象期間 又は期日	報告期日	頁
監 1 0 1	建設業相互通報制度に関する報告	月 報	各 月	翌月15日	15
監 4 0 1	申告処理状況報告	年 報	1月～12月	1月末日	22
監 4 0 2	監督指導業務及び措置状況等報告	年 報	1月～12月	1月末日 (その日)を労働基準行政情報システムで報告する場合には、1月のシステム最終開庁日	28
監 4 0 5	許可及び認定等件数調	年 報	1月～12月	2月末日	42
監 4 0 6	賃金不払事件、貯蓄金返還不能事件及び工賃不払事件処理状況報告	年 報	1月～12月	2月末日	44

(2) 随時報告

報告番号	報告名	報告すべき場合	頁
監 5 0 1	行政運営方針等策定変更報告	次のものを策定、変更した場合 (1) 行政運営方針 (2) 是正及び是正を要する期間の取扱基準 (3) 再監督判決基準 (4) その他これに準ずる運営方針	53
監 5 0 4	監察実施結果に関する報告	(1) 署長かぎりでは正しい事項のうち、重要なもの又はすでに指示したにもかかわらず是正されないものについては、その事項及びそれに対する指示の内容 (2) 監察官の指摘した是正すべき事項のうち、局長の権限の範囲内では、是正しえないものがある場合は、その事項の内容及び是正方法に関する意見	53
監 5 0 5	情報の速報	(1) 全国に類似の問題の発生が予想される場合 (2) 労働基準法実施に関連して労使間に紛争が発生し、又は、発生するおそれのある場合 (3) 労働局の行政措置が、労働組合、使用者団体、その他の関係者から不当として取り上げられた場合 (4) 直接労働基準法の問題としてではなくても、社会問題として重要であり、本法施行上関連のある場合 (5) 監督機関、監督官、その他職員又は各種委員会ないし関係団体に関して、世上問題となった場合 (6) 労働基準法の解釈に関する重要な判決又は法定のあった場合 (7) 社会的に問題となった事案、行政の運営上注目される事案について送検、検察官処分又は判決(略式命令等を含む。)があった場合 (8) 司法処分に付した事案につて、次の処分があった場合 イ 検察官の不起訴処分について、その理由が法令の解釈、運用にとって参考となる場合 ロ 正式裁判において判決のあった場合 (9) 地方局署の行政活動が効果をあげ行政上参考となる場合 (10) 中小企業の個別事業場又は集団において、労務管理ないしは法の遵守状況が著しく改善された事例を把握した場合 (11) 司法処理、災害調査等の過程で現行法令適用上、構成要件該当性の有無等に関する問題点が生じた場合 (12) 全国的に関連のあるような要綱等を各局独自で策定し、これを公表することにより、本省及び他局に影響を及ぼすような場合	53

報 告 番 号	報 告 名	報 告 す べ き 場 合	頁
		(13) 死亡災害、労基法違反等の事案であって、その発生段階で広く報道された事案 (14) 多数の捜査員を動員して家宅搜索等の強制捜査を行う事案 (15) 特定の事業に対し、組織的な深夜の臨検活動を実施する事案 (16) その他特殊又は重要な事件のあった場合	

2. 計画課関係

(1) 定期報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 の 種 類	報 告 対 象 期 間 又 は 期 日	報 告 期 日	頁
計 4 0 1	労災防止指導員活動状況報告	年 報	4 月 ～ 3 月	4 月 末 日	5 7

(2) 随時報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 す べ き 場 合	頁
計 5 0 2	安全衛生に関する情報及び資料の収集報告	1. 情報の速報 (1) 安全衛生に関する事案について、全国に類似の問題の発生が予想される場合 (2) 労働組合、使用者団体、その他経済団体、地方公共団体の議会等から安全衛生に関する意見、要望等が表明された場合、又はこれらの団体等において安全衛生に関する特殊な場合、又はこれらの団体等において安全衛生に関する特殊な若しくは重要な問題が生じた場合 (3) 地方公共団体の公害防止関係条例等の制定改廃状況及び公害に関する事案について、特殊な若しくは重要な問題であり、安全衛生行政上関連のある場合 (4) その他安全衛生行政上特殊又は重要な事件のあった場合 2. 資料の報告 (1) 都道府県労働局において安全衛生に関する調査を実施した場合 (2) 都道府県労働局において、労働組合、使用者団体、その他経済団体、地方公共団体等が作成した管内の安全衛生に関する資料を入手した場合	5 8

3. 安 全 課

(1) 定期報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 の 種 類	報 告 対 象 期 間 又 は 期 日	報 告 期 日	頁
安 4 0 2	特定機械等設置状況報告	年 報	1 月～1 2 月	1 月 末 日	6 2
安 衛 4 0 3	総合安全衛生管理指導結果報告	年 報	4 月～ 3 月	4 月 末 日	6 6
安 衛 4 0 4	技能講習等実施及び修了証交付状況報告	年 報	4 月～ 3 月	7 月 末 日	6 9
安 衛 4 0 5	安全衛生管理特別指導等結果報告	年 報	4 月～ 3 月	4 月 末 日	7 1
安 4 0 6	無災害記録証等授与状況報告	年 報	1 月～1 2 月	2 月 末 日	7 7
安 衛 4 0 7	計画の届出審査結果報告	年 報	1 月～1 2 月	1 月 末 日	7 9
安 衛 4 0 8	手数料収入印紙ちょう用実績報告	年 報	4 月～ 3 月	4 月 末 日	8 6
安 4 1 1	検査業者登録状況報告	年 報	4 月～ 3 月	4 月 末 日	9 6

(2) 随時報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 す べ き 場 合	頁
安 衛 補 5 0 1	重大災害報告	定められた定義に該当する事故発生の都度	9 8
安 衛 5 0 3	安全衛生に関する改善事例報告	労働災害防止のため具体的、技術的な解決策を講じた次の事例が得られた場合 (1) 職員の直接又は間接の指導によって行われ成功したもの、又は、不成功であってもその理由が明らかとなったもの (2) 企業が自らの発意で行ったものであって、職員がこれを把握し効果があると認めたもの	1 0 0
安 衛 5 0 4	家内労働死傷病届の報告	委託者より届出のあった場合遅滞なく、その写を送付すること	1 0 3

4. 労働衛生課関係

定期報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 の 種 類	報 告 対 象 期 間 又 は 期 日	報 告 期 日	頁
衛 4 0 3	粉じん対策指導結果報告	年 報	1 月～1 2 月	2 月 末 日	1 0 7
衛 4 0 6	健康管理手帳交付状況報告	年 報	1 月～1 2 月	3 月 末 日	1 1 0

5. 労災管理課関係

(1) 定期報告

報告番号	報告名	報告の種類	報告対象期間 又は期日	報告期日	頁
管 1 0 1	保険給付等経理状況速報	月 報	各 月	翌月 10 日	1 1 9
管 4 0 1	未収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告	年 報	9 月末日現在	1 0 月末日	1 2 0
管 4 0 2	用紙・帳簿等印刷物所要数調	年 報	次 年 度 (4月～3月分)	1 1 月 1 5 日	1 2 1
管 4 0 3	検査報告書掲記事項是正処理状況報告	年 報	9 月末日現在	1 0 月 3 1 日	1 2 2

(2) 随時報告

報告番号	報告名	報告すべき場合	頁
管 5 0 1	労働者災害補償保険審査参与の欠員に関する報告	参与が任期の中途において辞任（又は死亡）したとき遅滞なく	1 2 3
管 5 0 3	労災補償業務監察結果是正報告	指示された事項を是正したとき	1 2 3

6. 補償課関係

(1) 定期報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 の 種 類	報 告 対 象 期 間 又 は 期 日	報 告 期 日	頁
補 4 0 2	特別保険料徴収状況報告	年 報	4月～3月及び旧 年4月	5月末日	128
補 4 0 4	労働福祉事業利用状況報告	年 報	4月～3月及び旧 年4月	5月末日	133
補 4 0 5	中小事業主等特別加入状況 報告	年 報	4月～ 3月	5月末日	137
補 4 0 8	傷病別長期療養者推移状況 報告	年 報	4月～ 3月	4月末日	142
補 4 0 9	支給制限状況報告	年 報	4月～3月及び旧 年4月	5月末日	145
補 4 1 0	労働保険審査官活動状況報 告	年 報	4月～ 3月	4月末日	147

(2) 随時報告

報 告 番 号	報 告 名	報 告 す べ き 場 合	頁
補 5 0 1	労災保険法違反容疑事件に 関する報告	(1) 告発したとき又は被害届を提出したとき（警察が独自で 捜査したものについては送検時） (2) 起訴又は不起訴の決定があったとき (3) 判決のあったとき	150
補 5 0 3	労災保険に係る訴訟に関す る報告	(1) 労災保険に係る訴え（労働者災害補償保険法第12条の4 の規定に基づいて行われる労災保険給付と損害賠償との調 整に関する訴えを含む。）が提起されたとき (2) 訴訟審理の都度 (3) 判決のあったとき	154
補 5 0 4	労災保険の情報の速報	(1) 個別事案に関する情報 イ 次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付 の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるも の ① 集団的に発生し、又はそのおそれのある事案 ② 地方公共団体、外部団体等から行政行為について要 請があった事案 ③ 公害問題に波及するおそれのある事案 ④ 新聞、テレビ等で一般に報道された事案 ロ 次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付 の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるも の（前記イにより報告される事案を除く。） ① 電離放射線障害（白血病を含むすべてのがん及び原 子力発電所における業務に係るもの） ② ダイオキシン類による疾病 ③ 上記以外のがん（労基則別表第1の2第7号に例示 的列挙したがん以外のがん－悪性腫瘍、白血病、業務 上のがんの既往のある者に生じた他の部位の原発性の がんを含む。ただし、じん肺合併肺がんを除く。）	154

報 告 番 号	報 告 名	報 告 す べ き 場 合	頁
		(ニ) 新しい疾病（有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質等により発症した疑いのある疾病及び認定基準又は過去の認定例とは異なった職種、部位で発症し、若しくは異なった症状を呈する疾病に係る事案） ハ 次に掲げる事案であって、保険給付（通勤災害に係るものを含む。）に係る処分後に問題となったもの（前記イ、ロにより報告される事案を除く。）及びそのてん末 (イ) 保険給付の決定に関して集団陳情、要請、抗議行動等の行われた事案 (ロ) 保険給付の決定の内容が他の事案又は他の地域に影響すると思われる事案 (ハ) 保険給付の決定に関して新聞、テレビ等で一般に報道された事案 ニ 次に掲げる審査請求事案 (イ) 前記ロ、ハに該当する事案に係る審査請求事案 (ロ) その他審査官の決定に関し、社会的に問題となることが予想される事案 (2) 行政運営に関する情報 イ 労災保険制度に関する要望等 ロ 労災補償行政の運営に関する要望等 ハ 労災診療費に関する要望等	

7. 賃金時間課関係

(1) 定期報告

報告番号	報告名	報告の種類	報告対象期間 又は期日	報告期日	頁
賃 4 0 3	最低賃金適用除外許可人員等調	年 報	1 ～ 1 2 月	1 月 末 日	1 6 7

(2) 随時報告

報告番号	報告名	報告すべき場合	頁
賃 5 0 1	地方最低賃金審議会委員任命報告	1. 委員の任命を行った場合 2. 委員の現職について重要な変更があった場合	1 6 8
賃 5 0 3	地方最低賃金審議会審議状況等報告	1. 審議会で答申がなされた場合であって、官報公示を必要とする場合 2. 審議会等で特に重要な問題が審議された場合 3. 最低賃金法第11条に基づく申請がなされた場合	1 6 9
賃 5 0 5	昭和38年労働省告示第52号第4号の規定に基づく平均賃金の公示に関する報告	公示を行った場合	1 7 3
賃 5 0 6	賃金、労働時間等に関する情報及び資料の収集報告	1. 情報の速報 (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出及び最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出について特殊な若しくは重要な問題が生じた場合 (2) 労働組合、使用者団体その他経済団体、地方公共団体の議会等から賃金に関する意見若しくは要望が表明された場合又はこれらの団体等において賃金に関する特殊な若しくは重要な問題が生じた場合 (3) 最低賃金に関する決定等について、特に問題となる事案が生じた場合 (4) 地方最低賃金審議会委員の任命について、特に問題となる事案が生じた場合 (5) その他労働基準法賃金関係条文若しくは最低賃金法の施行において又は賃金政策上参考又は問題となる事例が生じた場合 (6) 使用者団体その他経済団体、地方公共団体等の週休二日制等労働時間短縮に関する事項であって、政策上参考となる事例を把握した場合 (7) 低所得労働者層についての賃金、労働条件、家計等の生活実態に関する事項であって、政策上参考又は問題となる事案が生じた場合 (8) 未払賃金の立替払事業における不正受給事案の概要その他立替払制度に関し、特に問題となる事案が生じた場合 2. 資料の報告 (1) 最低賃金に関する実態調査を実施した場合（賃503による報告に添付する場合を除く。） (2) 前号のほか、賃金に関する調査を実施した場合 (3) その他賃金制度改善事例等賃金・退職金に関する資料を作成した場合 (4) 労働組合、使用者団体その他経済団体、地方公共団体等が作成した管内の賃金事情等に関する資料を入手した場合 (5) 管内の週休二日制等労働時間短縮、定年延長等労働福祉に関する資料を入手又は作成した場合 (6) 管内の低所得労働者層についての賃金、労働条件、家計等の生活実態に関する資料を入手又は作成した場合	1 7 3

8. 勤労者生活課関係

(1) 定期報告

報告番号	報告名	報告の種類	報告対象期間 又は期日	報告期日	頁
勤 4 0 1	賃金相談業務実施状況報告	年 報	1月～12月	1月15日	177

(2) 随時報告

報告番号	報告名	報告すべき場合	頁
勤 5 0 1	賃金相談員委嘱報告	賃金相談員の委嘱を行った場合	179

1 監督課関係

(1)

(2)

(3)

(4)



監 1 0 1 建設業相互通報制度に関する報告

第1表 労働基準法等違反建設業者名簿

(平成 年 月分)
(平成 年 月 日)

通 報 区 分		監 督 処 分 ・ 欠 格 該 当
関 係 労 働 局		労 働 局
関 係 労 働 基 準 監 督 署		労 働 基 準 監 督 署
違 反 業 者	商 号 又 は 名 称	
	許 可 番 号	
	本 店 所 在 地	
	代 表 者	
処 分 の 内 容	違 反 法 令	労 基 法 安 衛 法 そ の 他 ()
	処 分 段 階	勧告・送検・起訴・1審・2審・確定
	是正勧告書交付年月日	平 成 年 月 日
	送 検 年 月 日	平 成 年 月 日
	最 終 判 決 裁 判 所 名	
	判 決 確 定 年 月 日	平 成 年 月 日
	判 決 の 内 容	①
		②
③		
違 反 事 実 関 係	工 事 の 名 称	
	工 事 の 所 在 地	
	違 反 事 実 発 生 日	平成 年 月 日～ 年 月 日
	違 反 行 為 者 の 氏名・所属営業所名及び職名	①
		②
		③
事 実 の 概 要		
第 一 次 元 建 設 業 者 特 定 請 負 人 等	商 号 又 は 名 称	
	許 可 番 号	
	本 店 所 在 地	
	代 表 者	
	工 事 の 監 理 技 術 者 等	
	下 請 指 導 の 状 況	

監 1 0 1 第 1 表 記 載 要 領

1. 欄外の「（平成 年 月分）」欄は、その都度通報する事案（下記 3 に示す〈記載対象事案〉の②に該当する事案）については、記入を要しないこと。
2. 欄外の「（平成 年 月 日）」欄については、局から通報する日付け又は本省へ報告する日付を記入すること。
3. 「通報区分」欄は、下記の〈記載対象事案〉の①及び③に該当する事案については「監督処分」に、また、②に該当する事案については「欠格該当」に○印を付すること。

〈記載対象事案〉

- ① 許可を受けた建設業者又はその役員若しくは使用人が、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法及び最低賃金法の規定に違反し、

イ. 労働基準監督機関から司法処分に付されたもの

ロ. 前記イと同程度に重大なもの

ただし、労働基準法第23条及び第24条にかかるものは除くこと。

（昭和47.9.12基発573号通達記の第1の2の(1)のイ及びロ参照）

- ② 建設業者又はその役員若しくは使用人が、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法及び最低賃金法の規定に違反し、労働基準監督機関から司法処分に付されたものであって、1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は労働基準法第5条、第6条違反により罰金以上の刑に処せられ、その刑が確定したもの（この場合は許可の有無を問わない。）（同通達記の第1の2の(1)のハ参照）

- ③ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者の下請負人（すべての下請負人を含み、かつ、許可業者に限らない。）が、労働基準法第5条、第6条、第56条、第64条、第96条の2第2項又は第96条の3第1項若しくは労働安全衛生法第98条第1項の規定に違反し、上記①のイ、ロに相当する場合であって、当該特定建設業者が建設業法第24条の6の規定に基づく指導等を怠っていたもの

（同通達記の第1の2の(2)参照）

4. 「違反業者」欄のうち、

イ. 「商号又は名称」欄は、法人の場合必ず株式会社、有限会社等を明記すること。

ロ. 「許可番号」欄は、正確に記入し、登録業者（登録業者であった当時の違反に係るものを含む。）については登録番号を記入すること。

例：国土交通大臣許可（特－47）第123号 国土交通大臣登録（ヨ）第789号

東京都知事許可（般－47）第456号 神奈川県知事登録（タ）第135号

（注）（特）は特定建設業、（般）は一般建設業の許可を表わす。

ハ. 「代表者」欄は、法人の場合必ず職名を記入すること。

5. 「処分の内容」欄のうち、
- イ. 「違反法令」欄は、違反した法律、政令、省令の略称及びこれらの条、号、番号までできるだけ詳しく記入すること。なお、罰条は記入を要しないこと。
 - ロ. 「判決の内容」欄は、下欄（「違反事実関係」欄）の違反行為者の番号に対応する番号欄に判決主文を簡潔に記入すること。
6. 「違反事実関係」欄のうち、
- イ. 「工事の名称」欄は、第一次元請負人が請負った建設工事の名称及び当該違反業者の請負った工事の名称を記入すること。
 - ロ. 「違反事実発生日」欄は、継続的な違反が判明している期間ないし犯罪事実とした期間を記入すること。
 - ハ. 「違反行為者の氏名・所属営業所名及び職名」欄は、送検事案については被疑者を、送検以前の事案については、送検事案に準じて行為者を特定するとともに法人又は人の免責事由がない限り当該法人又は人も記入すること。また、「所属営業所名」は、建設現場ではなく、営業の本拠地たる事務所を本店、〇〇支店等と記入し、そこでの職名を専務取締役、土木部長等と記入すること（法人の役員については、必ずその旨の役職名を記入すること。）。
- なお、1人の行為者に係る氏名、所属営業所名及び職名については、一欄に記入すること。
- ニ. 「事実の概要」欄は、違反事実の概要を具体的かつ簡潔に記入するとともに、これに関連して実害が発生したものは、その内容を併せ記入すること。
7. 「第一次元請負人たる特定建設業者」欄については、下請指導を怠った特定建設業者を通報する場合（上記3に示す＜記載対象事案＞の③に該当する事案）のみ記入すること。
- イ. 「工事の監理技術者等」欄は、工事現場における監理技術者又は主任技術者（建設業法第26条参照）が判明できる範囲内でその氏名を記入すれば足りること。
 - ロ. 「下請指導の状況」欄は、当該違反業者に対し、違反防止の指導を怠った理由、違反事実を知っていたか否か、知っていた場合是正させるための努力を怠った状況等を簡潔に記入すること（建設業法第24条の6参照）。
 - ハ. その他「商号又は名称」、「許可番号」等欄は、上記4の例にならって記入すること。
8. 上記3に示す＜記載対象事案＞の①に該当する建設業者を通報する場合において、当該建設業者が下請負人（建設大臣の許可を受けた建設業者に限る。一般建設業者であると特定建設業者であるとを問わない。）である場合には、当該建設工事の第一次元請負人である建設業者の「商号又は名称」、「許可番号」及び「本店所在地」を「第一次元請人たる特定建設業者」欄を利用してそれぞれ記入すること。

第2表 建設業者賃金不払事業場名簿

(平成 年 月 日)
(平成 年 月 日)

通 報 区 分		資 格 審 査 ・ 立 替 払 勧 告 ・ 監 督 処 分		
関 係 労 働 局		労 働 局		
関 係 労 働 基 準 監 督 署		労 働 基 準 監 督 署		
不 払 業 者	商 号 又 は 名 称			
	許 可 番 号			
	本 店 所 在 地			
	代 表 者			
不 払 事 実 関 係	工 事 の 名 称			
	特定建設業者との関係			
	不 払 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(平成 年 月 日～平成 年 月 日)		
	不 払 労 働 者 数	人 (人)		
	不 払 金 額	円 (円)		
	不 払 の 原 因			
処 理 経 過	是正勧告書交付年月日		平成 年 月 日	
	送 検 年 月 日 等		平成 年 月 日 (告 訴 ・ 告 発)	
	是 正 勧 告 後 の 支 払 状 況	支 払 の 状 況		
		全 部 支 払 の も の	人	円 (人 円)
		一 部 支 払 の も の	人	円 (人 円)
		全 部 未 払 の も の	人	円 (人 円)
		未 払 の 合 計	人	円 (人 円)
		支 払 年 月 日	平成 年 月 日	
		支 払 者		
※ 第1次不払に責任のある元請建設業者	商 号 又 は 名 称			
	許 可 番 号			
	本 店 所 在 地			
	工 事 の 名 称			
	工 事 の 所 在 地			
	工事の監理技術者等			
	下請代金の支払状況			
	上記不払に責任のある理由			
	上記不払にかかる下請指導の状況			

監 101 第2表 記 載 要 領

1. 欄外の「（平成 年 月分）」欄は、その都度通報する事案（下記3に示す＜記載対象事案＞の⑤に該当する事案）については、記入を要しないこと。
2. 欄外の「（平成 年 月 日）」欄については、局から通報する日付け又は本省へ報告する日付けを記入すること。
3. 「通報区分」欄は、下記の＜記載対象事案＞の①及び②に該当する事案については「監督処分」に、③及び④に該当する事案については「資格審査」に、また、⑤に該当する事案については「立替払勧告」に○印を付すること。

なお、本表は、下記の＜記載対象事案＞の①から⑤までのいずれの通報事案についても使用できるようにしたものであるが、これらの通報方法等がそれぞれ異なるため、事案に応じて個別に作成する必要があること（同一事案が2以上の通報事案に該当する場合は、共通事項を記入したうえ、写しを作成して他の必要事項を補完して差し支えないこと。）。

＜記載対象事案＞

- ① 許可を受けた建設業者又はその役員若しくは使用人が、労働基準法第23条あるいは第24条の規定に違反し、
 - イ。労働基準監督機関から司法処分に付されたもの
 - ロ。前記イと同程度に重大なもの（昭47.9.12基発573号通達記の第1の2の(1)のイ及びロ参照）
- ② 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者の下請負人（すべての下請負人を含み、かつ、許可業者に限らない。）が、労働基準法第24条の規定に違反し、上記①のイ、ロに相当する場合であって、当該特定建設業者が建設業法第24条の6の規定に基づく指導を怠っていたもの
（同通達記の第1の2の(2)参照）
- ③ 許可（許可を受けるまでは登録を含む。）を受けた建設業者であって、労働基準法第23条又は第24条違反の賃金不払を発生させ、是正勧告書の交付をうけ又は労働基準監督機関から司法処分に付されたもの
（同通達記の第2の2の(1)参照）
- ④ 許可（許可を受けるまでは登録を含む。）を受けた建設業者であって、下請事業者（許可（又は登録）業者に限らない。）が上記③に該当する場合において、当該賃金不払について元請建設業者（工事が数次の請負で施行されている場合においては、工事を請負させたすべての建設業者を含む。）として責任があると認められるもの。ただし、計算誤り等軽微な違反であって、資格審査の対象とする必要のないものは省略して差し支えないこと。

なお、「元請建設業者として責任がある」とは、次のいずれかに該当する場合をいうのであること。

- a. 下請代金の支払遅延その他下請業者の賃金の不払いに関する経済的原因が元請業者にあると認められる場合
- b. 不当な重層下請施行の放任その他下請施工に関し元請としての下請施工管理が著しく不適当であったため、下請業者に賃金の不払いが生じたと認められる場合
- c. 当該下請業者に賃金の不払いの前歴がしばしばあることを知りながら工事を下請させ、賃金の不払いが生じたと認められる場合
(同通達記の第2の2の(2)参照)

⑤ 第一次元請負人である特定建設業者の下請負人が、当該建設工事における労働者の使用に関して、労働基準法第23条又は第24条違反の賃金不払(退職金、賞与等は含まない。)を発生させ、是正勧告書の交付を受け、次に掲げる場合であって、賃金支払保障制度、元請負人等による自主的な解決が図られていないもの

イ. 所定期日までに是正しないもの

ロ. その他早期是正の見込みがない等、立替払いの勧告を必要と認めるもの

(同通達記の第3の2参照)

4. 「不払業者」欄については、第1表の記載要領4の例にならって記入すること。

5. 「不払事実関係」欄については、

イ. 「工事の名称」欄は、第一次元請人が請負った建設工事の名称及び当該不払業者の請負った工事の名称を記入すること。

例：大手町合同庁舎建築工事鉄骨鉄筋工事

ロ. 「特定建設業者との関係」欄は、当該特定建設業者を通報する事案(立替払勧告の場合及び監督処分の場合であって、上記3に示す<記載対象事案>の②に該当する場合)のみ、〇〇建設㈱(特定建設業者名)→△△建設㈱→××組(不払業者名)のように記入すること。

ハ. 「不払期間」、「不払労働者数」及び「不払金額」欄は、是正勧告等の対象となったすべてについて記入すること。また、上記3に示す<記載対象事案>の②及び⑤に該当する事案を通報する場合にあっては、当該特定建設業者に関する前記事項についてさらに()書きにすること。

ニ. 「不払の原因」欄は、経営不振、契約時の条件との相違、工事代金支払遅延等及びそれらの原因、状況を簡潔に記入すること。

6. 「処理経過」欄については、

イ. 「送検年月日等」欄の「(告訴・告発)」については、告訴、告発により送検した場合において該当するものに○印を付すこと。

ロ. 「支払の状況」欄は、完全支払、一部支払、無等と記入し、支払った場合は銀行より借入れ等その経緯を、支払っていない場合は使用者等の支払いのための努力の状況及び解決の見通しを簡潔に記入すること。

ハ. 「全部支払のもの」、「一部支払のもの」及び「全部未払のもの」欄は、不払労働者ごとに

判断するものであること。また、上記 3 に示す〈記載対象事案〉の②及び⑤に該当する事案を通報する場合にあっては、当該特定建設業者に関する前記事項についてさらに（ ）書きすること。

ニ、「支払者」欄は、支払者名を記入し（法人、個人の区別に明確にすること）、支払者が当該不払業者でない場合は、不払業者との関係を併せ記入すること。

7. 「第一次元請負人たる特定建設業者、上記不払に責任のある元請建設業者」欄については、特定建設業者を通報する事案（上記 3 に示す〈記載対象事案〉の②及び⑤に該当する事案）及び資格審査事案であって元請建設業者を通報するもの（上記 3 に示す〈記載対象事案〉の④に該当する事案）のみ、それぞれ他方を抹消して使用すること。

イ、「下請代金の支払状況」欄は、当該特定建設業者又は元請建設業者の当該不払業者に係る下請代金の支払状況（数次の下請負によるものは、中間請負業者の支払状況を含む。）について、「支払なし」、「〇〇建設は△△建設へ、前金払 1,000 万円、工事高 50% に対し 4,000 万円支払済（50%）。△△建設は××組へ、工事完了検査済にかかわらず残高 500 万円（50%）を支払っていない」等と簡潔に記入し、さらに不払業者が、元請業者が建設業法契約に違反して支払わない旨申し立てているときは、その旨及び経緯を併せて記入すること（建設業法第 24 条の 3 ～ 第 24 条の 5 参照）。

ロ、「上記不払に責任のある理由」欄は、特定建設業者を通報する事案については記入を要しないこと。本欄には、上記 3 に示す〈記載対象事案〉の④の「元請建設業者として責任がある」場合の a、b、c について該当する記号を記入し、さらに責任があると認めた具体的事実を記入すること。

ハ、「上記不払にかかる下請指導の状況」欄は、特定建設業者を通報する事案のみ、第 1 表の記載要領 7 のロの例にならって記入すること。

ニ、その他、「商号又は名称」、「許可番号」等欄については、第 1 表の記載要領 4 の例にならって記入すること。

監 4 0 1 申告処理状況報告

様式第1号 申告処理状況（家内労働法関係を除く。）

平成 年1月～12月
労働局

区 分 業 種		要 処 理 申 告 事 業 場 数					監 事 督 業 実 場 施 数 (F)	違 反 事 業 場 数 (G)	違 反 事 業 場 数 比 率 ($\frac{G}{F}$) (%)	完 結 事 業 場 数 (I)	完 結 率 ($\frac{I}{E}$) (%)
		前 年 か ら の 繰 越 件 数 (A)	直 接 受 理 数 (B)	他 局 移 送 さ れ た 数 (C)	他 局 送 付 し た 件 数 (D)	計 (A+B+C-D) (E)					
1 号	食 料 品 製 造 業										
	織 維 工 業										
	衣服その他の繊維製品製造業										
	木材・木製品製造業										
	家具・装備品製造業										
	パルプ・紙・紙加工品製造業										
	印刷・製本業										
	化学工業										
	窯業土石製品製造業										
	鉄 鋼 業										
	非鉄金属製造業										
	金属製品製造業										
	一般機械器具製造業										
	電気機械器具製造業										
2 号	輸送用機械等製造業										
	電気・ガス・水道業										
	その他の製造業										
	小 計										
	石 炭 採 取 業										
	土 石 採 取 業										
	その他の鉱業										
	小 計										
	土木工事業										
	建築工事業										
	その他の建設業										
	小 計										
	鉄道・軌道・水運・航空業										
	道路旅客運送業										
	道路貨物運送業										
	その他の運輸交通業										
3 号	小 計										
	陸上貨物取扱業										
	港湾運送業										
	小 計										
	1 ～ 5 号 計										
	農 業										
	林 業										
	小 計										
	畜 産 業										
	水 産 業										
	小 計										
	8 号 商 業										
	9 号 金 融 ・ 広 告 業										
	10 号 映 画 ・ 演 劇 業										
	11 号 通 信 業										
	12 号 教 育 ・ 研 究 業										
1 3 号	医 療 保 健 業										
	社 会 福 祉 施 設 業										
	その他の保健衛生業										
	小 計										
	1 4 号 旅 館 業										
	飲 食 業										
	その他の接客娯楽業										
	小 計										
	15 号 清 掃 ・ と 畜 業										
	16 号 官 公 遣 業										
	1 7 号 派 遣 業										
	その他の事業業										
	小 計										
	6 ～ 1 7 号 計										
	合 計										

監 4 0 1 申 告 処 理 状 況 報 告

様式第2号 申告処理状況（家内労働法関係を除く。）

平成 年1月～12月

労働局

業 種		主 要 事 項 別 被 申 告 事 業 場 数												
		基 準 法							最 低 賃 金 法	安 全 衛 生 法			じん肺法	
		均 等 待 遇	男 女 同 一 賃 金	賃 金 不 払	解 雇	労働時間等		そ の 他		安 全	衛 生	そ の 他		
						一 般	年 少 者							
1 号	食 料 品 製 造 業													
	織 維 工 業													
	衣服その他の繊維製品製造業													
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業													
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業													
	パルプ・紙・紙加工品製造業													
	印 刷 ・ 製 本 業													
	化 学 工 業													
	窯業土石製品製造業													
	鉄 鋼 業													
	非鉄金属製造業													
	金 属 製 品 製 造 業													
	一般機械器具製造業													
	電気機械器具製造業													
2 号	輸送用機械等製造業													
	電気・ガス・水道業													
	その他の製造業													
	小 計													
	3 号	石 炭 鉱 業												
		土 石 採 取 業												
		その他の鉱業												
	4 号	土 木 工 事 業												
		建 築 工 事 業												
		その他の建設業												
	5 号	鉄道・軌道・水運・航空業												
		道路旅客運送業												
		道路貨物運送業												
	6 号	その他の運輸交通業												
小 計														
陸上貨物取扱業														
7 号	港 湾 運 送 業													
	小 計													
	1 ～ 5 号 計													
8 号	農 業													
	林 業													
	小 計													
9 号	畜 産 業													
	水 産 業													
	小 計													
10 号	商 業													
	金 融 ・ 広 告 業													
	映 画 ・ 演 劇 業													
11 号	通 信 業													
	教 育 ・ 研 究 業													
	医 療 保 健 業													
12 号	社 会 福 祉 施 設 業													
	その他の保健衛生業													
	小 計													
13 号	旅 館 業													
	飲 食 業													
	その他の接客娯楽業													
14 号	小 計													
	清 掃 ・ と 畜 業													
	官 公 署													
15 号	派 遣 業													
	そ の 他 の 事 業													
	小 計													
6 ～ 17 号 計														
合 計														
主要事項別違反事業場数														

監 4 0 1 申告処理状況報告

平成 年1月～12月分

労働局

様式第3号 家内労働法関係

業 種	事 項	申 告 処 理 実 施 状 況									主 要 事 項 別		
		要 処 理 申 告 営 業 所 数					申 告 業 所 違 反 数 (G)	同 業 所 違 反 率 (G/F) (%)	完 結 業 所 数 (I)	完 結 率 (I/E) (%)	被 申 告 営 業 所 数		
		前 繰 年 越 件 数 (A)	直 接 受 理 数 (B)	他 移 件 局 署 さ れ た 数 (C)	他 送 局 署 へ 件 移 数 (D)	計 (A+B +C-D) (E)					家 手 内 労 働 帳	工 賃 不 払	そ の 他
食 品 製 造 業													
織 維 工 業													
衣 服 そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業													
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業													
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業													
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業													
印 刷 ・ 製 本 業													
化 学 工 業	化 学 織 維 製 造 業												
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業												
	ゴ ム 製 品 製 造 業												
	皮 革 ・ 同 製 品 製 造 業												
	上 記 を 除 く 化 学 工 業												
窯 業 土 石 製 品 製 造 業													
鉄 鋼 業													
非 鉄 金 属 製 造 業													
金 属 製 品 製 造 業													
一 般 機 械	機 械 (精 密 機 械 を 除 く) 器 具 製 造 業												
器 具 製 造 業	上 記 を 除 く 一 般 機 械 器 具 製 造 業												
電 気 機 械 器 具 製 造 業													
輸 送 用 機 械 等 製 造 業													
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業													
そ の 他 の 製 造 業													
合 計													
主 要 事 項 別 違 反 営 業 所 数													

監 4 0 1 様式第 1 号 記 載 要 領

1. 「前年からの繰越件数(A)」欄には、前年中までに受理したもののうち、完結処理のなされなかったものを計上する。
2. 「監督実施事業場数(F)」欄には、被申告事業場に対する初回の臨検監督(机上処理によって是正勧告書を交付した場合を含む。)件数を計上すること。
3. 「違反事業場数(G)」欄には、臨検監督により申告内容と関連する法違反があった事業場のみに計上することとするので、例えば、法第32条違反として申告のあった事業場に第32条又は、これに関連する労働時間関係違反が存在せず、別に第24条違反が存在したような場合は、本欄に計上しないこと。

監 4 0 1 様式第 2 号 記 載 要 領

1. 「主要事項別被申告事業場数」欄には、「直接受理件数」のうち他局署へ移送せず直接処理した件数(B-D)及び他局署から移送された件数(C)について計上することとし、申告のあった事項ごとにそれぞれ1件として計上すること。
2. 「賃金不払」欄には、法第23条、第24条、第26条及び第37条、「解雇」欄には、法第19条及び第20条、「労働時間等」欄には、法第32条、第35条、第40条、第60条、第61条及び第62条に定める事項について申告のあった事業場数を計上すること。
3. 「主要事項別違反事業場数」欄には、臨検監督によって違反を指摘した場合で、事項別の申告内容に対応する違反のみ計上すること。

監 4 0 1 様式第 3 号 記 載 要 領

1. 「各比率」欄は、小数第2位で4捨5入した数値を計上すること。
2. 「業種」は、委託された家内労働製品の製造業として分類すること。
3. 「申告監督実施営業所数(F)」欄には、被申告営業所に対する初回の臨検監督(机上処理によって是正勧告書を交付した場合を含む。以下同じ。)件数を計上すること。
4. 「違反営業所数(G)」欄には、要処理申告営業所数の「計(E)」欄に掲げられた営業所のうち、臨検監督により申告事項に関連する法違反のあった営業所数のみ計上すること。
5. 「主要事項別被申告営業所数」欄には、「直接受理件数(B)」のうち他局署へ移送せず直接処理した件数(B-D)及び他局署から移送された件数(C)について計上することとし、申告のあった事項ごとにそれぞれ1件として計上すること。
6. 「主要事項別違反営業所数」欄には、臨検監督によって違反を指摘した場合のみならず、机上処理によって是正勧告書を交付した場合も含むこととし、事項別の申告内容に対応する違反のみを計上すること。

なお、申告のあった事項ごとに違反がある場合があるので、本欄の合計は、「申告処理状況」の「違反営業所数(G)」の「合計」欄の数字と一致しなくても差し支えないこと。

監 4 0 2 監 督 指 導 業 務 及 び 措 置 状 況 等 報 告

平成 年 1 月～12 月 分

(その 1) 臨 検 監 督 等 手 法 別 措 置 状 況

労 働 局

項 目			実 施 件 数 又 は 回 数	所 要 業 務 量 (延 日 数)
臨 検 監 督		定 期 監 督		日
		災 害 時 監 督		日
		災 害 調 査		日
	定 期 監 督 等			日
	申 告 監 督			日
	再 監 督			日
	小 計			日
司 法 警 察 事 務			件	日
調 査			件	日
検 査			件	日
集 団 指 導	監 督 関 係		回	日
	安 全 衛 生 関 係		回	日
	労 働 時 間 関 係		回	日
	賃 金 関 係		回	日
	そ の 他		回	日
	小 計		回	日
そ の 他	監 督 関 係		回	日
	安 全 衛 生 関 係		回	日
	労 働 時 間 関 係		回	日
	賃 金 関 係		回	日
	そ の 他		回	日
	小 計		回	日
合 計			件 回	日

監 4 0 2 (その1) 記 載 要 領

1. 本表は、監督官に係るもののみ計上すること。
2. 「所要業務量（延日数又は時間数）」欄は、各項目ごとに、それぞれに要する庁外活動（司法警察事務については、庁内における事務処理を含む。）の業務量を計上するもので、原則として半日単位（0.5日）とし、4時間未満は0.5日、4時間以上の場合は1日として計上すること。
3. 監督官が行う災害調査については、昭和39年4月20日付け基発秘第5号、改正昭和48年8月1日付け基発第445号「監督業務運営要領の改善について」により、監督復命書を用いて行う災害調査は「災害時監督」欄に、災害調査復命書を用いて行う災害調査は「災害調査」欄に各々計上すること。
4. 「調査」欄は、許可・認定のための調査及び労働条件実態の把握のための調査を計上すること。
また、賃確法に基づく認定及び確認に係る業務のうち庁外活動については、本欄に計上すること。
5. 「集団指導」欄は、集団指導をその主たる内容によって監督関係（主として一般労働条件の履行確保等に関するもの。以下6において同じ。）、安全衛生関係、労働時間関係（主として労働時間対策に関するもの。以下6において同じ。）、賃金関係（主として最低賃金・工賃の周知・履行確保等に関するもの。以下6において同じ。）及びその他（定年延長、財形貯蓄等の指導に関するものは本欄に含まれる。以下6において同じ。）に分類して計上すること。
6. 「その他」欄は、「臨検監督」、「司法警察事務」、「調査」、「検査」及び「集団指導」に該当しないもので庁外で行われるもの、例えば、官公庁間の連絡会議、各種団体の行事的な会合及び技能講習への出席等について、その内容によって監督関係、安全衛生関係、労働時間関係、賃金関係及びその他に分類して計上すること。
なお、部内的な各種会議、研修は含まないものであること。
7. 「合計」欄のうち、実施件数については、「司法警察事務」欄、「調査」欄及び「検査」欄の合計を、また、回数については、「集団指導」及び「その他」欄の合計をそれぞれ記入すること。
8. 本報告を労働基準行政情報システムで行った場合には、本表による報告を要しない。

(その2) 関係行政機関等との相互通報制度等の運用状況

(その2) 関係行政機関等との相互通報制度等の運用状況

平成 年 1 月～12 月
労働局

事項	区分 件数	陸運関係機関	警察機関	消防機関	建設行政機関		職業		安定		行政	
					労基法 等違反	賃金不払 立替払勧告	派遣者 労働者	出労働者	稼働者	年少者 労働者	問題 事業場	その他
提通 供報 等又 のは 状況 況報	行った件数 (A)	()		()			()	()	()			
	受けた件数 (B)											
処 理 状 況	(A) について関係 行政機関から回 報のあった件数	()			()							
	(B) について監督 機関が処理した 件数	()	()		()		【 ()	()	()	()	()	

監 4 0 2 (その2) 記 載 要 領

1. 「陸運関係機関」欄については、
 - (1) 「行った件数(A)」欄の()内には、いわゆるダンプ規制法に基づく通報件数を内数で計上すること。
 - (2) 「(A)について関係行政機関から回報のあった件数」欄の()内には、車両の使用停止措置件数を計上すること。
 - (3) 「(B)について監督機関が処理した件数」欄の()内には、司法処分に付した件数を内数で計上すること。
2. 「警察機関」欄については、

「(B)について監督機関が処理した件数」欄の()内には、司法処分に付した件数を内数で計上すること。
3. 「消防機関」欄については、

「行った件数(A)」欄の()内には、当該年における建設業附属寄宿舍に対する監督実施総件数を計上すること。
4. 「建設行政機関」欄については、
 - (1) 本省を經由したものを除いて計上すること。
 - (2) 「労基法等違反」欄に関わる「(A)について関係行政機関から回報のあった件数」欄の()内には、営業停止措置件数を内数で計上すること。
 - (3) 「労基法等違反」欄に関わる「(B)について監督機関が処理した件数」欄の()内には、司法処分に付した件数を内数で計上すること。
5. 「職業安定行政」欄については、
 - (1) 「行った件数(A)」及び「受けた件数(B)」欄には、平成12年8月30日付け基発第543号・職発第588号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」(以下「連携通達」という)に基づき情報提供を行った事業場数を計上すること。
 - (2) 「行った件数(A)」欄の()内には、司法処分に付したことにより情報提供した件数を計上すること。
 - (3) 「(B)について監督機関が処理した件数」欄の()内には、司法処分に付した件数を計上すること。
 - (4) 「派遣労働者」の「(B)について監督機関が処理した件数」欄の【 】内には、連携通達に基づき労働基準監督署及び職業安定所の職員が共同して臨検、立入検査等事業場(所)に赴いて指導監督を行った件数を計上すること。
 - (5) 「その他」欄には、連携通達の別表2に記載されたもの以外の情報提供等を行った件数を計上すること。

なお、本件に関しては、情報提供等の概要がわかる書面等を添付すること。

監 4 0 5 許 可 及 び 認 定 等 件 数 調

平成 年 1 月～12月分
労 働 局

区 分	根 拠 条 文		名 称	申 請 件 数	許 可 及 び 認 定 等 件 数
	法	規 則			
許 可	基33条1項	則13条	非常災害時の理由による労働時間延長・休日労働許可		
	基41条	則23条	断続的な宿直又は日直勤務許可		
	基40条	則33条	休憩自由利用除外許可		
	基41条3号	則34条	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可		
	基71条	則34条の4	職業訓練に関する特例許可		
	基56条2項	年少則1条	使用許可		
	基61条3項	年少則5条	交替制による深夜業時間延長許可		
	基96条	寄宿則36条	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可		
	安衛12条	安衛則8条	衛生管理者選任特例許可		
	安衛13条	安衛則13条	産業医選任特例許可		
	安衛22条	有機則13条	施設の特例許可		
	安衛22条	有機則18条の3	局所排気装置特例稼働許可		
	安衛55条	特化則46条	製造等の特例許可		
	安衛65条	測定基準2条 10条、13条	作業環境測定特例許可		
	安衛66条	有機則31条	健康診断の特例許可		
小 計					
認 定 等	基19条1項但書後段 基20条1項但書前段	則7条	解雇制限・解雇予告除外認定		
	基20条1項但書後段	則7条	解雇予告除外認定		
	賃確7条	則9条	未払賃金の立替払に係る認定		
	賃確7条	則14条	未払賃金の立替払に係る確認		
	安衛22条	有機則3条、4条	適用除外認定		
	安衛22条	鉛則2条、4条	適用除外認定		
	安衛22条	特化則6条	適用除外認定		
	安衛22条	粉じん則2条	粉じん作業非該当認定		
	安衛22条	粉じん則9条	一部適用除外認定		
小 計					
届 出	基18条2項	則6条	貯蓄金管理に関する協定届		
	基32条の2 2項	則12条の2の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届		
	基32条の4 4項	則12条の4	1年単位の変形労働時間制に関する協定届		
	基32条の5 3項	則12条の5	1週間単位の変形労働時間制に関する協定届		
	基33条1項但書	則13条	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届		
	基36条1項	則17条	時間外労働・休日労働に関する協定届		
	基38条の2 3項	則24条の2	事業場外労働に関する協定届（36協定届に付随したものを含む）		
	基38条の3 2項	則24条の2の2	専門業務型裁量労働制に関する協定届		
	基38条の4 1項	則24条の2の3	企画業務型裁量労働制に関する決議届		
	基38条の4 2項	則24条の2の4	労使委員会設置届		
	基38条の4 4項	則24条の2の5	企画業務型裁量労働制に関する報告		
	基38条の4 5項	則17条	時間外・休日労働に関する労使委員会の決議届		
	基89条1項	則49条	就業規則届・変更届		
	基95条1項	寄規1条の2 ・建寄規2条	寄宿舎規則届・変更届		
	基96条の2	寄規3条の2 ・建寄規5条	寄宿舎設置・移転・変更届		
	安衛5条	安衛則1条	共同企業体代表者（変更）届		
	時短促進7条	時短促進則1条	労働時間短縮推進委員会設置届		
	時短促進7条	労基則17条	時間外・休日労働に関する労働時間短縮推進委員会の決議届		
小 計					
命 令 等	基18条6項	則6条の3	貯蓄金管理中止命令		
	基33条2項	則14条	代休附与命令		
	基58条2項	年少則3条	労働契約解除		
	基92条2項	則50条	就業規則変更命令		
	賃確4条	則3条	貯蓄金の保全措置命令		
	安衛11条		安全管理者増員・解任命令		
	安衛12条		衛生管理者増員・解任命令		
	安衛88条		工事着手差止め・計画変更命令		
	安衛12条	安衛則9条	共同衛生管理者選任勧告		
	じん肺13条3項、 15条3項	則15条	検査命令		
小 計					

監 4 0 5 記 載 要 領

当該年における件数を記入すること。したがって、当該年においてなされた申請にかかる許可、認定、承認又は確認を当該年中に行っていないもの（申請について調査中のもの、申請受理後申請が取り下げられたもの、不許可、不認定、不承認、不確認としたもの等）については、申請件数のみ計上すること。

監 4 0 6 賃金不払事件、貯蓄金返還不能事
件及び工賃不払事件処理状況報告

平成 年 月～平成 年 月分
労働局

第 1 表 概 況

項 目			不 払 ・ 返 還 不 能 の 状 況			解 決 状 況 (B)	解 決 不 能 (C)	次 期 繰 越 (D) [(A) - (B) - (C)]
			前 期 繰 越	当 期 把 握	計 (A)			
賃 金 不 払	件 数	合 計	件					
		定 期 給 与						
		退 職 金						
		そ の 他						
	対 象 労 働 者 数	合 計	人					
		定 期 給 与						
		退 職 金						
		そ の 他						
	金 額	合 計	千円					
		定 期 給 与						
		退 職 金						
		そ の 他						
貯 蓄 金 返 還 不 能	件 数	件						
	対 象 労 働 者 数	人						
	金 額	千円						
工 賃 不 払	件 数	件						
	対 象 家 内 数 労 働 者	人						
	金 額	千円						

平成 年 月～平成 年 月分
労 働 局

第2表 業種別状況（賃金不払件数）

業 種	項 目	件 数				
		前期繰越	当期把握	計	解 決	解決不能 次期繰越
1 号	食 料 品 製 造 業					
	織 維 工 業					
	衣服その他の繊維製品製造業					
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業					
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業					
	パルプ・紙・紙加工品製造業					
	印 刷 ・ 製 本 業					
	化 学 工 業					
	窯業土石製品製造業					
	鉄 鋼 業					
	非鉄金属製造業					
	金 属 製 品 製 造 業					
	一般機械器具製造業					
	電気機械器具製造業					
	輸送用機械等製造業					
	電気・ガス・水道業					
	そ の 他 の 製 造 業					
	小 計					
2 号	石 炭 鉱 業					
	土 石 採 取 業					
	そ の 他 の 鉱 業					
	小 計					
3 号	土 木 工 事 業					
	建 築 工 事 業					
	そ の 他 の 建 設 業					
	（出稼労働者関係）					
	小 計					
4 号	鉄道・軌道・水運・航空業					
	道 路 旅 客 運 送 業					
	道 路 貨 物 運 送 業					
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業					
	小 計					
5 号	陸上貨物取扱業					
	港 湾 運 送 業					
	小 計					
1 ～ 5 号 計						
6号	農 林 業					
7号	畜 産 ・ 水 産 業					
8号	商 業					
9号	金 融 ・ 広 告 業					
10号	映 画 ・ 演 劇 業					
11号	通 信 業					
12号	教 育 ・ 研 究 業					
13号	保 険 衛 生 業					
14号	接 客 娛 楽 業					
15号	清 掃 ・ と 畜 業					
16号	官 公 署					
17号	そ の 他 の 事 業					
6 ～ 17 号 計						
合 計						

監 4 0 6 賃金不払事件、貯蓄金返還不能事
件及び工賃不払事件処理状況報告

平成 年 月～平成 年 月分
労 働 局

第 3 表 業種別状況（賃金不払対象労働者数）

業 種	項 目	対 象 労 働 者 (人)					
		前期繰越	当期把握	計	解 決	解決不能	次期繰越
1 号	食 料 品 製 造 業						
	織 維 工 業						
	衣服その他の繊維製品製造業						
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業						
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業						
	パルプ・紙・紙加工品製造業						
	印 刷 ・ 製 本 業						
	化 学 工 業						
	窯業土石製品製造業						
	鉄 鋼 業						
	非鉄金属製造業						
	金属製品製造業						
	一般機械器具製造業						
	電気機械器具製造業						
	輸送用機械等製造業						
2 号	電気・ガス・水道業						
	その他の製造業						
	小 計						
	石 炭 鉱 業						
3 号	土 石 採 取 業						
	その他の鉱業						
	小 計						
	土 木 工 事 業						
4 号	建 築 工 事 業						
	その他の建設業						
	(出稼労働者関係)						
	小 計						
5 号	鉄道・軌道・水運・航空業						
	道路旅客運送業						
	道路貨物運送業						
	その他の運輸交通業						
6 号	小 計						
	陸上貨物取扱業						
	港湾運送業						
1 ～ 5 号 計							
6 号	農 林 業						
7 号	畜 産 ・ 水 産 業						
8 号	商 業						
9 号	金 融 ・ 広 告 業						
10 号	映 画 ・ 演 劇 業						
11 号	通 信 業						
12 号	教 育 ・ 研 究 業						
13 号	保 險 衛 生 業						
14 号	接 客 娛 楽 業						
15 号	清 掃 ・ と 畜 業						
16 号	官 公 署						
17 号	そ の 他 の 事 業						
6 ～ 17 号 計							
合 計							

監 4 0 6 賃金不払事件、貯蓄金返還不能事件及び工賃不払事件処理状況報告

平成 年 月～平成 年 月分
労 働 局

第 4 表 業種別状況（賃金不払金額）

業 種	項 目	金 額 (千円)				
		前期繰越	当期把握	計	解 決	解決不能 次期繰越
1 号	食 料 品 製 造 業					
	織 維 工 業					
	衣服その他の繊維製品製造業					
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業					
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業					
	パルプ・紙・紙加工品製造業					
	印 刷 ・ 製 本 業					
	化 学 工 業					
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業					
	鉄 鋼 業					
	非 鉄 金 属 製 造 業					
	金 属 製 品 製 造 業					
	一 般 機 械 器 具 製 造 業					
	電 気 機 械 器 具 製 造 業					
	輸 送 用 機 械 等 製 造 業					
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業					
	そ の 他 の 製 造 業					
	小 計					
2 号	石 炭 鉱 業					
	土 石 採 取 業					
	そ の 他 の 鉱 業					
	小 計					
3 号	土 木 工 事 業					
	建 築 工 事 業					
	そ の 他 の 建 設 業					
	(出稼労働者関係)					
4 号	小 計					
	鉄道・軌道・水運・航空業					
	道 路 旅 客 運 送 業					
	道 路 貨 物 運 送 業					
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業					
5 号	小 計					
	陸 上 貨 物 取 扱 業					
	港 湾 運 送 業					
1 ～ 5 号 計						
6 号	農 林 業					
7 号	畜 産 ・ 水 産 業					
8 号	商 業					
9 号	金 融 ・ 広 告 業					
10 号	映 画 ・ 演 劇 業					
11 号	通 信 業					
12 号	教 育 ・ 研 究 業					
13 号	保 険 衛 生 業					
14 号	接 客 娛 楽 業					
15 号	清 掃 ・ と 畜 業					
16 号	官 公 署					
17 号	そ の 他 の 事 業					
6 ～ 17 号 計						
合 計						

監 4 0 6 賃金不払事件、貯蓄金返還不能事
件及び工賃不払事件処理状況報告

平成 年 月～平成 年 月分
労 働 局

第5表 業種別状況（貯蓄金返還不能、工賃不払関係）

区 分 業 種		貯 蓄 金 返 還 不 能						工 賃 不 払					
		件 数 (件)		対象労働者数 (人)		金 額 (千円)		件 数 (件)		対象家内労働者数 (人)		金 額 (千円)	
		当期把握	次期繰越	当期把握	次期繰越	当期把握	次期繰越	当期把握	次期繰越	当期把握	次期繰越	当期把握	次期繰越
1号	食 料 品 製 造 業												
	織 維 工 業												
	衣服その他の繊維製品製造業												
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業												
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業												
	パルプ・紙・紙加工品製造業												
	印 刷 ・ 製 本 業												
	化 学 工 業												
	窯業土石製品製造業												
	鉄 鋼 業												
	非鉄金属製造業												
	金属製品製造業												
	一般機械器具製造業												
	電気機械器具製造業												
	輸送用機械等製造業												
	電気・ガス・水道業												
	そ の 他 の 製 造 業												
	小 計												
2号	石 炭 鉱 業												
	土 石 採 取 業												
	そ の 他 の 鉱 業												
	小 計												
3号	土 木 工 事 業												
	建 築 工 事 業												
	そ の 他 の 建 設 業												
	小 計												
4号	鉄道・軌道・水運・航空業												
	道 路 旅 客 運 送 業												
	道 路 貨 物 運 送 業												
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業												
	小 計												
5号	陸上貨物取扱業												
	港 湾 運 送 業												
	小 計												
	工 業 的 業 種 計												
6号	農 林 業												
7号	畜 産 ・ 水 産 業												
8号	商 業												
9号	金 融 ・ 広 告 業												
10号	映 画 ・ 演 劇 業												
11号	通 信 業												
12号	教 育 ・ 研 究 業												
13号	保 健 衛 生 業												
14号	接 客 娛 楽 業												
15号	清 掃 ・ と 畜 業												
16号	官 公 署												
17号	そ の 他 の 事 業												
	非 工 業 的 業 種 計												
	合 計												

監 4 0 6 第 1 表 記 載 要 領

1. 本報告の用語の定義は、次のとおりであること。

(1) 「賃金不払」とは、法第23条、第24条、第26条及び第37条に規定する賃金の全部又は一部が賃金支払期日に支払われないことをいうこと。

なお、最低賃金法第5条違反に係る不払事件は含まないこと。

(2) 「定期給与」とは、法第24条第2項本文に規定する毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない賃金をいう。「その他」とは、「定期給与」、「退職金」以外の賃金であって、臨時に支払われる賃金、賞与、その他これに準ずるもので、労働基準法施行規則第8条に定める賃金をいうこと。

(3) 「貯蓄金返還不能」とは、法第18条に規定する貯蓄金（貯蓄金の利子を含む。）が同条第5項及び法第23条第1項の規定に反し、労働者の請求があつたにもかかわらず、労働者に返還されないことをいうこと。

(4) 「工賃不払」とは、家内労働法第6条に規定する工賃の全部又は一部が同条第2項に規定する支払期日までに支払われないことをいうこと。

2. 「前期繰越」欄は、前回報告の「次期繰越」欄と一致するものであるので、作表に当たって照合しておくこと。

3. 「当期把握」欄には、「件数」欄については新規事件として当期に把握したもの、「対象労働者数」又は「対象家内労働者数」欄及び「金額」欄については、①新規事件として当期に把握したもの、及び②前期よりすでに把握していた事件であつて当期中に増加したものの合計を記入すること。

4. 「解決状況」欄には、「件数」欄についてはその全額が解決となった事件数、「対象労働者数」又は「対象家内労働者数」欄については、①全額が解決となった場合の人数、及び②対象労働者又は対象家内労働者の全部又は一部についてその全額が解決となった場合の人数、「金額」欄についてはとにかく一部でも解決された金額の全額を記入すること。したがって、解決となった件数がゼロの場合でも、解決となった労働者数及び金額が計上され、また、解決となった件数及び労働者数がゼロの場合でも、解決となった金額が計上されることがあること。

5. 「解決不能」欄には、法人の清算終了又は事業主・委託者、労働者若しくは家内労働者の所在不明により解決の見込みのないもの及び司法処分等により監督の実益のないものとして不能処理したものを記入すること。

なお、未払賃金の立替払事業へ移行した事案は、必ず「解決不能」欄に計上されるべきものであること。

6. 移送事件については、移送を受けた所轄労働基準監督署の事件として計上し、移送元では計上しないこと。

7. 同一事業場において、賃金不払、貯蓄金返還不能若しくは工賃不払の2以上が発生した場合に

は、「賃金不払」、「貯蓄金返還不能」及び「工賃不払」欄のそれぞれ該当欄に計上すること。

また、賃金不払事件については、同一事業場において、定期給与、退職金若しくはその他の不払の2以上が発生した場合には、「件数」、「対象労働者数」及び「金額」欄の「定期給与」、「退職金」又は「その他」欄にそれぞれ計上すること。ただし、「件数」及び「対象労働者数」欄の「合計」欄には重複して記載しないこと。したがって、「件数」及び「対象労働者数」欄については、「合計」欄の数字と「定期給与」、「退職金」及び「その他」欄の合計とが一致しなくても差し支えないこと。

監406第2表、第3表、第4表 記 載 要 領

1. 「件数」、「対象労働者数」及び「金額」欄のそれぞれ「前期繰越」欄は、前回報告の「次期繰越」欄と一致するものであるので、作表に当たって照合しておくこと。
2. 「件数」、「対象労働者数」及び「金額」欄のそれぞれ「合計」欄は、第1表の賃金不払事件のそれぞれ該当欄と一致するものであるので、作表の際に必ず照合しておくこと。
3. 3号建設業の「（出稼労働者関係）」欄には、建設業における出稼労働者関係の賃金不払事件について、内数で計上すること。

監406第5表 記 載 要 領

1. 「貯蓄金返還不能」及び「工賃不払」欄のそれぞれ「合計」欄は、第1表の「当期把握」及び「次期繰越」欄のそれぞれ該当欄と一致するものであるので、作表の際に必ず照合しておくこと。
2. 「工賃不払」の「業種」欄は、委託された家内労働製品の製造業として分類計上すること。

監406第6表 記 載 要 領

1. 当期中に発生した賃金不払金額及び当期末現在の賃金不払未解決金額が総額1,000万円以上の事業場並びに当期末現在未解決の貯蓄金返還不能事業場及び工賃不払未解決金額が100万円以上の営業所のすべてにつき記載すること。また、前回報告において「当期末」現在未解決の事業場（営業所）として報告のあった事業場については、たとえ、この間に解決した場合（賃金不払の場合にあっては、総額1,000万円を、工賃不払の場合にあっては総額100万円をそれぞれ下回った場合を含む。）であっても、今回報告において必ず記載すること（次回報告からは記載の必要はない。）。

なお、賃金不払事件であって、当期中に未払賃金の立替払事業に移行したものについては「解決不能」として処理することとなるので、たとえ不払金額の立替払金額との差が1,000万円以上であっても、今回報告に記載する必要はないこと。

2. 「業種」については、労働基準局報告例規基準業種分類表の中分類を記入すれば足りること。

なお、建設業にあっては、元請事業場名と工事名を()書すること。

3. 「対象労働者数又は対象家内労働者数」については、事業場全体の労働者数ではなく、賃金不払、貯蓄金返還不能又は工賃不払の対象となる労働者数を記入すること。

4. 「増減の理由、今後の見通し」欄については、その要点を記入すれば足りること。なお、司法処理及び未払賃金の立替払事業への移行の見込み等、参考となる事項も併せて記載すること。

5. 本表に記載されない事件又は記載された事件であっても社会的に問題となるような事件については、その情報を随時、監 505「情報の速報」により報告すること。

監 5 0 1 行政運営方針等策定変更報告

当該方針の写を2部送付すること。

この場合、監督署において作成した対象別、実施時期別監督指導計画及び局が行う監督指導計画を添付すること。

監 5 0 4 監察実施結果に関する報告

1. 署長かぎりでは是正しうる事項のうち、重要なもの又はすでに指示したにもかかわらず是正されないものについては、その事項およびそれに対する指示の内容。
2. 監察官が指摘した是正すべき事項のうち、局長の権限の範囲内では、是正しえないものがある場合はその事項の内容および是正方法に関する意見。

監 5 0 5 情 報 の 速 報

1. 報告すべき場合(1)～(5)及び(11)についてはその内容、及びこれに関する新聞記事、放送の内容、抗議文、建議文、陳情書などの写又はその概要を送付すること。
2. (7)については、送検した場合には送致書写、検察官処分については処分年月日、処分の種類（そのうち、不起訴処分にあつてはその理由の概要）、判決（略式命令等を含む。）のあつた場合には、その年月日、裁判の種類、量刑及び確定の有無（上訴のあつた場合には、その年月日）を報告すること。

なお、判決のあつた場合には(8)によりその写を送付することに留意すること。

3. (6)及び(8)については、判決文又は決定文の写を送付すること。
4. (9)については、効果をあげるために講じた行政手法、経過、効果等について報告すること。
5. (10)については、改善の動機、経過、内容及び効果等（局署の指導による場合はその指導経過及び内容）について報告すること。
6. (11)については、その内容に討議の経過及び意見を付して送付すること。
7. 事案によっては、①事案の発生段階、②司法処理等労働基準監督機関として講じた措置を公表する段階等、事案の処理の節目で事前に報告を行うこと。

(.

(

()

(

2 計 画 課 関 係

(:)

(/)

()

()

計 4 0 1 労 災 防 止 指 導 員 活 動 状 況 報 告

(平成 年度分)

労 働 局

区 分	個 別 指 導		集 団 指 導		指 導 の 結 果 特 に 効 果 の あ っ た 事 例 及 び そ の 他 参 考 と な る 事 項
	日 数	事 業 場 数	日 数	事 業 場 数	
一 般 指 導 員					
	指 導 書 の 交 付 数				
	職 員 の 同 行 回 数				
人					
労 組 関 係 指 導 員	日 数	事 業 場 数	日 数	事 業 場 数	
		()		()	
	指 導 書 の 交 付 数				
	職 員 の 同 行 回 数				
人					

- (注) 1. 「日数」欄には、指導員の指導暦日数を記入すること。
2. 「事業場」欄には、指導を行った事業場の延数を記入すること。なお、一般指導員と労組関係指導員が共に同一の事業場を指導した場合は、各々計上したのち、労組関係指導員の欄にその数を内数として() 書すること。
3. 「その他参考になる事項」には、指導員に対する研修の好事例も含まれるものであること。
4. 指導員数は、3月31日現在の数を記入すること。

計 5 0 2 安全衛生に関する情報及び資料の収集報告

報告すべき場合の 1 の(1)(2)(3)(4)については、その内容及びこれに関する新聞記事、抗議文、陳情書などの写又は概要を送付すること。

3 安全課関係

安 4 0 2 特定機械等設置状況報告（その一）

（平成 年12月31日現在）

労 働 局

労働基準監督署

（イ） ボイラー

種 別 伝 熱 面 積 別	蒸 気 ボ イ ラ ー														温 水 ボ イ ラ ー		計		
	水 管 ボイラー	強 制 循環 ボイラー	貫 流 ボイラー	ラ ン カ シ ャ 形	コ ル ニ シ ャ 形	立 形	横 煙 管 式	炉 筒 煙 管 式	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用	機 関 車 機 関 車 用 形 用
5 m ² 未 満																			
5 m ² 以 上																			
10 m ² 未 満																			
10 m ² 以 上																			
40 m ² 未 満																			
40 m ² 以 上																			
100 m ² 未 満																			
100 m ² 以 上																			
200 m ² 未 満																			
200 m ² 以 上																			
300 m ² 未 満																			
300 m ² 以 上																			
500 m ² 未 満																			
500 m ² 以 上																			
700 m ² 未 満																			
700 m ² 以 上																			
計																			
新 設																			
廃 止																			
現 在																			

（ロ） 第一種圧力容器

内 容 別 種 別	種 別										計		
	蒸 煮 器	加 硫 器	消 毒 器	精 鍊 器 (染色器を含む)	液 体 加 熱 器 (熱交換器を含む)	反 応 器	蒸 発 器	蓄 熱 器	そ の 他	そ の 他	新 設	廃 止	現 在
0.5 m ³ 未 満													
0.5 m ³ 以 上													
1 m ³ 未 満													
1 m ³ 以 上													
2 m ³ 未 満													
2 m ³ 以 上													
5 m ³ 未 満													
5 m ³ 以 上													
10 m ³ 未 満													
10 m ³ 以 上													
30 m ³ 未 満													
30 m ³ 以 上													
60 m ³ 未 満													
60 m ³ 以 上													
計													
新 設													
廃 止													
現 在													

（ハ） ボイラーの燃料別 設置基数

燃 料	基 数
油	
石 炭	
ガ ス	
そ の 他	
計	

安 4 0 2 特定機械等設置状況報告 (その二)

(平成 年12月31日現在)

労 働 局

労働基準監督署

(二) クレーン

種 別 つり上げ荷重	天 井 ク レ ー ン			ジ ブ ク レ ー ン									橋 形 ク レ ー ン	ア ン ロ ー ダ	ケー ブル ク レ ー ン	そ の 他	計		
	一 般 用	製 鉄 製 鋼 用	特 殊 ク レ ー ン	そ の 他	つ ク レ ー ン 形	塔 ジ ブ ク レ ー ン 形	ク ラ イ ミ ン グ	低 ジ ブ ク レ ー ン 床	高 ジ ブ ク レ ー ン 脚	片 ジ ブ ク レ ー ン 脚	引 ク レ ー ン 込 み	壁 ク レ ー ン	そ の 他				新 設	廃 止	現 在
3 t 未満																			
5 t 未満																			
10 t 未満																			
20 t 未満																			
50 t 未満																			
100 t 未満																			
200 t 未満																			
500 t 未満																			
1000 t 未満																			
1000 t 以上																			
計	新 設																		
	廃 止																		
	現 在																		
3 t 未満																			

(ホ) デリック

種 別 つり上げ荷重	ガイ デ リ ッ ク	スチ フ レ グ デ リ ッ ク	そ の 他	計		
				新 設	廃 止	現 在
2 t 未満						
5 t 未満						
10 t 未満						
20 t 未満						
50 t 未満						
100 t 未満						
200 t 未満						
500 t 未満						
1000 t 未満						
1000 t 以上						
計	新 設					
	廃 止					
	現 在					
2 t 未満						

安 4 0 2 特定機械等設置状況報告（その三）

（平成 年12月31日現在）

労 働 局

労働基準監督署

（ハ）スタッカー式クレーン

種 別 つり 上げ荷重	天 井 クレーン	そ の 他	計		
			新 設	廃 止	現 在
1 t 以上 2 t 未満					
2 t 以上					
計	新 設				
	廃 止				
	現 在				
1 t 未満					

（ト）エレベーター

種 別 積載荷重		乗 用		乗 用 以 外			工 事 用		計		
		人 用	人荷共用	荷 用	寝台用	自動車用	ロングスパン 工事用以外	ロングスパン 工 事 用	新 設	廃 止	現 在
1 t 以上 2 t 未満		()	()	()	()	()			()	()	()
2 t 以上		()	()	()	()	()			()	()	()
計	新 設	()	()	()	()	()			()		
	廃 止	()	()	()	()					()	
	現 在	()	()	()	()						()
1 t 未満											

（チ）建設用リフト

昇降路又は ガイドレール の 高 さ	計		
	新 設	廃 止	現 在
18m 以上 30m 未満			
30m 以上 50m 未満			
50m 以上			
計			

安 4 0 2 (その一) 記 載 要 領

1. 「計」欄の「新設」「廃止」欄には、前回の報告後において新設されたもの、廃止されたものの数を、また、「現在」欄には、当報告年末の現在数をそれぞれ記入する。

なお、その際、「前回の報告の現在数」－「当報告の廃止数」＋「当報告の新設数」＝「当報告の現在数」となることを確認のこと。

安 4 0 2 (その二) 記 載 要 領

1. 「計」欄の「新設」「廃止」欄には、前回の報告後において新設されたもの、廃止されたものの数を、また、「現在」欄には、当報告年末の現在数をそれぞれ記入すること。

なお、その際、「前回の報告の現在数」－「当報告の廃止数」＋「当報告の新設数」＝「当報告の現在数」となることを確認のこと。

2. (ニ)の3 t 未満のもの及び(ホ)の2 t 未満のものについては既報告後において新設されたもののみを記入すること。
3. クレーンのうちスタッカー式クレーンについては、(ハ)スタッカー式クレーンの項に記入すること。

安 4 0 2 (その三) 記 載 要 領

1. 「計」欄の「新設」「廃止」欄には前回の報告後において新設されたもの、廃止されたものの数字を、また、「現在」欄には、当報告年末の現在数をそれぞれ記入すること。

なお、その際、「前回の報告の現在数」－「当報告の廃止数」＋「当報告の新設数」＝「当報告の現在数」となることを確認のこと。

2. (ハ)の1 t 未満のものについては、前置の報告後において新設されたもののみを記入すること。
3. (ト)のクレーン等安全規則第140条第2項のエレベーターについては、() 内に内数で記入すること。
4. (ト)の1 t 未満のものについては、前回の報告後において新設されたもののみを記入すること。

安衛 4 0 3 総合安全衛生管理指導結果報告

(下請混在企業総合安全衛生管理指導結果)

平成 年度
労働局

内 容 区 分	親 企 業 名	業 種	本 年 度									前 年 度									備 考
			構成事 業場数	全労働者 数	延 労 働 時 間 数	死 傷 者 数			損失 日数	度 数 率	強 度 率	構成事 業場数	全労働者 数	延 労 働 時 間 数	死 傷 者 数			損失 日数	度 数 率	強 度 率	
						死亡	休業 災害	計							死亡	休業 災害	計				
親 企 業																					
構内下請企業																					
計																					
親 企 業																					
構内下請企業																					
計																					
親 企 業																					
構内下請企業																					
計																					
親 企 業																					
構内下請企業																					
計																					
親 企 業																					
構内下請企業																					
計																					
親 企 業																					
構内下請企業																					
計																					

- 記載注意
1. 本報告の対象は、昭和52年2月24日付け基発第100号通達の記の5の(1)のハにより、総合安全衛生管理指定事業場として指定した下請混在企業とする。
 2. 「全労働者数」は、算定期間中の平均労働者数を記入すること。

安衛 4 0 4 技能講習等実施及び修了証交付状況報告（その一）

平成 年度（4～3月）

労働局

区 分 種 類	実施回数	受 験（ 受 講 ） 者				合 格 （修了）者	合格率（%）
		学科実技共	学科のみ	実技のみ	計		
木材加工用機械作業主任者技能講習							
プレス機械作業主任者技能講習							
乾燥設備作業主任者技能講習							
コンクリート破砕器作業主任者技能講習							
地山の掘削作業主任者技能講習							
土止め支保工作業主任者技能講習							
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習							
ずい道等の覆工作業主任者技能講習							
採石のための掘削作業主任者技能講習							
はい作業主任者技能講習							
船内荷役作業主任者技能講習							
型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習							
足場の組立て等作業主任者技能講習							
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習							
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習							
鉄骨の組立て等作業主任者技能講習							
鋼橋架設等作業主任者技能講習							
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習							
ボイラー据付工事作業主任者技能講習							
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習							
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習							
床上操作式クレーン運転技能講習							
小型移動式クレーン運転技能講習							
ガス溶接技能講習							
フォークリフト運転技能講習							
ショベルローダー等運転技能講習							
車両系建設機械（敷地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習							
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習							
車両系建設機械（解体用）運転技能講習							
不整地運搬車運転技能講習							
高所作業車運転技能講習							
玉掛技能講習							
ボイラー取扱技能講習							
揚貨装置運転実技教習							
クレーン運転実技教習							
移動式クレーン運転実技教習							
デリック運転実技教習							
合 計							

記載注意 「講習」欄には、局、署が実施したものがあるときは（ ）書きのうえ内数で記入すること。



安衛 4 0 4 技能講習等実施及び修了証交付状況報告（その二）
平成 年度（4～3月）

労働局

区 分 種 類	実 施 回 数	受 験 ・ 受 講 者	合 格（修了）者	合 格（修了）率 %
衛 生 工 学	局			
衛 生 管 理 者	局指定			
鉛 作 業 主 任 者	局			
	局指定			
四アルキル鉛等	局			
作 業 主 任 者	局指定			
特定化学物質等	局			
作 業 主 任 者	局指定			
第1種酸素欠乏	局			
危険作業主任者	局指定			
第2種酸素欠乏	局			
危険作業主任者	局指定			
有 機 溶 剤	局			
作 業 主 任 者	局指定			

記載注意：「合格（修了）率」欄については、合格（修了）率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。

安衛 4 0 5 安全衛生管理特別指導等結果報告（その一）

安全管理特別指導事業場

平成 年度

労働局

事業場名	業種	本年度									前年度									安全衛生改善計画作成指示の有無	安全・衛生コンサルタント等の利用の有無	備考
		労働者数	延労働時間数	死傷者数			損失日数	度数率	強度率	労働者数	延労働時間数	死傷者数			損失日数	度数率	強度率					
				死亡	休業災害	計						死亡	休業災害	計								

- 記載注意
1. 業種は、労働基準局報告例規の中分類番号を記入すること。
 2. 労働者数は、一般的事業の場合は期末の数を、有期事業の場合は算定期間の平均の数をそれぞれ記入すること。
 3. 安全・衛生コンサルタント等には、安全・衛生管理士及び学識経験者が含まれること。

勞 働 局



安衛405 記載要領

I (その二) の1

1. 集団指導の場合においては、全事業場を1事業場とみなして、本報告の各欄を記入すること。
2. 「事業場名」は集団指導の場合には、例えば「〇〇地区洋食器企業集団」又は「〇〇地区鋳物協同組合」等の表現を用いて記入すること。()内にはその集団を構成する事業場数を記入すること。
3. 「在籍労働者数(A)」は、(その二)の2の在籍労働者数と同じ数を記入すること。
4. 「業種」の中分類、小分類、細分類は日本標準産業分類により記入すること。
5. 「在籍常備労働者数」は、4月から翌年3月までの各月末在籍常備労働者数の合計を12で除した数とし、小数点以下は切り上げること。
6. 「有害業務の区分」欄は、(1)安衛則第13条第1項第2号(ル及びヲを除く。)」については業務の種類に応じてイ、ロ、ハの別で、(2)「特別規則(特化則を除く。)」については規則ごとに「有機溶剤」「粉じん」等と、(3)「行政指導により特殊健診を指定している業務」については特殊健診の別ごとに「振動」等と、(4)「特化則」及び「安衛則第13条第1項第2号ル及びヲ」については物質名ごとに、(5)「じん肺」については「粉じん」とそれぞれ記載すること。
7. 「従事労働者数」は、同一労働者が2種類以上の前記有害業務に従事している場合には、従事している有害業務ごとに計上すること。
8. 「有所見者数」の「要管理」とは、特殊健診の結果、医師により健康管理を要すると診断された者をいい、「要療養」とは療養を要すると診断された者をいうこと。
(注・じん肺についてはじん肺法による管理区分によるものとし(管理Iを除く。)、特殊健康診断対象業務で健康管理区分を決めているものについては、「要管理」、「要療養」には管理B、管理Cの参考基準があることに留意すること。)
9. 「環境改善指導の内容」の「新設数」又は「改善数」については、3月末日現在新設又は改善を実施中で完了を予定されているものはそれぞれの項目に含めること。
10. 「局所排気」の「フード未設箇所数」とは、指導開始時において、フードの設置が必要であるにもかかわらず、未だ設置されていない箇所数をいうこと。
11. 「局所排気」の「改善」には、フードのみでなくファンの取替等局所排気装置の改善を含むものであること。
12. 「密閉(カバー)」の「未設箇所数」とは、指導開始時において、密閉が必要であるにもかかわらず、いまだ密閉されていない箇所数をいうこと。
13. 「動力による全体換気」の設置箇所数及び実施数は、対象となる区画された作業場ごとに計上し、ファンの数を計上するものでないこと。
14. 「動力による全体換気」の「換気装置未設箇所数」とは、指導開始時において、全体換気装置の設置が必要であるにもかかわらず、未だ設置されていない区画作業場をいうこと。

15. 「動力による全体換気」の「改善」には、ファンの増設、送気口の増設等をいうものであること。
16. 「保護具」の「未備付数」とは、指導開始時において、備付数が不足していたと考えられるにもかかわらず、未だ備付けていない不足数であること。
17. 「その他」には、生産工程の変更、温湿度調整装置の設置、騒音防止のための隔壁の設置等の実施数及び指導内容を記入すること。
18. 「衛生管理組織関係」の「適用の有無」は、設置又は選任について法令の適用の有無によって記入すること。
19. 「衛生工学衛生管理者数」は、「衛生管理者数」の外数として計上すること。
20. 「監督指導延人員」欄は、監督指導を複数で実施した場合、該当する官職等ごとに計上すること。

II (その二) の2

本疾病休業統計は、指導期間である4月から翌年3月までの12月分を集計したものとする。

安衛 4 0 5 安全衛生管理特別指導等結果報告（その二）の 2

平成 年度（4 月から翌年 3 月まで）

衛生管理特別指導事業場

労働局

事業場名	業 種	中分類	小分類	細分類
区 分		男	女	計
在 籍 常 備 労 働 者 数 A				a
在籍労働者の延所定労働日数 B				
在籍労働者の延実労働時間数 C				c
疾 病 に よ る 休 業 件 数 D				d
※	疾 病 E			e
	負 傷 F			
	そ の 他 G			
	計 H			
	疾 病 $\frac{E}{B} \times 100$			
	負 傷 $\frac{F}{B} \times 100$			
	そ の 他 $\frac{G}{B} \times 100$			
	計 $\frac{H}{B} \times 100$			
病休件数年千人率 $\frac{d}{a} \times 1,000 =$		病休度数率 $\frac{d}{c} \times 1,000,000 =$		病休強度率 $\frac{e}{c} \times 1,000 =$

安衛 4 0 5 安全衛生管理特別指導等結果報告（その三）

安全・衛生管理指定事業場

平成 年度
労 働 局

[illegible]

記載注意

1. 業種は、労働基準局報告例規の中分類番号を記入すること。
2. 指定区分は、安全・衛生水準の一層の向上が期待できる事業場（水準の向上）又は安全・衛生・管理のモデル事業（モデル）の別に○印を記入すること。
3. 安全・衛生コンサルタント等には、安全・衛生管理士及び学識経験者が含まれること。
4. 本報告には、参考となる安全衛生改善計画作成指示書及び改善計画書を添付すること。

安 4 0 6 無災害記録証等授与状況報告（その一）

局 名		事業の種類	
事業の名称			
事業の所在地			
無災害期間中の 稼働平均労働者数	10～49 1000～4999	50～99 5000～9999	100～299 10000以上 500～999 分類不能
記録証の種類	第 種		
記録証授与年月日	平成 年 月 日		
樹立時間数	時間 最長		
起算年月日	昭和 平成 年 月 日		
樹立年月日	平成 年 月 日		
備 考			

記載注意

1 「事業の種類」欄には、対象事業場の業種を以下の業種区分の中から選択し、その番号を記載すること。

- | | | | | |
|-----------|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| 1 林業 | 2 土石採取業 | 3 河川土木 | 4 水力発電 | 5 鉄道軌道 |
| 6 地下鉄建設 | 7 橋梁建設 | 8 ずい道建設 | 9 道路建設 | 10 その他土木 |
| 11 家屋建築 | 12 その他建築 | 13 建設識別設備 | 14 電気工事業 | 15 管工事業 |
| 16 機械器具設備 | 17 他に分類されない設備工事 | | 18 建設（店社） | 19 土木（店社） |
| 20 建築（店社） | 21 識別（店社） | 22 設備（店社） | 23 食料品製造 | 24 たばこ製造 |
| 25 繊維 | 26 衣服他の繊維 | 27 木材木製品 | 28 家具装備品 | 29 パルプ紙等 |
| 30 出版・印刷 | 31 化学 | 32 石油・石炭 | 33 ゴム製品 | 34 皮革・同製品 |
| 35 窯業・土石 | 36 鉄鋼 | 37 非鉄金属 | 38 金属製品 | 39 一般機械器具 |
| 40 電気機械器具 | 41 輸送機械器具 | 42 精密機械器具 | 43 武器・他の製造 | 44 運輸業 |
| 45 鉄道業 | 46 道路旅客 | 47 道路貨物 | 48 普通倉庫 | 49 運輸サービス |
| 50 通信業 | 51 電気・ガス・水道 | | 52 卸売・小売・飲食 | |
| 53 サービス業 | 54 旅館業 | 55 ゴルフ場業 | | |

2 当該年中の無災害記録証の授与の有無にかかわらず、業種別最長無災害記録時間を更新しているものについては、「樹立時間数」欄の「最長」に○印を付するとともに、当該記録時間数及びその樹立年月日を備考欄に記載すること。

この場合、記録証授与後も無災害を継続しているものにあつては当該年12月31日現在の無災害記録時間数を、中断しているものにあつては中断するまでの無災害記録時間数を記載すること。

安 4 0 6 無災害記録証等授与状況報告（その二）

平成 年（ 1 ～12月）

建設事業無災害表彰状況欄

労 働 局

工事の種類 項 目	鉄骨鉄筋 コンクリート 造 家 屋 建 築 工 事	木造家屋その他の 建 築 工 事	土 木 工 事	そ の 他	計
件 数					

安衛 4 0 7 計画の届出審査結果報告(その一)

平成 年(1~12月)
労働局

事 項 業 種	受 理 数				実 地 調 査 数	措 置 数				備 考
	設 置	移 転	変 更	計		工事着手 差止命令	計画変更 命令	計画変更 勸 告	計画変更 指 導	
製 造 業 小 計										
木材・木製品製造業										
パルプ・紙製造業										
化 学 工 業										
窯業・土石製品製造業										
鉄 鋼 業										
非鉄金属製造業										
金属製品製造業										
一般機械器具製造業										
電気機械器具製造業										
輸送用機械等製造業										
船 舶 造 修 業										
そ の 他										
電 気 業										
ガ ス 業										
自動車整備業										
機 械 修 理 業										
合 計										

安衛407 計画の届出審査結果報告（その二）の(1)

平成 年(1~12月)
労働局

事 項 機 械 等	受 理 数				実 地 調 査 数	措 置 数				備 考
	設 置	移 転	変 更	計		工事着手 差止命令	計画変更 命 令	計画変更 勸 告	計画変更 指 導	
動力により駆動されるプレス										
金属その他の鉱物の溶解炉										
化 学 設 備										
乾 燥 設 備										
アセチレン溶接装置										
ガス集合溶接装置										
機 械 集 材 装 置										
運 材 索 道										
軌 道 装 置	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
型 わ く 支 保 工										
架 設 通 路	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
足 場	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
ボ イ ラ ー										
第 一 種 圧 力 容 器										
ク レ ー ン										
デ リ ッ ク										
エ レ ベ ー タ ー										
建 設 用 リ フ ト										
合 計										

安衛407 記載要領

(その一)

1. (その一)は、労働安全衛生法第88条第1項に基づく届出のうち、本報告の(その二)の「機械等」のみに係る届出以外の届出の審査結果について記入すること。
2. (その二)は、本様式中の「機械等」の欄に掲げる機械等に関する労働安全衛生法第88条第1項および第2項に基づく届出の審査結果について記入すること。
3. (その三)は、労働安全衛生法第88条第4項に基づく届出の審査結果について記入すること。
4. 措置数欄は、昭和48年8月22日付基発第489号による行政措置を行った数を記入すること。
5. 「実地調査数」欄は、同一事業について2回以上実地調査を行った場合にも1件として計上すること。
6. 「措置状況」欄は、同一事案について2以上の措置をとった場合には、それぞれの欄に1件として計上すること。

(その二)の(1)

1. 建設業に係る軌道装置、架設通路及び足場については、()内に内数で記入すること。
2. 労働安全衛生法第38条第2項に基づく「特定機械等」の落成検査及び変更検査については、実地調査に含めないこと。

安衛 4 0 7 計画の届出審査結果報告（その二）の(2)

平成 年（1～12月）
労働局

事 項 種 類	受 理 数				実地調査数	措 置 数				備 考
	設 置	移 転	変 更	計		工事着手 差止命令	計画変更 命 令	計画変更 勸 告	計画変更 指 導	
有機溶剤設備等										
鉛 設 備 等										
四アルキル鉛設備等										
特定化学設備等										
放射線装置室等										
事務所換気設備										
粉じん作業設備等										
合 計										

安衛 4 0 7 計画の届出審査結果報告 (その三) の(1)

平成 年 (1~12月)

() 労働局 () 労働基準監督署

受付番号 及び受付 年月日	元請事業場店社名 工 事 名	安衛則第90 条の該当	措 置 状 況					実地調査 の回数	局の審査の有無			総安指 定該当 の有無	備 考
			工事着手 差止命令	計画変更 命令	計画変更 勧告	主 張 状 況	発注者に対する 勧告又は要請		法第23条の2に基づく 局審査	その他 の審査	その他 の審査		
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											
		1.2. 2-2. 3.4.5.5-2. 5-3.											

安衛 4 0 7 (その三) の(1) 記載要領

1. 各労働基準監督署毎に別葉とすること。
2. 本報告該当事案は、労働安全衛生法第88条第4項該当の建設業の仕事であること。
3. 「安衛則第90条の該当」欄は、労働安全衛生規則第90条各号の該当する番号を○で囲むこと
(事由が2つ以上の場合は、それぞれを○で囲むこと。)
4. 「措置状況」欄には、該当条文を記入すること。ただし、「主な指導事項」欄及び「発注者に対する勧告又は要請」欄には、当該指導事項等を簡潔に記入すること。
5. 「局の審査の有無」の「法第89条の2に基づく局審査」欄には、労働安全衛生法第89条の2第1項に基づく局長審査を実施した場合、その旨(「有」)記入すること。
6. 「法第89条の2に基づく局審査」の「勧告等」欄には、平成4年9月30日付け基発第540号の別紙の記の4の(3)又は(4)の勧告事項等を簡潔に記入すること。この場合に、勧告又は要請については「勸」を付すこと。
7. 「局の審査の有無」の「その他の局審査」欄には、昭和59年2月13日付け基発第68号の記の3の(2)による局審査を実施した場合、その旨(「有」)記入すること。
8. 「総安指定該当の有無」欄には、総合安全衛生管理事業場に指定しなかった場合、その旨(「無」)記入すること。
9. 「備考」欄には、行政上特に注目を要する事項等を記入し、必要があれば、図面その他の資料を別に添付すること。

安衛 4 0 7 計画の届出審査結果報告（その三）の(2)

平成 年 1 月～12 月
労働局

事 項 仕事の種類	受 理 数	実 地 調 査 数	措 置 数					備 考
			工 事 着 手 差 止 命 令	計 画 変 更 命 令	計 画 変 更 勧 告	計 画 変 更 指 導	発 注 者 に 対 する 勧 告 又 は 要 請	
掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事								
坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事								
合 計								

安衛 4 0 8 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(1)
(平成 年度分)

(1) 検査手数料

労働局

ボ

伝 熱 面 積 m^2	単 価	件 数			
		構造検査、使用検査	性 能 検 査	使用再開検査	計
5 未満	円				
5 以上 10 未満					
10 以上 40 未満					
40 以上 100 未満					
100 以上 200 未満					
200 以上 300 未満					
300 以上 500 未満					
500 以上 700 未満					
700 以上					
計					

イ

溶接検査	区 分	長 さ m	内 径 m	単 価	件 数
	胴 又 は 管 寄 せ	5 未満	0.5 未満	円	
			0.5 以上 1 未満		
			1 以上		
		5 以上 10 未満	0.5 未満		
			0.5 以上 1 未満		
			1 以上		
		10 以上	0.5 未満		
			0.5 以上 1 未満		
			1 以上		
	鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室のみ		0.5 未満		
			0.5 以上 1 未満		
			1 以上		
	計				

ラ

落成検査	区 分		伝 熱 面 積 m^2	単 価	件 数
	水 管 ボ イ ラ ー		100 未満	円	
			100 以上 300 未満		
			300 以上 500 未満		
			500 以上		
	水管ボイラー以外のボイラー		40 未満		
			40 以上 100 未満		
			100 以上		
計					

1

変更検査	区 分		伝 熱 面 積 m^2	単 価	件 数
	溶接による変更の場合	水 管 ボ イ ラ ー	100 未満	円	
			100 以上		
		水管ボイラー以外のボイラー	40 未満		
			40 以上		
	溶接によらない変更の場合	水 管 ボ イ ラ ー	100 未満		
			100 以上		
		水管ボイラー以外のボイラー	40 未満		
			40 以上		
	計				

合 計

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(2)
(平成 年度分)

労働局

第 一 種 圧 力 容 器	内 容 積 m^3		単 価	件 数			
				構造検査、使用検査	性 能 検 査	使用再開検査	
	計						
	0.5 未満		円				
	0.5 以上 1 未満						
	1 以上 2 未満						
	2 以上 5 未満						
	5 以上 10 未満						
	10 以上 30 未満						
	30 以上 60 未満						
60 以上							
計							
第 二 種 圧 力 容 器	溶接検査	区 分	長 さ m	内 径 m		単 価	件 数
		銅	5 未満	0.5 未満		円	
				0.5 以上 1 未満			
				1 以上			
			5 以上 10 未満	0.5 未満			
				0.5 以上 1 未満			
				1 以上			
			10 以上	0.5 未満			
				0.5 以上 1 未満			
				1 以上			
		鏡板、底板、管板又はふた板のみ	0.5 未満				
			0.5 以上 1 未満				
			1 以上				
		計					
	落成検査	内 容 積 m^3			単 価	件 数	
5 未満			円				
5 以上							
件							
変更検査	区 分	内 容 積 m^3		単 価	件 数		
	溶 接 に よ る 変 更	5 未満		円			
		5 以上					
	溶 接 に よ ら ない 変 更	5 未満					
		5 以上					
計							
合 計							

安衛 4 0 8 手数料収入印紙ちょう用実績報告（その一）の(3)

(平成 年度分)

労 働 局

	区 分	つり上荷重 t	単 価	件 数				
				落成検査	性能検査	使用再開 検 査	製造検査、 使用検査	計
ク レ ン 及 び デ リ ッ ク	(一) ジブクレーン（壁 クレーンを除く。） 橋型クレーン、ケー ブルクレーン、ア ンローダ、ガイド リック及びスチフ レグデリック	5未満	円					
		5以上 10未満						
		10以上 20未満						
		20以上 50未満						
		50以上 100未満						
		100以上 200未満						
		200以上 500未満						
		500以上1,000未満						
		1,000以上						
	(二) 天井クレーン	5未満						
		5以上 10未満						
		10以上 20未満						
		20以上 50未満						
		50以上 100未満						
		100以上 200未満						
		200以上 500未満						
		500以上						
	(三) (一)及び(二)に掲げる クレーン並びに(一) に掲げるデリック 以外のクレーン及 びデリック	5未満						
		5以上 10未満						
		10以上 20未満						
		20以上 50未満						
		50以上 100未満						
		100以上 200未満						
		200以上						
	計							

ク レ ー ン 及 び デ リ ッ ク	変 更 検 査	区 分	つり上荷重 t	単 価	件 数
		円	5未満	円	
		(一) ジブクレーン（壁クレーンを除く。） 橋型クレーン、ケーブルクレーン、 アンローダ、ガイドリック及びスチ フレグデリック	5以上 10未満		
			10以上 20未満		
			20以上 50未満		
			50以上 100未満		
			100以上 200未満		
			200以上 500未満		
			500以上1,000未満		
			1,000以上		
		(二) 天井クレーン	5未満		
			5以上 10未満		
			10以上 20未満		
			20以上 50未満		
			50以上 100未満		
			100以上 200未満		
			200以上 500未満		
			500以上		
		(三) (-)及び(+)に掲げるクレーン並びに(-) に掲げるデリック以外のクレーン及 びデリック	5未満		
			5以上 10未満		
			10以上 20未満		
			20以上 50未満		
			50以上 100未満		
			100以上 200未満		
			200以上		
		計			
		合 計			

安衛４０８ 手数料収入印紙ちょう用実績報告（その一）の(4)

（平成 年度分）

労働局

エレベーター	区 分	積 載 荷 重 t	単 価	件 数
	落成 検 査	2 未 満	円	
		2 以 上		
	使用 再 開 検 査	2 未 満		
		2 以 上		
	性 能 検 査	2 未 満		
		2 以 上		
	変 更 検 査	2 未 満		
		2 以 上		
	合 計			

建設用リフト	区 分	高 さ m	単 価	件 数
	落成 検 査	3 0 未 満	円	
		3 0 以 上 5 0 未 満		
		5 0 以 上		
	変 更 検 査	3 0 未 満		
		3 0 以 上 5 0 未 満		
		5 0 以 上		
	合 計			

安衛 4 0 8 手数料収入印紙ちょう用実績報告（その一）の(5)

(平成 年度分)

(□) 個別検定手数料

労 働 局

第 二 種 圧 力 容 器	内 容 積 m ³	単 価	件 数
	0.1 未 満	円	
	0.1 以 上 0.5 未 満		
	0.5 以 上 1 未 満		
	1 以 上 2 未 満		
	2 以 上 5 未 満		
	5 以 上 10 未 満		
	10 以 上 300 未 満		
	300 以 上 500 未 満		
	500 以 上 1,000 未 満		
	1,000 以 上		
	合 計		

区 分	単 価	件 数
ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式のもの）	円	
小 型 ボ イ ラ ー		
小 型 圧 力 容 器		



安衛 4 0 8 手数料収入印紙ちょう用実績報告（その一）の(7)

(平成 年度分)

(ホ) 検査証再交付及び書替手数料

労 働 局

種 別	単 価	件 数
ボ イ ラ ー	円	
第 一 種 圧 力 容 器		
ク レ ー ン		
デ リ ッ ク		
エ レ ベ ー タ ー		
建 設 用 リ フ ト		
計		

(ヘ) 許可、指定及び登録申請手数料

種 別	単 価	件 数
特定機械等の 製 造 許 可	ボ イ ラ ー	円
	第 一 種 圧 力 容 器	
	ク レ ー ン	
	デ リ ッ ク	
	エ レ ベ ー タ ー	
	建 設 用 リ フ ト	
	計	
指 定	指 定 教 習 機 関	
登 録	検 査 業 者	
合 計		

(h) 技能講習手数料

労働局

種 別	単 価	件 数
船内荷役作業主任者	全 部	
玉 掛	全 部	
鉄骨の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
床上操作式クレーン運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
小型移動式クレーン運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
フォークリフト運転	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
ショベルローダー等運転	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
	解体用技能講習修了者	
車両系建設機械(基礎工事用)運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
車両系建設機械(解体用)運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
	整地・運搬・積み込み用及び掘削用技能講習修了者	
不整地運搬車運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
高所作業車運転	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
木材加工用機械作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
プレス機械作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
乾燥設備作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
コンクリート破砕器作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
地山の掘削作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
土止め支保工作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ずい道等の掘削等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ずい道等の覆工作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
採石のための掘削作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
はい作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
型わく支保工の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
足場の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
木造建築物の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ボイラー据付工事作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ガス溶接	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ボイラー取扱	全 部	
	学 科 一 部 免 除	



安衛 4 0 8 手数料収入印紙ちょう用実績報告（その二）

（平成 年度分）

労働局

(i) 指定手数料（作業環境測定法第 3 2 条関係）

区 分	単 価	件 数
指 定 講 習 機 関	円	

(ii) 登録手数料等

区 分	登 録		登 録 証 再 交 付 書 換	
	単 価	件 数	単 価	件 数
作 業 環 境 測 定 機 関	円		円	

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その三)

(平成 年度分)

労働局

個人情報開示手数料(行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律
第13条関係)

単 価	件 数
円	

安 4 1 1 検 査 業 者 登 録 状 況 報 告 (そ の 一)
(平 成 年 度 分)

(1) 新規登録状況

労 働 局

登 録 番 号	登 録 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	代 表 者 の 氏 名	住 所	機 械 等 の 種 類	備 考

- 記載注意
1. 本報告は、既報告後において登録されたものを記入すること。
 2. 本報告は、検査業者名簿のうち既報告後において登録されたものの写を送付することによって代えることができる。

安 4 1 1 検 査 業 者 登 録 状 況 報 告 (そ の 二)
(平 成 年 度 分)

(ロ) 取り消し、変更状況

労 働 局

取 り 消 し、 変 更 の 別	取り消し又は 変更年月日	登 録 番 号	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	機 械 等 の 種 類	備 考

記載注意 本報告は、既報告後において取消し又は変更されたものについて記入すること。

安衛補501 重大災害報告

1. 次の各号の一に掲げる災害事故が発生した場合は、2ないし4により報告すること。

ただし、鉱山保安法適用事業場における災害事故であって(2)に該当しないもの並びに交通災害については、2ないし4に掲げる事項の一部を省略し又は簡素化することができる。

なお、家内労働災害についても、前記に準じて報告すること。

- (1) 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故
- (2) 爆発、火災、破裂、倒壊、落盤、なだれ、有害物質の大量漏えい、職業性疾病（じん肺は除く。）等であって、行政上注目すべき災害事故又は特異な災害事故

2. 速 報

重大災害が発生したときは、直ちに電話、電報又は速達等により、次の各項目について速かに報告すること。

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所および事業場名
- (3) 労災保険番号
- (4) 発生状況の概要
- (5) 被害の概況
- (6) 本省より係官の派遣を希望するときはその旨

3. 中間報告

重大災害のうち、行政上特に注目すべき事故については、その状況、原因並びにとった措置等を逐次報告すること。

4. 結果報告

重大災害の調査並びに行政上又は監督上の措置が終了したときは、次の各項目について速かに結果報告を作成して報告すること。

ただし、調査又は措置が30日以上におよぶときは、一応その範囲において報告書を作成し、以後の分については、追加報告すること。

なお、報告書は模写可能な用紙を用いた場合のほか、写一部を添付すること（図面、写真等の添付資料を除く。）。

- (1) 災害の種類
- (2) 発生日時
- (3) 調査年月日
- (4) 発生場所
- (5) 事業の概要
 - イ 事業の種類
 - ロ 事業の名称

ハ 所在地

ニ 事業主の職氏名

ホ 安全管理者（又は安全推進員）の職氏名労働衛生に関する災害については衛生管理者（労働衛生管理員）の職氏名

ヘ 労働者数

ト 所定労働時間数

チ 労災保険番号

リ 保険料納入状況

ヌ 最近における安全衛生活動の状況

(6) 被害状況

イ 死傷者（氏名、性別、年令、職種又は職名、傷病名、休業見込日数）

ロ 物的被害（被害物件の種類又は名称、被害程度、損害、見積額等）

(7) 補償費の種類、額および平均賃金

(8) 発生状況

(9) 発生原因

(10) 被害者に対してとられた応急措置およびその適否

(11) 同種災害を防止するために使用者に与えた命令又は勧告

(12) 災害関係法令の条章およびこれらに対する違反の有無

(13) 災害発生前における当該事業場に対する監督、指導実施の有無並びにその状況

(14) 災害原因と認められる事項についての災害発生前における指示勧告の有無並びにその状況

(15) 司法処分又は支給制限の必要の有無並びにその状況

(16) 法令の変更又は施行についての意見およびその事由

(17) その他新聞等の世論の動向等参考となる事項

(18) 調査官の所属氏名および面接者

(19) 同種災害の再発を防止するため局のとした措置並びに意見

安衛 5 0 3 安全衛生に関する改善事例報告

労働局

※ 分 類					改善後の状態（見取図等を付すること）	
対象物件等						
事業場	名 称					
	業種製品等		労働者数			
	所在地					
改善の機						
改善前の状態の概要					所要経費	
改善経過の概要					改善結果の評価 反 響 等	
					指導又は発見者 職 氏 名	

- 記載注意
1. 本報告の対象は、昭和43年 5 月30日付け安発第86号通達及び昭和46年 2 月20日付け基発第 128 号通達に基づく安全衛生に関する改善事例。
 2. ※印は記入しないこと。

安衛 5 0 4 家内労働死傷病届の報告

家内労働法施行規則第23条第3項の家内労働死傷病届を受理した場合は、遅滞なく、その写を送付すること。

4 労働衛生課関係

(

(

(

(

衛 4 0 3 粉じん対策指導結果報告（その一）
（平成 年分）

労 働 局

区 分 業 種		集 団 指 導 事 業 場 数	個 別 指 導 事 業 場 数	個別指導を行った延日数				個別指導の内容（及び改善状況）								(件)	
				計	粉 指 導 員 対 策	労 働 衛 生 専 門 官	そ の 他	工 学 的 対 策					保 護 具	粉 じ ん 測 定			
								局 所 排 気		全 体 換 気	密 閉	湿 （ 与 湿 式 ）			隔 離 等 ・ そ の 自 動 他 策		
								新 設	改 造								
製 																	

	計	粉じん対策指導委員	労働衛生専門官	そ の 他
集団指導実施延日数	日	日	日	日
集団指導実施実日数	日			

衛 4 0 3 粉じん対策指導結果報告（その二）

（平成 年分）

労 働 局

指導対象作業の号別（じん肺法 施行規則別表） 区 分	個 別 指 導 の 内 容 及 び 改 善 件 数（件）							
	局 所 排 気		全体換気	密 閉	湿 式 （与湿）	隔離自動 化等その 他の対策	保 護 具	粉 じ ん 測 定
	新 設	改 造						
1 土 石 等 の 掘 削	()	()	()	()	()	()	()	()
2 土石等の車のくつがえし	()	()	()	()	()	()	()	()
3 坑内の岩石の破碎等	()	()	()	()	()	()	()	()
4 坑内における土石の運搬	()	()	()	()	()	()	()	()
5 坑内の土石の充てん等	()	()	()	()	()	()	()	()
5-2 坑内の機械設備等の移設等	()	()	()	()	()	()	()	()
6 岩 石 の 裁 断 等	()	()	()	()	()	()	()	()
7 研 ま 加 工	()	()	()	()	()	()	()	()
8 鉱 物 等 の 粉 砕 等	()	()	()	()	()	()	()	()
9 粉 状 の 鉱 石 の 袋 詰 め 等	()	()	()	()	()	()	()	()
10 粉状のアルミニウムの袋詰め等	()	()	()	()	()	()	()	()
11 粉 状 の 鉱 石 の 混 合 等	()	()	()	()	()	()	()	()
12 ガラスの原料の混合等	()	()	()	()	()	()	()	()
13 陶磁器の原料の混合等	()	()	()	()	()	()	()	()
14 炭 素 原 料 の 混 合 等	()	()	()	()	()	()	()	()
15 砂型鋳物の型ばらし等	()	()	()	()	()	()	()	()
16 鉱石専用船倉内の鉱物等 の か き 落 と し 等	()	()	()	()	()	()	()	()
17 鉱物の開放炉への投げ入れ等	()	()	()	()	()	()	()	()
18 粉状鉱物の燃焼における 灰 の か き 落 と し 等	()	()	()	()	()	()	()	()
19 耐火物を用いたかま、 炉 等 の 築 造 等	()	()	()	()	()	()	()	()
20 溶 接 等	()	()	()	()	()	()	()	()
21 溶 射	()	()	()	()	()	()	()	()
22 蘭 草 の 庫 入 れ 等	()	()	()	()	()	()	()	()
23 長大ずい道の内部のバラスト 取 り お ろ し 等	()	()	()	()	()	()	()	()
24 石 綿 の と き ほ ぐ し 等	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

衛403 記載要領

I (その一)

1. 本報告の対象は、じん肺法第2条の粉じん作業に対する指導結果であり、業種分類は、衛402じん肺健康管理実施状況報告と同一とすること。
2. 指導、援助の結果改善された事項（改善途中のものを含む）の件数は、表中の（ ）内に内数として計上すること。
3. 個別指導の内容のうち、工学的対策については、その作業箇所、設備、建物又は室ごとに1件とすること。
4. 個別指導の内容のうち、保護具及び粉じん測定については、作業ごとに1件とすること。
5. 延日数、実日数は、原則として半日を単位（0.5日）とし、4時間未満は0.5日、4時間以上は1日として計上すること。
6. 個別指導の内容のうち、局所排気については、局所排気装置が設置していなかったためにフードの設備等の指導を行った場合には新設備に計上し、既設の局所排気装置の性能が不十分のためにフードの型式の変更やファンの能力アップ等の指導を行った場合には改造欄に計上すること。
7. 集団指導の対象となった業界団体等の数については、「集団指導事業場数」欄の（ ）内に計上すること。
8. 「個別指導の内容」欄の「計」の各欄は、（その二）の「個別指導の内容及び改善件数」欄の「計」の各欄と同じ数となること。

II (その二)

1. 指導の結果改善された事項（改善途中のものを含む。）の件数は、表中の（ ）内に内数として計上すること。
2. 個別指導の内容のうち、工学的対策については、その作業箇所、設備、建物又は室ごとに1件とすること。
3. 個別指導の内容のうち、保護具及び粉じん測定については、作業ごとに1件とすること。
4. 個別指導の内容のうち、局所排気については、局所排気装置が設置していなかったためにフードの設置等の指導を行った場合には新設備に計上し、既局の局所排気装置の性能が不十分のためにフードの型式の変更やファンの能力アップ等の指導を行った場合には「改造」欄に計上すること。

衛 4 0 6 健康管理手帳交付状況報告
(平成 年分)

労働局

区 分 業 務	前年末現在 の 交 付 数 ①	平 成 年 中 の 状 況						平成 年 末 現在 交 付 数 (①+②-③) (+④-⑥) ⑧	受 診 者 数 ⑨	要 療 要 者 数 ⑩
		新規交付数 ②	他局へ移管 し た 数 ③	書 替		返 還 数 ⑥	再 交 付 数 ⑦			
				他局から移管 を受けた数④	④ 以 外 の 書 替 数 ⑤					
ベンジジン等業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ペーターナフチル アミ ン 等 業 務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
石 綿 等 業 務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
粉 じ ん 作 業	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
クロム酸等業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
三酸化砒素業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
コールタール業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ビス（クロロメチル） エーテル業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ベリリウム業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ベンゾトリクロリド 業 務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
塩化ビニル業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ジアニシジン等業務	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 記載注意 1. 各欄の()内には昭和55年11月8日付基発第614号による「特定業務に係る健康管理のための手帳」に係る数を外数として記入すること。
2. 「前年末現在の交付数」欄は、前年報告分の「平成 年末現在交付数」欄の数と一致すること。
3. 「受診者数」欄は、年に2回健診を行う業務については延べ数を記入すること。

5 労災管理課関係

(.

(

(

(

管 1 0 1 保険給付費等経理状況速報
(労 災 勘 定)

局番号

労働局

(平成 年 月 末日現在)

1. 保険給付費経理状況

区 分	(1) 支出負担行為 計画示達額累計	(2) 支出済額累計	(3) 支払済額累計	(4) 支払未済額	(5) 差引過△不足額 (1)－[(3)+(4)]	(6) 支払見込額	備 考
						翌 月 分	
保 險 給 付 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

2. 業務取扱費経理状況

区 分	(1) 支出負担行為 計画示達額累計	(2) 支出済額累計	(3) 支払済額累計	(4) 支払未済額	(5) 差引過△不足額 (1)－[(3)+(4)]	(6) 支払見込額	備 考
						翌 月 分	
証 人 等 旅 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
障害等級等認定庁費							
賠償償還及払戻金							

3. 労働福祉事業費経理状況

区 分	(1) 支出負担行為 計画示達額累計	(2) 支出済額累計	(3) 支払済額累計	(4) 支払未済額	(5) 差引過△不足額 (1)－[(3)+(4)]	(6) 支払見込額	備 考	作成責任者氏名
						翌 月 分		
介護料支給費	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
労災就学等援護費								
福祉施設給付金								
社会復帰保養等旅費								
補装具等支給費								
診療等委託費								印
社会復帰保養委託費								

※ 「支払見込額」欄には、「支払未済額」欄に記載された額のうち、翌月に支払を見込まれる分と、翌月に受付け翌月中に支払を見込まれる分の合算額を記載すること。

管 4 0 1 平成 年度末収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書
(平成 年 9 月末現在)

労働保険特別会計

(局番号)

労働局
(単位:円)

款 項 目	平成 年度末収納未済歳入額			収 納 済 歳 入 額			不 納 欠 損 額			調 定 取 消 額			収 納 未 済 歳 入 額			備 考
	前 年 度 分 以 前	本 年 度 分	計	前 年 度 分 以 前	本 年 度 分	計	前 年 度 分 以 前	本 年 度 分	計	前 年 度 分 以 前	本 年 度 分	計	前 年 度 分 以 前	本 年 度 分	計	
労 災 勘 定 計																
雑 収 入																
返 納 金																
雑 入																
徴 収 勘 定 計																
保 険 収 入 保険料収入																
雑 収 入																
延 滞 金																
追 徴 金																
返 納 金																
雑 入																
合 計																

- 注 1. 「平成 年度末収納未済歳入額」の「前年度以前分」は 4 月分徴収済額報告書の「前年度より繰越額」と、「本年度分」は 5 月分徴収済額報告書の「前年度より繰越額」と、「計」は当該年度決算書の「収納未済歳入額」とそれぞれ符号するよう記載すること。
2. 債権の引継、引受があった場合（労災勘定にあっては本省よりの引継）は、発生年度により確認のうえ、「年度末収納未済歳入額」欄にその額を増減して計上すること。
3. 「備考」欄には、各(目)ごとに収納未済を生じた理由及び今後の収納見込について詳細に記載し、債権の引継、引受があった場合は、その金額および相手方（労災勘定にあっては本省）を記載すること。

管402 平成 年度分用紙・帳簿等印刷物所要数調

局番号
()

労働局

(作成責任者)

[illegible]

管 4 0 3 検査報告書掲記事項是正処理状況報告書

労働省所管 労働保険特別会計 労災勘定

年度決算検査報告の分
(年度 9 月 30 日現在)

検査報告 番 号	件 名	批 難 金 額 (A)	是 正 処 理 状 況				是 正 処 理 未 済 額 (A - B)	是正のためとった処置	備 考
			前年 9 月 3 0 日 までの処理済額	既往 1 年間の 処 理 済 額	処理済額計 (B)	処理の種類			
		円	円	円	円	円	円		
合 計									

管 5 0 1 労働者災害補償保険審査参与の欠員に関する報告

報告事項

- 1 辞任（又は死亡）した参与の氏名
- 2 辞任（又は死亡）の年月日
- 3 辞任の場合はその事由

添付書類

辞任の場合は辞任届

管 5 0 3 労災補償業務監察結果是正報告

報告事項

監察の結果に基づき労働省労働基準局長が是正を要するものとして指示した事項の是正状況

6 補償課関係

補402 特別保険料徴収状況

関係帳簿等 照合済印		計 責 任 者 氏 名	
局 番 号			

平成 年度分

区 分	事業の種類 の 番 号	徴 収 決 定 済 額		収 納 済 額	
		件 数	金 額	件 数	金 額
一時納付のもの			円		円
	計	()	()	()	()
延 納 の も の					
	計	()	()	()	()
合 計					
	計	()	()	()	()
備 考					

(注1) ()は、通勤災害にかかるものを内数として記入すること。

(注2) 通勤災害にかかるものについては、「事業の種類番号」欄に ㊦ と表示すること。

補402 記 載 要 領

1. 「徴収決定済額」

本年度中に徴収決議書に基づいて徴収決定を行った特別保険料の件数及び金額を一時納付及び延納の別にそれぞれ業種別に記入すること。

2. 「収納済額」

本年度中に各収納機関を通じて収納され、領収済として確認した特別保険料の収納済の件数及び金額を一時納付及び延納の別にそれぞれ業種別に記入すること。

3. 「合 計」

各項目別に件数及び金額の合計を記入すること。

4. 「備 考」

報告事項で特に説明を要するものは本欄に記入すること。

〔参 考〕

使用する主な原票

(1) 徴収決定関係 徴収決議書、概算・増加概算・確定保険料申告書

(2) 収 納 関 係 領収済通知書

(

(

(

(

補 4 0 4 労働福祉事業利用状況報告

関係帳簿等
照 合 済 印

統 計
責 任 者
氏 名

局 番 号

平成 年度分

A 外科後処置利用状況

① 外 科 後 処 置			
区 分	実 人 員		金 額
	入 院	通 院	
労 災 病 院	人	人	
その他の委託病院			
計			円

B 特別栄養食等の支給状況

② 特 別 栄 養 食			
実人員(新規)	件	数	金 額
人(人)		件	円

③ 付 添 看 護 料			
実人員(新規)	件	数	金 額
人(人)		件	円

C 介護料支給状況

④ 介 護 料		
区 分	実人員(新規)	金 額
常時監視・介助	人(人)	円
CO 常時監視・随時介助	人(人)	
常 時 監 視	人(人)	

D アフターケア実施状況

⑤ ア フ タ ー ケ ア					
区 分	件 数	金 額	区 分	件 数	金 額
C O	件	円	慢性化膿性骨髄炎	件	円
せ き 損	(件)	(円)	虚血性心疾患等		
頭 頸 部			尿 路 系 腫 瘍		
尿 道 狭 さ く			脳 血 管 疾 患		
慢 性 肝 炎			有機溶剤中毒等		
白 内 障			外傷による末梢神経損傷		
振 動 障 害			熱 傷		
大腿骨頭部骨折			サ リ ン 中 毒		
人 工 関 節			精 神 障 害		
			合 計		

E アフターケア通院費支給状況

⑥ ア フ タ ー ケ ア 通 院 費					
区 分	件 数	金 額	区 分	件 数	金 額
C O	件	円	虚血性心疾患等	件	円
せ き 損			尿 路 系 腫 瘍		
頭 頸 部			脳 血 管 疾 患		
尿 道 狭 さ く			有機溶剤中毒等		
慢 性 肝 炎			外傷による末梢神経損傷		
白 内 障			熱 傷		
振 動 障 害			サ リ ン 中 毒		
大腿骨頭部骨折			精 神 障 害		
人 工 関 節			合 計		
慢性化膿性骨髄炎					

F 義肢等の支給・修理状況及び採型指導料の支給状況

⑦ 義 肢									
区分	肢 体 構 造			骨 格 構 造			筋電電動義手		
	実人員	支給個数	金 額	実人員	支給個数	金 額	実人員	支給個数	金 額
新規	人	個	円	人	個	円	人	個	円
継続									

区分	⑧ 上肢装具・下肢装具	⑨ 座位保持装置	⑩ 採型指導料	⑪ 義 眼
	実人員 支給個数 金 額	実人員 金 額	件 数 金 額	実人員 金 額
新規	人 個 円	人 円	件 円	人 円
継続				

区分	⑫ 眼 鏡	⑬ 車 い す	⑭ 電 動 車 い す	⑮ 補 聴 器	⑯ 人 工 喉 頭	⑰ か つ ら
	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額
新規	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円
継続						

区分	⑱ 取 尿 器	⑲ ストマ用装具	⑳ 浣腸器付排便剤	㉑ 褥瘡予防用敷ふとん	㉒ 歩 行 車	㉓ 介助用リフター
	実人員 金 額	実人員 支給個数 金 額	実人員 支給個数 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額
新規	人 円	人 個 円	人 個 円	人 円	人 円	人 円
継続		() () ()				

(注：①、④、⑧、⑨、⑫の支給個数及び⑩、⑮の件数は、合計の実人員を含めないこと。)

区分	㉔ 体 幹 装 具	㉕ フローテーションソット	㉖ 点 字 器	㉗ 盲人安全つえ	㉘ 歩行補助つえ	㉙ ギャッチベッド	㉚ 修理の費用	㉛ 合 計 (㉔ + ㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘ + ㉙ + ㉚ + ㉛)
	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	実人員 金 額	件 数 金 額	実人員 金 額
新規	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	件 円	人 円
継続								

G 温泉保養利用状況

② 温 泉 保 養		
温泉保養券	保養日数	金 額
枚	日	円

H 旅費の支給状況

③ 外科後処置のための旅費		④ 義肢、装具、かつらの支給、修理及び採型指導のための旅費		⑤ 義眼装嵌のための旅費		⑥ 温泉保養のための旅費		⑦ 合計 (③ + ④ + ⑤ + ⑥)	
人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
(人)		(人)		(人)		(人)		(人)	

補 4 0 4 記 載 要 領

A 外科後処置利用状況

① 外科後処置

- (1) 「入院」「通院」には、外科後処置を実施した者の実人員を区別して記入すること。入院と通院の両方を行った場合は、入院者に計上すること。したがって、通院者には通院のみの者を計上すること。
- (2) 「金額」は、看護の費用を含む総額を記入すること。

B 特別栄養食等の支給状況

② 特別栄養食 ③ 附添看護料

- (1) 「実人員（新規）」は、特別栄養食（附添看護料）を支給した者の数を記入すること。なお、括弧内には、本年度はじめて特別栄養食（附添看護料）を支給することとなった者の数を内数として記入すること。
- (2) 「件数」は、内訳書 1 枚を 1 件として記入すること。

C 看護料支給状況

④ 介 護 料

- (1) 「CO」は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の支給状況について、介護の程度（3 段階）に応じて記入すること。
- (2) 「実人員（新規）」は、介護料を支給した者の数を記入すること。なお、括弧内には、本年度はじめて介護料を支給することとなった者の数を内数として記入すること。

D アフターケア実施状況

⑤ アフターケア

- (1) 地方払分についてのみ記入すること。
- (2) 「CO」には、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアの実施状況、「せき損」には、せき髄損傷に係るアフターケアの実施状況、「頭頸部」には、頭頸部外傷症候群等に係るアフターケアの実施状況、「尿道狭さく」には、尿道狭さくに係るアフターケアの実施状況、「慢性肝炎」には、慢性肝炎に係るアフターケアの実施状況、「白内障」には、白内障等の眼疾患に係るアフターケアの実施状況、「振動障害」には、振動障害に係るアフターケアの実施状況、「大腿骨頸部骨折」には、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケアの実施状況、「人工関節」には、人工関節・人工骨頭置換に係るアフターケアの実施状況、「慢性化膿性骨髄炎」には、慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケアの実施状況、「虚血性心疾患等」には、虚血性心疾患等に係るアフターケアの実施状況、「尿路系腫瘍」には、尿路系腫瘍に係るアフターケアの実施状況、「脳血管疾患」には、脳血管疾

患に係るアフターケアの実施状況、「有機溶剤中毒等」には、有機溶剤中毒等に係るアフターケアの実施状況、「外傷による末梢神経損傷」には、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの実施状況、「熱傷」には、熱傷に係るアフターケアの実施状況、「サリン中毒」には、サリン中毒に係るアフターケアの実施状況、「精神障害」には、精神障害に係るアフターケアの実施状況をそれぞれ記入すること。

(3) 「件数」は、内訳書1枚を1件として記入すること。なお、「CO」については、健康診断とその他のもの（診察、保健指導及び保健のための薬剤の支給）の件数を別々に記入すること（括弧内には、健康診断に係る内訳書の枚数）。

(4) 「CO」の「金額」については、COアフターケアの実施に伴い支出した費用のうち、健康診断その他のものを別々に記入すること（括弧内は、健康診断に係る費用の額）。

E アフターケア通院費支給状況

⑥ アフターケア通院費

(1) 「件数」は、請求書1枚を1件として記入すること。

(2) 「金額」は、本年度中に支給した通院費の総額を記入すること。

F 義肢等の支給・修理状況及び採型指導料の支給状況

(1) 「新規」は、本年度にはじめて支給した義肢等について記入すること。

(2) 「継続」は、耐用年数を超えたため又は業務上の理由等によりき損したため、新たに支給した義肢等について記入すること。

⑦ 義 肢

a. 殻構造義肢

「支給個数」は、実際に支給した義肢の個数とすること。

(例) 1障害につき、常用義手を2本支給した場合は2個とし、1手の2指につき手指義手を2本支給した場合は2個とする。

b. 骨格構造義肢

(1) 「新規」の「支給個数」は、支給基準に基づき所定の材料、部品及び工作法により製作、支給した完成品の個数とすること。

(2) 「継続」の「支給個数」は、記入する必要はないこと。

⑩ 採型指導料

「件数」は、義肢等を装着する1肢を1件として記入すること。

⑮ 収 尿 器

人工膀胱用は、収尿器の内数とし、人工膀胱用のうち簡易型とその他のものの合計を記入するが、括弧内には人工膀胱用のうち、簡易型以外のものを内数として記入すること。

⑳ 修理の費用

(1) 「件数」、「金額」は、いずれも「新規」「継続」の区別はないこと。

(2) 「件数」は、義肢等の支給種目ごとの延修理回数とし、1回の修理における修理部位の数には無関係であること。

(例) 車いすについて肘当交換及びタイヤ交換の修理申請が同時に（同一の申請書により）なされた場合には1件とする。

(3) 断端袋交換については、「金額」には計上するが、「件数」には含めないこと。

③① 合 計

(1) 「実人員」は、⑦～⑨及び⑪～⑳の「実人員」を「新規」「継続」のそれぞれについて合計して記入すること。

(2) 「金額」は、⑦～㉔の「金額」を「新規」「継続」のそれぞれについて合計して記入すること。ただし、㉔修理の費用は、「新規」に含めること。

G 温泉保養利用状況

③② 温泉保養

(1) 「温泉保養券」は、交付した温泉保養券（現に利用され、費用を支出したものに限る。）の枚数を記入すること。

(2) 「保養日数」は、保養施設に滞在した延日数を記入すること。

H 旅費の支給状況

(1) 労働福祉事業による旅費の支給状況を対象者の種類別に記入すること。

(2) 「人員」は、現に旅行した者の実人員を記入すること。なお、1人で数回にわたり旅行した場合には、1回につき1人として括弧内に延人数を記入すること。

③③ 合 計

「人員」は、③③～③⑥の実人員の合計を記入すること。

〔参 考〕

1. 使用する主な原票

特別栄養食の費用等に関する内訳書、労働福祉事業原票、支出簿、健康管理手帳交付簿

2. 点検事項

下記の項目については、支出簿により該当する支出科目と照合すること。

(1) ④介護料の「金額」の合計＝(目)介護料支給費

(2) ③①義肢等の支給・修理及び採型指導料の「金額」の合計＝(目)補装具等支給費

(3) ③②温泉保養の「金額」＝(目)社会復帰保養委託費

補 4 0 5 中 小 事 業 主 等 特 別 加 入 状 況 報 告

関係帳簿等
照 合 済 印

統 計 者
責任者
氏 名

局 番 号

A 中小事業主等

業 種	事業主数	家族従事者数
林 業	人	人
02 木 材 伐 出 業		
03 そ の 他 の 林 業		
漁 業		
11 海 面 漁 業		
12 定置網漁業又は海面漁類養殖業		
鉱 業		
21 金属、非金属又は石炭鉱業		
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		
24 原油又は天然ガス鉱業		
25 採 石 業		
26 そ の 他 の 鉱 業		
建 設 事 業		
31 水力発電施設、隧道等新設事業		
32 道路新設事業		
33 は 装 工 事 業		
34 鉄道又は軌道新設事業		
35 建 築 事 業		
36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業		
37 そ の 他 の 建 設 事 業		
38 既設建築物設備工事業		
製 造 業		
41 食 料 品 製 造 業		
42 繊維工業又は繊維製品製造業		
44 木材又は木製品製造業		
45 パルプ又は紙製造業		
46 印刷又は製本業		
47 化 学 工 業		
48 ガラス又はセメント製造業		
49 その他の窯業又は土石製品製造業		
50 金 属 精 錬 業		
51 非 鉄 金 属 精 錬 業		
52 金属材料品製造業		
53 鑄 物 業		
54 金属製品製造業又は金属加工業		
55 め っ き 業		
56 機 械 器 具 製 造 業		
57 電気機械器具製造業		
58 輸送用機械器具製造業		
59 船舶製造又は修理業		
60 計量器、光学機械、時計等製造業		
61 そ の 他 の 製 造 業		
62 陶 磁 器 製 品 製 造 業		
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		
64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		
65 た ば こ 等 製 造 業		
66 コ ン ク リ ー ト 製 造 業		
運 輸 業		
71 交 通 運 輸 事 業		
72 貨 物 取 扱 事 業		
73 港 湾 貨 物 取 扱 事 業		
74 港 湾 荷 役 業		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		
そ の 他 の 事 業		
91 清掃、火葬又はと畜の事業		
93 ビルメンテナンス業		
94 そ の 他 の 各 種 事 業		
9405 (医療品配置販売業)	() ()	
95 農業又は海面漁業以外の漁業		
9501 農 業	() ()	
96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業		
合 計		

B 一人親方等

平成 年度分

事 業 の 種 類	団体数	加入者数
個人タクシー・個人貨物運送業者	則第46条の17 第1号	人
建 設 業 の 一 人 親 方	同条第2号	
漁 船 に よ る 自 営 漁 業 者	同条第3号	
林 業 の 一 人 親 方	同条第4号	
医 薬 品 の 配 置 販 売 業 者	同条第5号	
再 生 資 源 取 扱 業 者	同条第6号	
合 計		

C 特定作業従事者

作 業 の 種 類	団体数	加入者数
農 従 事 者	則第46条の18 第1号イ	人
指 定 農 業 機 械 作 業 従 事 者	同条同号ロ	
訓 従 事 者	職 場 適 応 訓 練 従 事 者	同条第2号イ
練 者	事業主団体等委託訓練従事者	同条同号ロ
家 内 労 働 者	金属等の加工の作業	同条第3号イ
	洋食器・刃物等の加工の作業	同条同号ロ
	履物等の加工の作業	同条同号ハ
	陶磁器製造の作業	同条同号ニ
	動力機械等による作業	同条同号ホ
	仏壇・食器の加工の作業	同条同号ヘ
計		
労 働 組 合 等 常 勤 役 員	同条第4号	
介 護 作 業 従 事 者	同条第5号	
合 計		

D 海外派遣者

	事業場数	加入者数
技術協力(JICA等)		人
労 働 者		
代 表 者 等		
合 計		

E 加入時健康診断実施状況

	じん肺	振動障害	鉛	有機溶剤	計
中小事業主等	人	人	人	人	人
一 人 親 方					
特定作業従事者					
合 計					

補 4 0 5 記 載 要 領

1 「中小事業主等の特別加入状況」

- (1) 「事業主数」は、法第33条第1号の規定による常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人）以下の労働者を使用する事業主で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、特別加入を認められた事業主の数を業種別に記入すること。
- (2) 「家族従事者数」は、上記(1)の事業主の事業に従事する家族従事者等の数を業種別に記入すること。なお、事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員の加入者を含めること。
- (3) 「94その他の各種事業」のうち「9405（医薬品配置販売業）」欄には、卸売・小売業のうち医薬品配置販売業に該当する事業主及び家族従事者の数を、また、「95農業又は海面漁業以外の漁業」のうち「9501農業」欄には、「9501土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業」に該当する事業主及び家族従事者の数をそれぞれ内数で記入すること。

2 「一人親方等の特別加入状況」

- (1) 「団体数」は、法第33条第3号に掲げる者の団体であって、労災保険の適用を受けることにつき承認のあった団体の数を則第46条の17に規定する事業の種類別に記入すること。
- (2) 「加入者数」は、法第33条第3号及び第4号に掲げる者であって、特別加入を認められた一人親方等の数を則第46条の17に規定する事業の種類別に記入すること。

3 「特定作業従事者の特別加入状況」

- (1) 「団体数」は、法第33条第5号に掲げる者の団体であって、労災保険の適用を受けることにつき承認のあった団体の数を則第46条の18に規定する作業の種類別に記入すること。
- (2) 「加入者数」は、法第33条第5号に掲げる者であって、特別加入を認められた特定作業従事者の数を則第46条の18に規定する作業の種類別に記入すること。

4 「海外派遣者の特別加入状況」

- (1) 「事業場数」は、法第33条第6号及び第7号に掲げる団体、事業場であって、労災保険の適用を受けることにつき承認のあった団体数及び派遣元事業場数を記入すること。
- (2) 「加入者数」は、法第33条第6号及び第7号に掲げる者であって、特別加入を認められた海外派遣者の数を記入すること。
- (3) 「技術協力（JICA等）」は、法第33条第6号に規定する団体（JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体）の数及び当該団体から派遣されている者の数を記入すること。なお、JICA等の技術協力の実施の事業以外の現地法人等に技術指導員として派遣される者は含めないこと。

5 「加入時健康診断実施状況」

- (1) 特別加入を希望する中小事業主等、一人親方等及び特定作業従事者のうち加入時健康診断が必要な者（以下「加入時健診対象者」という。）に対し、当該年度において実施する健康診断の種類ごとの受診者の累計人数を記入すること。
- (2) 記入に当たっては、加入時健診対象者ごとに作成される「特別加入時健康診断実施依頼書

（特診様式第 6 号）」に基づき受診者の累計人数を記入すること。

6 報告は、5「加入時健康診断実施状況」を除き 3 月末現在を記入すること。

〔参 考〕

使用する主な原票

特別加入申請書、特別加入に関する変更届、特別加入脱退申請書、特別加入時健康診断
実施依頼書

第 3 種特別加入保険料申告内訳

第 3 種特別加入保険料申告内訳名簿

補 4 0 8 傷病別長期療養者推移状況報告

関係帳簿等 照 合 済 印		統 計 者 氏 名	
------------------	--	--------------	--

局 番 号	
-------	--

平成 年度分

区 分 傷病名		療養開始後 1 年以上経過した者の推移					本年度末療養中の内訳				
		前年度末 療 養 中	新規該当 者（再発 を含む）	治ゆ及び 中 断 者	死 亡	傷病補償 年金（傷 病年金） 移 行 者	本年度末 療 養 中	1 年以 上 1 年 6 カ月 未 満	1 年 6 カ月以 上 2 年 未 満	2 年以 上 3 年 未 満	3 年 以 上
じん肺患者											
せき髄損傷患者		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
外傷性の脳中枢 損 傷 患 者		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
頭 頸 部 外 傷 症 候 群 患 者		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
頸 肩 腕 症 候 群 患 者											
腰 痛 患 者											
一酸化炭素 中毒症患者		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
振動障害患者											
その他の患者		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
そ の 他 の 患 者 の 内 訳	骨 折	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	切 断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	関節の障害	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	打 撲 傷	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	創 傷	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
そ の 他		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注 () は、通勤災害に係るものを内数として記入すること。

補 4 0 8 記 載 要 領

(1) 「前年度末療養中」

前年度報告の「本年度末療養中」欄の人数を記入すること。

(2) 「新規該当者（再発を含む）」

療養補償給付又は療養給付を受給している者のうち、本年度中に療養開始後に1年を経過した者（再発により当初の療養開始後1年を経過した者を含む。）の人数を記入すること。

(3) 「治ゆ及び中断者」

「前年度末療養中」欄及び「新規該当者（再発を含む）」欄に計上した者のうち、本年度中に治ゆした者及び療養を中断（自己廃療）した者の人数を記入すること。

(4) 「死 亡」

「前年度末療養中」欄及び「新規該当者（再発を含む）」欄に計上した者のうち、本年度中に死亡したものの人数を記入すること。

(5) 「傷病補償年金（傷病年金）移行者」

「前年度末療養中」欄及び「新規該当者（再発を含む）」欄に計上した者のうち、本年度中に傷病補償年金又は傷病年金の決定をした者の人数を記入すること。

(6) 「本年度末療養中」

「本年度末療養中」欄は「前年度末療養中」＋「新規該当者（再発を含む）」－「治ゆ及び中断者」－「死亡」－「傷病補償年金（傷病年金）移行者」により算出した人数を記入すること。

(7) 「本年度末療養中の内訳」

「本年度末療養中」欄に計上した者について、療養期間別の人数を該当する欄に記入すること。

(8) 「骨 折」

「骨折」欄には、傷病性質コード「01」の人数を記入すること。

(9) 「切 断」

「切断」欄には、傷病性質コード「02」の人数を記入すること。

(10) 「関節の障害」

「関節の障害」欄には、捻挫、亜脱臼及び転位を含み、傷病性質コード「03」の人数を記入すること。

(11) 「打撲傷」

「打撲傷」欄には、皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含み、傷病性質コード「04」の人数を記入すること。

(12) 「創 傷」

「創傷」欄には、切創、裂創、刺創及び挫滅創を含み、傷病性質コード「05」の人数を記入すること。

〔参 考〕

1. 使用する主な資料

適正給付管理名簿等

2. 点検事項

「前年度末療養中」欄の人数は、前年度報告の「本年度末療養中」欄の人数と一致すること。

補 4 0 9 支 給 制 限 状 況 報 告

関係帳簿等 照合済印		統 計 者 責 任 氏 名	
---------------	--	------------------	--

局 番 号	
-------	--

平成 年度分

区 分		支 給 制 限		支 給 額	新 規 件 数
		件 数	金 額		
法第12条の2の2	第2項前段故意の犯罪行為、重大過失によるもの	()	()	()	()
	第2項後段療養に関する指示に従わないもの	()	()	()	()
	小 計	()	()	()	()
法第28条	第1項第4号前段保険料滞納期間中に生じたもの	()	()	()	()
	第1項第4号後段事業主の故意、重大過失によるもの	()	()	()	()
	小 計	()	()	()	()
法第29条第1項第7号法第30条第1項第3号保険料滞納期間中に生じたもの		()	()	()	()
重複して適用されているもの		()	()	()	()
合 計		()	()	()	()

註 () は、通勤災害にかかわるものを内数として記入すること。

補409 記載要領

(1) 「支給制限の件数、金額」

支給制限を行った保険給付ごとに制限した件数及び金額を記入すること。

(2) 「支給額」

支給制限を行った事案に対して支給した保険給付の額を記入すること。

(3) 「新規件数」

本年度中に新たに支給制限を行った事案の件数を記入すること。

(4) 「重複して適用されるもの」

支給制限の規定が重複して適用される場合の制限件数は、(1)と同様、請求書ごとに1件として記入し、制限額は実際に制限した額を記入すること。

補 4 1 0 労働保険審査官活動状況報告

関係帳簿等 照合済印	統 計 者 氏 名	局 番 号
---------------	--------------	-------

A 審査件数

争 点		前年度末残	請 求	請 求 の 増△減	取 消	棄 却	却 下	取 下	本年度末残
労 災 保 險 法	介護（補償）給付以外のもの	労働者であるかどうかに関し争いがあるもの							
		業務上外の認定に関し争いがあるもの							
		腰痛に係るもの							
		脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係るもの	()	()	()	()	()	()	()
		振動障害に係るもの							
		上肢障害に係るもの							
		じん肺に係るもの							
		反応性うつ病等の精神障害に係るもの	()	()	()	()	()	()	()
		その他の疾病に係るもの							
		上記以外のもの							
	介護補償給付に係るもの	通勤災害の認定に関し争いがあるもの							
		支給制限について争いがあるもの							
		治癒認定の時期に関し争いがあるもの							
		再発であるかどうかに関し争いのあるもの							
		障害等級の認定に関し争いがあるもの							
受給権等について争いのあるもの									
給付基礎日額の算定に関し争いのあるもの									
そ の 他									
合 計									
(備考)		1. 特別加入関係の審査請求件数 件							
		2. そ の 他							
区 分		前年度末残	申 立	否 認	一部否認	棄 却	却 下	取 下	本年度末残
労働基準法第86条の規定による審査又は仲裁									

(注) ①「脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係るもの」欄の()内は、9号事案の件数を内数で記入すること。

②「反応性うつ病等の精神障害にかかるもの」欄の()内は、「自殺(未遂を含む)」事案の件数を内数で記入すること。

B 審査事務所要日数(本表については、審査請求を受理した日から起算すること。)

区 分	90日以内	120日以内	180日以内	270日以内	1年以内	1年6カ月以内	2年以内	2年を超えるもの	計
労 災 保 險 法									
脳・心(9号)									
業務上疾病									
受 託 案 件									
労 働 基 準 法									

(点検事項) 審査事務所要日数の「計」欄はA審査件数の「取消」「棄却」欄の合計と一致する。

C 3カ月を経過した未決案件の経過期間別件数

区 分	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	計
労 災 保 險 法						
脳・心(9号)						
業務上疾病						
労 働 基 準 法						

D 参与の意見の聴取方法

事 案 件 数	
参 与	件
文 書	件
電 話	件
持 回 り	件

E 参与会開催状況

参与会開催状況	回
---------	---

補 4 1 0 記 載 要 領

本調査でいう件数は、法第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法第86条第1項の規定による審査及び仲裁請求を、1事案につき1件として記入すること。

(1) 審査件数

イ 「争 点」

「受給権等について争いがあるもの」には、遺族補償給付の受給資格及び未支給の保険給付の請求資格が争点となっているものを記入すること。

「介護（補償）給付以外のもの」欄の「その他」には、看護料、通院費、労働可能と認められる期間の休業補償給付等上欄の区分に該当しないものを記入すること。

また、「介護（補償）給付に係るもの」欄の「その他」には、上欄の区分に該当しないものを記入すること。

ロ 「請 求」

請求の件数は、審査請求を受けた事件（移送された事件を含む。）ごとに1件として記入する。この場合に、たとえば同一請求人において治癒認定の時期及び給付基礎日額の算出に争いがあるもの等、争点が2以上の区分に該当する場合には、そのうち重要と思われる争点の事件を1件として記入すること。

ハ 「請求の増△減」

審査請求事件を労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第12条の規定により管轄審査官に移送した場合は、争点別に減件数（△を附す。）を記入する。

審査官が労審法第14条の2の規定により審査請求を併合した場合、たとえば、aの事件にb及びcの事件を併合したような場合にはb及びcの事件はそれぞれ減件数（△を附す。）を、また、審査請求を分離した場合、たとえば、aの事件をa及びbの事件に分離したような場合には、bの事件を増件数として記入すること。

また、上記以外で、たとえば、「前年度末残」の件数に誤りがあることが判明した場合など件数の訂正を行う必要がある場合に増減件数を記入し、その訂正理由等を「（備考）」欄の「2.その他」に記入すること。

ニ 「取消」、「棄却」、「却下」

決定の件数は、決定書ごとに1件として該当欄に記入すること。ただし、この場合その決定した1事件が「一部取消、一部棄却」又は「一部取消、一部却下」となった場合には、「取消」欄に1件として記入すること。また、「一部棄却、一部却下」となった場合には、「棄却」欄に1件として記入すること。

(2) 審査事務所要日数

イ 「労災保険法」

審査請求を受理した日から決定の日までの所要日数別の件数を決定書ごとに1件として記入する。ただし、個々に審査請求された事件で労審法第14条の2の規定によって、併合した場合には、最初に審査請求されたものを受理した日から、決定の日までの所要日数を1件と

して記入すること。なお、審査請求が取り下げられた場合は、件数に含めないこと。

ロ 「受託案件」

労審法第15条第2項の規定によって、他の審査官から処分の嘱託の依頼通知を受けた日から、その結果を報告した日までの所要日数をイに準じて記入すること。なお、他の審査官に対して処分の嘱託をしたものについては記入しないこと。

ハ 「労働基準法」

記載要領は前記イに準ずる。

(3) 3カ月を経過した未決定案件の経過期間

報告対象期間末日における未決定案件について、審査請求を受理した日から3カ月(90日)を経過した事案についてのみ、その経過期間別に件数を記入すること。

(4) 参与の意見の聴取方法

労審法第13条第2項の規定により、参与が意見を述べる場合の参与の意見聴取方法を事案ごとに記入すること。

なお、事案について参与会を開催した場合は、「参与会」の件数として記入し、たとえば参与会を開催したが意見は後日電話で聞いた場合又は参与会当日欠席した参与について文書、電話等で意見を徴した場合は、参与会の件数に含め、別掲はしないこと。

また、同一案件について、数回参与会を開催した場合にも件数は1件とし、1日に数件の意見を聞いて終審とした場合は、その終審とした件数を記入すること。

列記した方法以外の方法で参与の意見を聴取した場合は、その件数及び方法について欄外に略記すること。

(5) 参与会開催状況

参与会の開催回数を記入すること。

〔参 考〕

1 使用する主な原票

審査請求文書受付・送付簿、審査請求処理経過簿

2 点検事項

(1) 「A 審査件数」

「前年度末残」欄は、前年度報告の「本年度末残」欄と一致する。

「本年度末残」欄は「前年度末残」+「請求」+「請求の増△減」-「取消」-「棄却」-「却下」-「取下」と一致する。

「請求」欄の合計件数は、審査請求文書受付・送付簿の件数と一致する。

(2) 「B 審査事務所要日数」

「労災保険法」欄の計の件数は、「A 審査件数」の労災保険法の「取消」、「棄却」の合計件数と一致する。

補 5 0 1 労災保険法違反容疑事件に関する報告

第 1 表

局 名		
監 督 署 名		
事 業 場 名		
被 疑 者 氏 名		
違 反 条 文 (告 発)		
違 反 事 実 の 概 要		
告 発	年 月 日	
	検 察 庁 名	
検 察 処 分	年 月 日	
	要 旨	
判 決	年 月 日	
	内 容	

- 注 1. 不正受給事件以外のものについて告発したときには、この様式により報告する。この場合、「検察処分」及び「判決」欄には記入する必要はない。
2. 起訴又は不起訴の決定のあったときにその旨報告する。
3. 判決のあったときには、その都度判決写を送付すること。
4. 用紙規格は必ずB列4判とすること。

補 5 0 1 労災保険法違反容疑事件に関する報告

第 2 表の 1 (保険給付不正請求事件)

不正請求に係る保険給付を行った署名		労 働 局 労働基準監督署	取扱検察庁 (警察署) 名	
不正請求の事実を知った日		年 月 日	告 発 (送 検) 年 月 日	年 月 日
事 実 の 概 要	1. 被災労働者氏名 2. 事業の名称 3. 不正行為の態様			
発 覚 の 端 緒				
			報告担当者氏名	

第2表の2

被 疑 者	氏 名		請求人との 関 係		職 業	検 察 処 分		判 決	
	年 月 日	内 容	年 月 日	内 容					
			本 人						
不 正 請 求 の 内 容	請求年月日	請求の 種 類	請求の 対象期間	請求金額	内不正請求 金 額	支払年月日	支 払 額	内 不 正 受 給 額	
弁 済 債 権 確 認 (保 見 込) 措 置	弁済状況(見込を含む)			収 納 未 済 に 係 る 債 権 確 保 の 措 置					
	債 務 者 名		金 額						

- (注)1. この報告書は、不正受給について告発したとき、又は警察が独自で捜査したものについては送検時に提出し、未記入の部分は判明したつど(検察処分及び判決のあった場合、弁済方法が決定した場合等)に追加報告すること。
2. この報告書は、請求書上の1労働者の1災害ごとに、請求を受けた労働基準監督署の管轄労働局において作成すること。
3. 取扱検察庁(警察署)名欄は、告発先又は送検した機関名を記入すること。
4. 「事実の概要」欄中、不正行為の態様については、告発状、被害届、訴状等によって事案の全貌が説明されている場合には、関係書類の添付によって記述を省略してさしつかえない。
5. 「不正請求の内容」欄が足りない場合には、請求の種類別に合計を記載し、詳細は別紙として添付すること。
6. 「弁済状況」欄には、既弁済及び弁済時期が明確になったものを記入すること。
7. 「収納未済に係る債権確保の措置」欄には、財産調査の進捗状況及び強制執行の予定等を記入すること。

補 5 0 3 労 災 保 険 に 係 る 訴 訟 に 関 す る 報 告

1. この報告は、労災保険に係る訴え（法12条の4の規定に基づいて行われる労災保険給付と損害賠償との調整に関する訴えを含む。）が提起された場合に報告すること。
2. 訴訟が提起された時に訴状写に関係書類を添えて報告すること。この際、答弁書及び答弁書案ができていれば添付すること。
3. 訴訟審理中における口頭弁論調書（写）のうち、重要と認められるもの及びその関係書類をその都度報告すること。（法12条の4の規定に基づいて行われる労災保険給付と損害賠償との調整に関する訴えは除く。）
4. 判決のあったときは、判決書を添えて報告すること。
5. 判決が確定したとき又は上訴したときは、早急にその旨報告すること。

補 5 0 4 労 災 保 険 の 情 報 の 速 報

1. 速報を要する事案

(1) 個別事案に関する情報

イ 次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるもの

- (イ) 集団的に発生し、又はそのおそれのある事案
- (ロ) 地方公共団体、外部団体等から行政行為について要請があった事案
- (ハ) 公害問題に波及するおそれのある事案
- (ニ) 新聞、テレビ等で一般に報道された事案

ロ 次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるもの（前記イにより報告される事案を除く。）

- (イ) 電離放射線障害（白血病を含むすべてのがん及び原子力発電所における業務に係るもの）
- (ロ) ダイオキシン類による疾病
- (ハ) 上記以外のがん（労基則別表第1の2第7号に例示的列举したがん以外のがん－悪性腫瘍、白血病、業務上のがんの既往のある者に生じた他の部位の原発性のがんを含む。ただし、じん肺合併肺がんを除く。）
- (ニ) 新しい疾病（有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質等により発症した疑いのある疾病及び認定基準又は過去の認定例とは異なった職種、部位で発症し、若しく

は異なった症状を呈する疾病に係る事案)

ハ 次に掲げる事案であって、保険給付（通勤災害に係るものを含む。）に係る処分後に問題となったもの（前記イ、ロにより報告される事案を除く。）及びそのてん末

(イ) 保険給付の決定に関して集団陳情、要請、抗議行動等の行われた事案

(ロ) 保険給付の決定の内容が他の事案又は他の地域に影響すると思われる事案

(ハ) 保険給付の決定に関して新聞、テレビ等で一般に報道された事案

ニ 次に掲げる審査請求事案

(イ) 前記ロ、ハに該当する事案に係る審査請求事案

(ロ) その他審査官の決定に関し、社会的に問題となることが予想される事案

(2) 行政運営に関する情報

イ 労災保険制度に関する要望等

ロ 労災補償行政の運営に関する要望等

ハ 労災診療費に関する要望等

2. 速報の方法

(1) 前記1の(1)のイ、ハ及びニに該当する報告については様式（その1の1）（個別事案に関する情報）により報告すること。

(2) 1の(1)のロに該当する報告については、様式（その1の2）（個別事案に関する情報）により報告すること。

(3) 前記1の(2)に該当する情報については、様式（その2）（行政運営に関する情報）により報告すること。

3. 報告の期限

報告は、当該事案を把握した日から1週間以内に行うこと。

補 5 0 4 労 災 保 険 の 情 報 の 速 報

(その1の1) 個別事案に関する情報

局 名		署 名	
-----	--	-----	--

件 名	
-----	--

被災労働者	氏 名		所属事業場	名 称	
	性 別 ・ 年 齢			所 在 地	
	職 種			業 種	
	生 死 の 別			労働者数	男 女 計

事案の概要					

処理経過等	傷病発生年月日	把握の端緒	請 求 年 月 日	決 定 (裁 決) 年 月 日	決 定 の 内 容
	・ ・ ・		・ ・ ・	・ ・ ・	

決定の主な理由 (又は争点等)					

新聞報道、陳情等の主な内容					

集団発生のおそれ又は全国的に波及することが予想される事案について、その事情	今 後 の 措 置				

報告年月日	・ ・ ・	報告担当者氏名	
-------	-------	---------	--

補 5 0 4 労 災 保 険 の 情 報 の 速 報

(その1の2) 個別事案に関する情報				局 名		署 名	
件 名							
疾 病 の 種 別		(イ) 電離放射線障害 (すべてのがん及び原子力発電所における業務に係るもの) (ロ) ダイオキシン類による疾病 (ハ) 上記以外のがん (労基則別表第1の2第7号に例示的列挙したがん以外のもの。ただし、じん肺合併肺がんを除く。) (ニ) 新しい疾病 (有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質による疾病等)					
被 災 者	氏 名	(男・女)		所 属 事 業 場	名 称		
	生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日			所 在 地		
	職 種				業 種		
	生 死 の 別	生 死 (年 月 日)			労 働 者 数	男 名、女 名、計 名	
事 案 の 概 要	発 症 年 月 日	. . .		請 求 年 月 日	. . .		把 握 の 端 緒
そ の 他	(新聞報道、陳情等の状況、療養状況等)						
今 後 の 措 置							
報告年月日		. . .		報告担当者氏名			

補504 労災保険の情報の速報

(その2) 行政運営に関する情報

		局 名				署 名			
件 名									
日 方 法 時 等	陳 情 等 の 月 日 及 び 時 間	月 日 時より 時まで			応 接 者	所 属 課 署			
	陳 情 等 の 方 法					氏 名			
陳 情 等 の 相 手	団 体 等 の 名 称				陳 情 等 の 状 況				
	代 表 者 氏 名 及 び 陳 情 人 員								
	当 該 団 体 等 の 構 成 、 活 動 状 況								
陳 情 、 要 望 等 の 内 容									
応 答 内 容									
新 聞 報 道 、 他 の 支 援 団 体 等 の 動 き が あ れ ば 、 そ の 概 要									
今後、再度の陳情等が見込まれ、又は全国的に波及することが予想される場合は、その事情					今 後 の 措 置				
報 告 年 月 日				報 告 担 当 者 氏 名					

補 5 0 4 記 載 要 領

1. 様式その1の1及びその1の2（個別事案に関する情報）

(1) 件 名

事案の内容を要約した適当な件名を付して記入すること。

記入例 「製鉄所における肺がんの新聞報道について」

「有機溶剤による肝障害に係る給付請求について」

なお、すでに報告した案件について、その後の状況を報告する場合は件名の下に「初回の報告年月日」及び「何回目」の報告であるかを（ ）書きで付記すること。

記入例 「鋳物工場における振動障害の請求事案」（50.10.31……第2回続報）

(2) 疾病の種別

様式その1の2においては、該当する業務上疾病の記号に○印を記入すること。

なお、(=)新しい疾病の「有害性の明らかでない作業態様」には、VDT作業等が該当するものであること。

(3) 被災労働者

報告の対象となる案件に係る被災労働者の「氏名」、「性別・年齢」、「職種」及び「生死の別」を記入すること。

なお、被災者が複数のときは、その代表者一名のみを記入し、ほか「○○名別紙一覧表のとおり」とし、一覧表を添付すること。

(4) 所属事業場

前記(3)の被災労働者の所属する事業場の「名称」、「所在地」、「業種」及び「労働者数」を記入すること。

なお、当該事業場が下請であるときは「名称」欄に元請事業場名を（ ）書きで付記すること。

記入例 ○○港運株式会社 （○○化学㈱○○工場）

(5) 事案の概要

災害の発生状況を略記することとするが、審査請求事案に係るものについては決定書（写）を添付すれば足るものであること。

なお、業務上疾病に係る事案については、「職種」、「作業場所」、「作業態様」、「有害物質名」、「濃度」、「ばく露歴」、「症状」等を記入すること（初回においては、把握されていない事項を省略することができる。）。

(6) 処理経過等

「把握の端緒」欄にも当該案件を把握した方法（例えば新聞報道、陳情、集団検診、給付請

求等)を略記すること。

「決定の内容」欄には、原処分庁においては、「支給」又は「不支給」、審査官においては、「棄却」、「取消」又は「却下」のいずれかを記入すること。

(7) 決定の主な理由(又は争点等)

決定のあった事案については、その決定の主な理由、処分未了の事案については、争点、問題点、対立する医証等の概要を記入することとするが、審査請求事案に係るものについては、決定書(写)を添付すれば足るものであること。

(8) 新聞報道、陳情等の主な内容

報告の対象となる事案について、新聞、テレビ等で一般に報道され、又は団体等から陳情、要請等があった場合は、その報道又は主張の要点を記入すること。

なお、新聞報道については、そのコピーを添付することとし、陳情等については、その「日時」、「団体等の名称」、「陳情時の概況」等を、様式(その2)に準じて作成して添付すること。

(9) 今後の措置

当該事案又はこれに関連する問題の解決のため、局又は署において今後どのような対策を講じようとしているか、その概要を記入すること。

2. 様式その2(行政運営に関する情報)

(1) 件名

陳情、要望等の主旨を要約した適当な件名を付して記入すること。

記入例 「非災害性腰痛症の認定基準の改定について陳情」

(2) 陳情等の方法

「文書による要望」、「口頭による要望」、「陳情」、「集団陳情」のいずれかに区分して記入すること。

(3) 陳情等の状況

陳情等を受けている際の場合内の状況を、例えば「平穏」、「喧騒」等を記入し、「陳情打切り」、「退去命令」、「強制排除」等の事情があった場合は、それらの事実を略記すること。

(4) 陳情、要望等の内容及び応答内容

陳情等の内容をなるべく詳細に記入すること。書ききれない場合は別紙に記入すること。

(5) 今後の措置

当該要望等に関して、局又は署において今後どのような対策を講じようとしているかその概要を記入すること。

7 賃金時間課関係

賃 4 0 3 最低賃金適用除外許可人員等調

(平成 年分)

労 働 局

根 拠 条 文		名 称	地 域 別 最 賃			産 業 別 最 賃			備 考
			申請件数	許可件数	許可人員	申請件数	許可件数	許可人員	
最低賃金法第8条第1号		精神障害者の適用除外許可							
		身体障害者の適用除外許可							
最低賃金法第8条第2号		試の使用期間中の者の適用除外許可							
最低賃金法第8条第3号		職業訓練を受ける者の適用除外許可							
最低賃金法第8条第4号	則第4条第2項第1号	所定労働時間の特に短い者の適用除外許可							
	則第4条第2項第2号	軽易な業務に従事する者の適用除外許可							
	則第4条第2項第3号	継続的労働に従事する者の適用除外許可							
合 計									

記 載 要 領

- 備考欄には、同一労働者について産業別最賃及び地域別最賃の双方について適用除外申請があったものについて、許可件数、許可人員を記載すること。
- 申請書様式5号（軽易な業務に従事する者又は断続的労働に従事する者）をもって申請のあった事案については、その分類に注意されたい。

賃 5 0 1 地方最低賃金審議会委員任命報告

労 働 局

区分	ふりがな 氏 名	生年月日 (年 齢)	新・再 任 の 別	通 算 在 任 期 間	現 職	備 考
公 益 代 表				年 月		
労 働 者 代 表				年 月		
使 用 者 代 表				年 月		
任 命 年 月 日		平成 年 月 日				

記 載 要 領

1. 「備考」欄には、任期満了に伴う任命替え以外の任命の理由（〇〇委員の〇〇による辞任に伴う補欠委員の任命等）、また、国家公務員法、地方公務員法等に基づき、併任又は兼職の承認を必要とした委員については、その任命権者及び承認年月日を記入すること。
2. 補欠委員の任命、委員の現職についての重要な変更の場合等の報告については、該当者のみの記入で差し支えないこと。
3. 年齢は任命日を基準とすること。
4. 通算在任期間については、1 カ月未満は切り捨てること。

賃 5 0 3 地方最低賃金審議会審議状況等報告

様式第 1 号

労 働 局

第 回	審 議 会 専 門 部 会 () そ の 他 ()		開催年月日 開催場所	年 月 日
出席委員数	公 益 代 表	人	議 題	
	労 働 者 代 表	人		
	使 用 者 代 表	人	決 定 事 項 (答申決定件名等)	
	計	人		
議 事 概 要				

記 載 要 領

審議会で答申がなされた場合であって、官報公示が必要となる場合及び審議会等で特に重要な問題が審議された場合の報告については、本様式によること。

添 付 資 料

- 最低賃金の決定について答申がなされた場合（最低賃金審議会令第 6 条第 5 項が適用された場合を含む。）には、最低賃金件名毎に次の書類を添付すること。
 - 審議経過一覧（別表 1）
 - 法第 1 6 条方式に基づく最低賃金の決定（改正）に伴う影響測定指標（別表 2）
 - 専門部会報告文写し
 - 答申文写し
 - 公示文案 6 部
 - 審議会・専門部会へ提出した最低賃金に関する基礎調査結果等賃金実態に関する資料
- 異議の申出について審議会の答申の内容を変更する答申がなされた場合には、上記 1 の(1)、(2)、(4)、(5)及び異議申出書写しを添付すること。

審 議 経 過 一 覧

(別表1)

労 働 局

※答申決定 件 名		※関係 法条項		区分		新設・改正・廃止					
※審 議 会 等 開 催 状 況	区 分	回	開 催 年 月 日	出 席 委 員 数			概 略 (審 議 事 項 決 定 事 項) 視 察 地 区 等				
				公 益 代 表	労 働 者 代 表	使 用 者 代 表					
	審 議 会	第 1 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
	専 門 部 会	第 1 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
	小 委 員 会 等	第 1 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
		第 回	年 月 日								
実地 視察	第 1 回	年 月 日									
	第 回	年 月 日									
※採 決 状 況	区 分	審 議 会			専 門 部 会			意見書提出	労 働 者	件	
		公 益 代 表	労 働 者 代 表	使 用 者 代 表	公 益 代 表	労 働 者 代 表	使 用 者 代 表		使 用 者	件	
									意見聴取	労 働 者	人
										使 用 者	人
	賛 成							そ の 他	人		
	反 対							12条又は16条の2による公示		年 月 日	
	保 留							異 議 申 出 期 間		年 月 日 まで	
	欠 席							※異議申出件数	労働者	件	使用者
特 記 事 項											

記 載 要 領

- 異議の申出について審議会の答申の内容を変更する答申がなされた場合の報告は、※印欄のみ記入すれば足りること。
- 小委員会等とは、産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について審議するために設置した場合の検討小委員会、特別小委員会等のことであること。

法第16条方式に基づく最低賃金の決定改正に伴う影響測定指標

(別表2)

労働局

最低賃金額	(1) 改定後の時間額	円
	(2) 改定前の時間額	円
適用者数	(3) 適用使用者数	人
	(4) 適用労働者数	人
未満率の算定	(5) 改定前の最低賃金額を下回る労働者の数	人
	(6) 未満率 $(\frac{(5)}{(4)} \times 100)$	%
影響率の算定	(7) 改定後の最低賃金額を下回る労働者の数	人
	(8) 影響率 $(\frac{(7)}{(4)} \times 100)$	%
金額決定・改定による賃金引上げ額等の算定	(9) (4)の適用労働者に対する賃金支払総額	円
	(10) (7)の労働者に対する賃金支払総額	円
	(11) (7)の労働者の賃金を最低賃金額まで 引き上げるのに要する賃金総額	円
	(12) (7)の労働者の賃金を最低賃金額まで 引き上げた場合における賃金引上げ率 $(\frac{(11)}{(10)} \times 100)$	%
	(13) (4)の適用労働者の賃金総額増加の割合 $(\frac{(11)}{(9)} \times 100)$	%
備考	(14) 調査対象の期間	
	(15) 調査対象の範囲についての特記事項	
	(16) その他	

記載要領

1. 本表は、最低賃金に関する基礎調査結果に基づいて記入すること。
2. 最低賃金額が2以上になる場合には、内訳としてそれぞれについて本表を作成すること。
3. (6)、(8)、(12)及び(13)の端数処理については小数点以下第2位を四捨五入すること。
4. 算出に当たって、特記すべき事情があれば「備考」の「(16) その他」欄に、その概要を記入すること。

賃 5 0 3 地方最低賃金審議会審議状況等報告

様式第 2 号（法第 1 1 条に基づく申請の場合）

労 働 局

法 第 1 1 条		(1) 新設・改正(回)・廃止	(2) 諮問予定年月日	平成 年 月 日
(3) 件 名				
(4) 申 請 受 理 年 月 日				
(5) 申 請 代 表 者				
(6) 業種名（職業又は地域）				
(7) 適 用 地 域				
(8) 法第 1 2 条に基づく公示予定年月日		平成 年 月 日		
(9) 労働者数・使用者数	規 模 別		計	1～49人 50～299人 300人以上
	事 項 別			
	(イ) 適用を受けるべき労働者の総数			
	(ロ) 当該労働協約の適用を受けている労働者数			
	(ハ) (イ)の労働者を使用する使用者の総数			
(ニ) 当該労働協約の適用を受けている使用者数				
(10) 当該労働協約の当事者である労働組合数及び使用者（団体の場合は団体）数			労働組合数	
			使用者（団体の場合は団体）数	
(11) 当該労働協約により定められた賃金の最低額				
(12) 改正又は廃止の場合 は旧最低賃金の内容	公示年月日・公示番号	平成 年 月 日 第 号	最低賃金額	円
	適用使用者数（総数）			
	適用労働者数（総数）	人		
(13) 答申予定年月日		平成 年 月 日		
(14) 備 考				

記 載 要 領

- 最低賃金法第 1 1 条に基づく申請がなされた場合の報告については、本様式によること。
- 「(1)新設・改正(回)・廃止」欄は、その該当する事項を()で囲むこと。
- 「(6)業種名（職業又は地域）」欄のうち業種名又は職業名は申請書に記載された適用を受けるべき労働者の範囲等から予想される業種名又は職業名を、原則として、日本標準産業分類の小分類又は日本標準職業分類の小分類により記入すること。
- 「(9)労働者数・使用者数」欄の規模区分は、事業場規模により記入すること。ただし、職業別最低賃金の場合は、「計」欄のみを記入すること。
- 「(9)労働者数・使用者数」欄の(イ)、(ニ)の使用者数には事業主（法人の場合は法人）の数を記入すること。
- 「(13)答申予定年月日分」欄は、記入可能な場合にのみ記入すれば足りること。
- 改正の場合であって、適用使用者数又は適用労働者数が改正前と比較して著しく差があるときは、その理由を「(14)備考」欄に記入すること。
- 廃止の場合には、(1)～(5)、(8)、(12)及び(13)欄について記入すること。

添 付 資 料

- 申請書の写し
- 当該労働協約の写し（関係部分の抜すいでも差しつかえない。）
- 法第 1 2 条に基づく公示案
- 実態調査報告書（実態調査を実施した場合に限る。）
- その他必要書類

賃 5 0 5 昭和 3 8 年労働省告示第 5 2 号第 4 号の規定 に基づく平均賃金の公示に関する報告

公示の写しを送付すること。

賃 5 0 6 賃金、労働時間等に関する情報 及び資料の収集報告

報 告 事 項

1. 情報の速報

- (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出及び最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出について特殊な若しくは重要な問題の概要
- (2) 労働組合、使用者団体その他経済団体、地方公共団体の議会等の賃金に関する意見、要望又は特殊な若しくは重要な問題の概要
- (3) 最低賃金に関する決定等について特に問題となる事案の概要
- (4) 地方最低賃金審議会委員の任命について特に問題となる事案の概要
- (5) その他労働基準法賃金関係条文若しくは最低賃金法の施行において又は賃金政策上参考又は問題となる事例の概要
- (6) 使用者団体その他経済団体、地方公共団体等の週休二日制等労働時間短縮に関する事項であって、政策上参考となる事例の概要
- (7) 低所得労働者層についての賃金、労働条件、家計等の生活実態に関する事項であって、政策上参考又は問題となる事例の概要
- (8) 未払賃金の立替払事業における、不正受給事案の概要その他立替払制度に関し、特に問題となる事案の概要

2. 資料の報告

- (1) 最低賃金に関する実態調査結果
- (2) 前号のほか、都道府県労働局において実施した賃金に関する調査結果
- (3) その他賃金制度改善事例等都道府県労働局において作成した賃金・退職金に関する資料
- (4) 都道府県労働局において入手した労働組合、使用者団体その他経済団体、地方公共団体等が作成した管内の賃金事情等に関する資料
- (5) 都道府県労働局において入手又は作成した管内の週休二日制等労働時間短縮、定年延長等労働福祉に関する資料
- (6) 都道府県労働局において入手又は作成した管内の低所得労働者層についての賃金、労働条件、家計等の生活実態に関する資料

(

(

(

(

8 勤勞者生活課關係

C

(

(

(



勤 4 0 1 賃金相談業務実施状況報告

労 働 局

(1) 賃金相談件数
(平成 年)

項 目			計	労 働 者 側	使 用 者 側
賃 金 相 談 室	相談件数	新 規	()	()	()
		再 来	()	()	()
	相談室開設回数		()		
	1 回 当 り 相 談 件 数		()		
賃 金 相 談 室	相談件数	新 規	()	()	()
		再 来	()	()	()
	相談室開設回数		()		
	1 回 当 り 相 談 件 数		()		
計	相談件数	新 規	()	()	()
		再 来	()	()	()
	相談室開設回数		()		
	1 回 当 り 相 談 件 数		()		

記 載 要 領

1. () 内には、賃金相談件数のうち出張相談の件数を内数として朱書すること。
2. 府県に賃金相談室が一つしかない場合は、項目の計欄にのみ記入すること。

(2) 規模別賃金相談項目件数

(平成 年分)

労働局

規 模		計	30人 未 満	30人～ 99人	100人～ 499～	500人 以 上
相 談 項 目						
計						
1 基 本 給	イ 職 務 給					
	ロ 職 能 給					
	ハ 年令給、勤続給、経験給					
	ニ そ の 他					
2 初 任 給	イ 学 卒 者					
	ロ 中 途 採 用 者					
3 能 率 給 制 度						
4 諸 手 当						
5 賃 金 の 調 整 、 手 直 し						
6 昇 給 制 度						
7 人 事 考 課						
8 賞 与						
9 退 職 一 時 金 、 年 金						
10 賃 金 体 系 (賃金支払項目の組合せとその構成比)						
11 賃 金 形 態						
12 賃 金 支 払 能 力 関 係						
13 賃 金 規 定 の 整 備						
14 賃 金 法 規 関 係						
15 賃 金 統 計 等 賃 金 関 係 資 料						
16 そ の 他						
〔備 考〕 「その他」(1のニ及び16欄)については、そのうち主要な相談項目について、この欄にその概要を具体的に記載すること。						

記 載 要 領

1. 1件の相談で2以上の相談項目について相談があった場合は、それぞれの欄に計上すること。
2. 「15賃金統計等賃金関係資料」欄は、賃金関係資料についての相談のほか、他の相談項目の相談に付随して賃金関係資料を提供した相談件数を含め計上すること。



勤 5 0 1 賃 金 相 談 員 委 嘱 報 告

労 働 局

氏 名	生 年 月 日	現 職	執 務 予 定 日	執 務 時 間	相 談 室 1 回 相 当 り 出 席 旅 費 (交 通 費)	配 相 談 置 室	委 嘱 年 月 日	委 嘱 の 理 由

記載要領：「委嘱の理由」の欄には、任期満了に伴う再委嘱（再任）、〇〇〇〇相談員辞任に伴う委嘱（新任）等の別を記入すること。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

賃金・退職金制度改善指導業務の推進について

近年、本格的な高齢化社会の到来、経済のグローバル化に伴う競争の激化、情報通信技術をはじめとする急速な技術革新など企業を取り巻く環境は著しく変化し、また、労働者側においても、若年層を中心にライフスタイルや労働に対する意識も多様化してきており、こうした変化に対応して、大企業を中心に、従来の年功序列的色彩の強い人事制度や賃金・退職金制度を能力・成果主義的なものへと見直す動きが進んでいる。

賃金・退職金制度改善指導業務については、昭和45年4月28日付け基発第337号「賃金相談業務の推進について」（以下「基発第337号通達」という。）により推進してきたところであるが、賃金・退職金制度を取り巻く状況が大きく変化するなかで、賃金・退職金制度改善指導業務は、適正な労働条件の確保はもとより労働者の能力発揮、労働意欲向上等にも資するものであり、賃金・退職金制度の自主的改善・整備の取組を側面から援助するものとして、その重要性は高まってきていることから、引き続き効率的に推進していく必要がある。

今般、賃金・退職金制度改善指導業務のうち賃金相談業務について、近年の賃金相談のニーズの多様化に伴い、全国一律に賃金相談員を配置する賃金相談室制度を平成14年度をもって廃止し、賃金相談員を都道府県ごとの実情に応じ配置する等の見直しを行ったところである。

都道府県労働局（以下「労働局」という。）においては、管内事情を勘案の上、下記にのり的確な賃金・退職金制度改善指導業務の推進に努めるとともに新たな賃金相談員の委嘱等について遺漏無きを期されたい。

また、賃金・退職金制度改善指導業務を効率的に進めるに当たっては、関係情報・資料の整備が不可欠であり、賃金制度の在り方に関する各種研究会の研究成果に基づく資料など本省において適宜作成し配付するが、労働局においても、引き続き管内における関係情報・資料の収集・整備に努め、これを業務に活用することはもとより、随時これを広く関係労使に提供ないし広報しその要望に応ずるよう配慮されたい。

なお、基発第337号通達並びに報告例規の勤401「賃金相談業務実施状況報告」及び勤501「賃金相談員委嘱報告」は廃止するので了知されたい。

記

1 賃金・退職金制度改善指導業務推進の基本事項

労使の賃金・退職金制度改善ニーズに応え、次に掲げる手法により、的確な賃金・退職金関連情報を提供し、必要な指導・援助を行うこと。

なお、労働基準関係法令に抵触するものを除き、いかなる賃金・退職金制度を採用するかは当事者が自主的に決定するものであり、指導・援助はあくまでその参考にとどまるものであることに十分留意すること。

- (1) 関係労使に対して集团的に指導・援助を行い、自主的な賃金・退職金制度改善気運を醸成していくこと。
- (2) 賃金・退職金制度をめぐる具体的諸問題について相談に応じ、これに助言することによって個々の企業の賃金・退職金制度の改善・整備に協力・援助していくこと。
- (3) 関係労使に対して的確な賃金・退職金関連情報の提供に努めていくこと。

2 賃金相談員の委嘱等について

(1) 賃金相談員(以下「相談員」という。)の配置

都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)が当該労働局管内の相談需要、適任者の有無等を勘案の上、配置が必要と認めた場合であって、厚生労働省労働基準局長が適当と判断した労働局に配置するものとする。

(2) 相談員の要件

相談員は、次のいずれの要件にも該当する者のうちから、労働局長が委嘱するものとする。

イ 社会保険労務士、中小企業診断士等の公的資格を有し、賃金・退職金制度の動向について専門的知識を持つ者、賃金・退職金制度の制定又は改正に係る実務経験を持つ者又は労働局長がこれらと同等と認めた者であること。

ロ 賃金・退職金制度改善指導業務に関し、深い関心と理解を有し、積極的に行政運営に協力する者であること。

ハ 相談員の職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又はその信用を害するおそれがない者であること。

ニ 公選による公職にある者又はその候補者でないこと。

ホ 他の職業又は国家公務員としての職務に従事している者にあつては、相談員の職務の遂行に支障を生じるおそれのないものであること。

(3) 相談員の業務

企業の賃金・退職金制度に関連する事項について、相談員が対応すべき相談があった場合に、労働局長の指示を受けて、原則として労使の相談者に面接の上、資料を提供し助言を与える等によって援助・指導を行うものとする。

なお、相談員が業務を行うに当たっては、別紙1「賃金相談員執務準則」に示す事項を遵守させること。

(4) 任期

イ 相談員の任期は、4月1日から翌年度末日までの2年間とする。ただし、本通達に基づき、初めて委嘱することとなる相談員の任期については、当該委嘱日から翌年度末日までとする。

また、任期中に相談員の交替があったときの後任者の任期は、前任者の残余期間とすること。

ロ 任期が満了した場合において、相談員としての在任中、その職務の推進に積極的に貢献し、今後とも賃金・退職金制度改善指導業務に協力が得られる者については、再任を妨げないものとする。ただし、任期中であっても賃金相談員執務準則の遵守義務に違反した場合には、解嘱するものとする。

(5) 勤務

イ 相談員は、非常勤の国家公務員とし、労働局の賃金課・室に配置の上、原則として当該配置先において勤務するものとする。

ロ 相談員の勤務は、毎会計年度の予算執行通達に基づくものとする。

ハ 相談員は、勤務した場合には、賃金相談員日誌（様式7）に所要の事項を記載し、労働局長に報告するものとする。

また、相談員が庁外において業務を行った場合には、賃金相談員庁外活動報告書（様式8）に所定の事項を記載し、労働局長に報告するものとする。

(6) その他

委嘱等の手続、報酬及び旅費については、別紙2のとおりとする。

賃金相談員執務準則

- 1 賃金相談員（以下「相談員」という。）は、その業務を行うに当たって、賃金相談員規程（平成15年厚生労働省訓第43号）によるほか、この賃金相談員執務準則によらなければならない。
- 2 相談員は、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）の指示を受けて、企業の賃金・退職金制度に関連する事項について、原則として労使の相談者に面接の上、資料を提供し助言を与える等によって問題解決のための援助・指導を行うものとする。
- 3 相談員は、2に掲げる業務を行うに当たって、次の事項に留意すること。
 - (1) いかなる賃金・退職金制度を採用するかは当事者が自主的に決定するものであり、相談員の援助・指導はその参考にとどまるものであること。
 - (2) 相談員は、労使紛争の対象になっている事案については、資料の提供のみにとどめこれに介入してはならず、また、そのような印象を相談者に与えないこと。
 - (3) 相談員は、相談の趣旨が以下に掲げるものと判明した場合には、相談を中止し、労働局長に報告して、その指示を受けること。
 - イ 労働基準監督機関の権限の行使を求めるもの
 - ロ 個別労働関係紛争の解決促進に関する法律に基づく労働局長の助言・指導又はあっせんを求めるもの
 - ハ 労働基準法、最低賃金法の行政解釈を求めるもの
 - ニ その他、相談員が指示を受ける必要があると認めたもの
- 4 相談員は、庁内で勤務した場合には、賃金相談員日誌（様式7）に所定の事項を記載し、労働局長に報告するものとする。

また、相談員が庁外において業務を行った場合には、賃金相談員庁外活動報告書（様式8）に所定の事項を記載し、労働局長に報告するものとする。
- 5 相談員は、職務の執行に当たって、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 国家公務員法の定めるところにより、その職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。
 - (2) 国家公務員法に規定する政治行為をしないこと。
 - (3) 関係者に対し、公平な立場を堅持し、奉仕的精神をもって一般社会の信望に応えられるよう努めること。
 - (4) 相談員の職務を利用して、自己の利益を図り、又は特定の者に便益を与えないこと。

別紙 2

1 委嘱等の手続

(1) 委嘱

労働局長は、相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を徴すること。

イ 就任承（内）諾書 (様式1) 1 通

ロ 履歴書 (様式2) 1 通

なお、委嘱に当たり所属長等の承諾を必要とする場合には、当該所属長等から上記就任承（内）諾書を徴すること。

(2) 再委嘱

(1)に準じて取り扱うこととするが、履歴書は省略して差し支えないこと。

(3) 解嘱

労働局長は、相談員を解嘱しようとするときは、辞任届（様式3）又は死亡届（様式4）を徴すること。

(4) 発令

(1)～(3)の発令は、様式5又は様式6により行うこと。

なお、委嘱（再委嘱を除く。）の発令に際しては、別紙1賃金相談員執務準則を交付すること。

2 報酬及び旅費

相談員の報酬は、毎会計年度の予算執行通達に基づき支給するものとする。

相談員の庁外活動に対しては、旅費を支給すること。

なお、報酬支給の際の給与所得の源泉徴収等の取扱い及び旅費の支給については、従前の相談員の取扱いに準じるものとする。

就任承（内）諾書

年 月 日

労働局長 殿

職 名
氏 名

印

賃金相談員に就任することを承諾します。

(〇〇〇〇が賃金相談員に就任することを内諾します。)

(記載注意)

カッコ内は、所属長等が内諾書を提出する場合に使用すること。

履 歴 書

現 住 所
氏 名
生 年 月 日

学 歴

年 月

職 業

年 月
年 月
年 月
年 月

資 格

年 月

上記の通り相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

(記載注意)

- 1 学歴欄は、最終学歴を記載すること。
- 2 職歴欄は、簡略に記載して差し支えないこと。
- 3 資格は、社労士、中小企業診断士等の登録がなされている場合について記載すること。

辞 任 届

年 月 日

労働局長 殿

氏 名 印

今般、
でお届けします。

により賃金相談員を辞任いたしたいの

死 亡 届

年 月 日

労働局長 殿

遺族氏名
続 柄

印

下記の者は、 年 月 日死亡したのでお届けします。

記

氏 名

氏 名

賃金相談員を委嘱する。

任期は 年 月 日までとする。

労働局に配置する。

年 月 日

労働局長

印

氏 名

賃金相談員の委嘱を解く。

年 月 日

労働局長

印

賃金相談員日誌

年 月 日 () 曜日 氏名 印

(1) 事案

イ 賃金・退職金制度関係相談

ロ 集団指導 (【案件】)

ハ その他 (【案件】)

(2) 執務内容

- ・ 「賃金・退職金制度関係相談」については別添「賃金相談票」のとおり。
- ・ 「集団指導」、「その他」については以下のとおり。

執務場所 ① ・ 労働局
② 労働基準監督署
③ その他 ()

(注) 該当するものを○で囲むとともに、簡潔に記入すること。

(様式8)

賃金相談員庁外活動報告書

年 月 日

労働局
賃金相談員

印

庁外活動の結果について、下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容

(注) 業務内容は、「賃金相談票」を使用する等簡潔で差し支えない。

賃金相談票

相談日 平成 年 月 日

相談者氏名					労使等の別	労・使・その他
事業場	名 称					
	所 在 地					
	労働組合の有無	有・無	企業規模	人	業種	(電話 ー ー)
相談内容						
対応内容						
労働局		担当賃金相談員				

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記については、行政事務の簡素・合理化のため、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

表. T_002

主務課	報告番号	報告名	改正事項	改正理由
監督課	監501	行政運営方針等 策定変更報告	廃止する。	事務簡素合理化の観点 から、廃止することと して差し支えないもの と考えられるため。

5 年 保 存

基発第0226003号

平成16年 2 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

なお、1 及び 3 の改正については平成 1 6 年度報告より実施する。

また、本改正に伴う報告様式（差し替え分）は労働基準行政情報システムに掲示する。

記

- 1 技能講習等実施及び修了証交付状況報告（安衛 4 0 4）
報告様式を別紙 1 のとおり改める。
- 2 安全衛生管理特別指導等結果報告（安衛 4 0 5）
報告様式を別紙 2 のとおり、記載要領を別紙 3 のとおり改める。
- 3 手数料収入印紙ちょう用実績報告（安衛 4 0 8）
報告様式のうち、「(その 1) の 7」を別紙 4 のとおり、「(その 1) の 8」を別紙 5 のとおり、「(その 2)」を別紙 6 のとおり改め、「(その 1) の 8」の次に「(その 1) の 9」（別紙 7）を加える。

4 重大災害報告 (安衛補 501)

1 中、「交通災害」の次に「及び食中毒災害」を加える。

5 健康管理手帳交付状況報告 (衛 4 0 6)

粉じん作業

を

[illegible]

に改める。

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その一)

別紙1

平成 年度(4~3月)

労働局

種 類	区 分	登録教習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
木材加工用機械作業主任者技能講習						
プレス機械作業主任者技能講習						
乾燥設備作業主任者技能講習						
コンクリート破砕器作業主任者技能講習						
地山の掘削作業主任者技能講習						
土止め支保工作業主任者技能講習						
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習						
ずい道等の覆工作業主任者技能講習						
採石のための掘削作業主任者技能講習						
はい作業主任者技能講習						
船内荷役作業主任者技能講習						
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習						
足場の組立て等作業主任者技能講習						
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習						
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習						
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習						
鋼橋架設等作業主任者技能講習						
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習						
ボイラー据付け工事作業主任者技能講習						
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習						
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習						
床上操作式クレーン運転技能講習						
小型式クレーン運転技能講習						
ガス溶接技能講習						
フォークリフト運転技能講習						
ショベルローダー等運転技能講習						
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習						
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習						
車両系建設機械(解体用)運転技能講習						
不整地運搬車運転技能講習						
高所作業車運転技能講習						
玉掛け技能講習						
ボイラー取扱技能講習						
揚貨装置運転実技教習						
クレーン運転実技教習						
移動式クレーン運転実技教習						
デリック運転実技教習						
合 計						

記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。

2 「登録教習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。

3 技能講習については、局、署が実施したものがあるときは()書きのうえ内数で記入すること。

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その二)

平成 年度(4～3月)

労働局

種 類	区 分	登録教習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
衛生工学衛生管理者に係る講習						
鉛作業主任者技能講習						
四アルキル鉛等作業主任者技能講習						
特定化学物質等作業主任者技能講習						
有機溶剤作業主任者技能講習						
酸素欠乏危険作業主任者技能講習						
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習						
合 計						

記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。

2 「登録教習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。

3 技能講習については、局、署が実施したものがあるときは()書きのうえ内数で記入すること。

安衛405 安全衛生管理特別指導等結果報告(その二)

平成 年度(4月から翌年3月まで)

衛生管理特別指導事業場

労働局

事業場名	()	労働者数	名
業種(中分類)		有害業務の種類	

【環境改善指導の内容】

局所排気装置又は プッシュプル型換 気装置	指導開始時		実施数	
	フード未設箇所数	フード既設箇所数	新設	改善
密閉(カバー)	指導開始時		実施数	
	未設箇所数	既設箇所数	新設	
動力による全体換 気	指導開始時		実施数	
	換気装置未設箇所数	換気装置既設箇所数	新設	改善
保護具	指導開始時		実施数	
	未備付数	既備付数	補充数	

【衛生管理組織関係】

	衛生委員会	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
適用の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
(以下、適用有の場合)				
指導前(前年度)	適・否	適・否	適・否	適・否
指導後(本年度)	適・否	適・否	適・否	適・否

【作業環境測定関係(指定作業場に限る)】

	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分	未実施
指導前(前年度)				
指導後(本年度)				

【指導関係】

	労働衛生コンサルタント等	粉じん対策指導委員	労働衛生指導医
利用の有無	有・無	有・無	有・無

安衛 405 記載要領

(その二)

1. 集団指導の場合においては、全事業場を1事業場とみなして、本報告の各欄を記入すること。
2. 「事業場名」は集団指導の場合には、例えば「〇〇地区洋食器企業集団」又は「〇〇地区鋳物協同組合」等の表現を用いて記入すること。() 内にはその集団を構成する事業場数を記入すること。
3. 「労働者数」は、3月末日現在の労働者数を記入すること。
4. 「業種(中分類)」は労働基準局報告例規の中分類番号を記入すること。
5. 「有害業務の種類」欄は、「粉じん」、「有機溶剤」等の有害業務を記入すること。
6. 「環境改善指導の内容」の「新設数」又は「改善数」については、3月末日現在新設又は改善を実施中で完了を予定されているものはそれぞれの項目に含めること。
7. 「局所排気装置又はプッシュプル型換気装置」の「フード未設箇所数」とは、指導開始時において、フードの設置が必要であるにもかかわらず、未だ設置されていない箇所数をいうこと。
8. 「局所排気装置又はプッシュプル型換気装置」の「改善」には、フードのみならずファンの取替等局所排気装置の改善を含むものであること。
9. 「密閉(カバー)」の「未設箇所数」とは、指導開始時において、密閉が必要であるにもかかわらず、未だ密閉されていない箇所数をいうこと。
10. 「動力による全体換気」の設置箇所数及び実施数は、対象となる区画された作業場ごとに計上し、ファンの数を計上するものではないこと。
11. 「動力による全体換気」の「換気装置未設箇所数」とは、指導開始時において、全体換気装置の設置が必要であるにもかかわらず、未だ設置されていない区画作業場をいうこと。
12. 「動力による全体換気」の「改善」には、ファンの増設、送気口の増設等をいうものであること。
13. 「保護具」の「未備付数」とは、指導開始時において、備付数が不足していたと考えられるにもかかわらず、未だ備付けていない不足数であること。
14. 「衛生管理組織関係」の「適用の有無」は、設置又は選任について法令の適用の有無によって記入すること。
15. 「衛生管理者」については、「衛生工学衛生管理者」を含むものであり、衛生工学衛生管理者の選任状況も含めて法令遵守の適否を記入すること。
16. 「労働衛生コンサルタント等」には、衛生管理士及び学識経験者が含まれること。
17. 作業環境測定関係においては、指導前については指導前直近の測定結果に基づき、指導後については指導期間中の直近の測定結果に基づき、それぞれ記入すること。

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(7)
(平成 年度分)

(ホ) 検査証再交付及び書替手数料

労 働 局

種 別	単 価	件 数
ボ イ ラ ー		
第 一 種 圧 力 容 器		
ク レ ー ン		
デ リ ッ ク		
エ レ ベ ー タ ー		
建 設 用 リ フ ト		
計		

(ヘ) 許可、登録申請手数料

種 別	単 価	件 数
特定機械等の 製 造 許 可	ボ イ ラ ー	
	第 一 種 圧 力 容 器	
	ク レ ー ン	
	デ リ ッ ク	
	エ レ ベ ー タ ー	
	建 設 用 リ フ ト	
	計	
登 録	検 査 業 者	
	登 録 教 習 機 関	
登 録 の 更 新	登 録 教 習 機 関	
合 計		

(平成 年度分)

(ト) 技能講習手数料

労 働 局

種 別	単 価	件 数
船 内 荷 役 作 業 主 任 者	全 部	
玉 掛 け	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
床 上 操 作 式 ク レ ー ン 運 転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
小 型 移 動 式 ク レ ー ン 運 転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
フ ォ ー ク リ フ ト 運 転	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー 等 運 転	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
	解体用技能講習修了者	
車両系建設機械(基礎工事用)運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
車両系建設機械(解体用)運転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
	整地・運搬・積込み用 及び掘削用技能講習修了者	
不 整 地 運 搬 車 運 転	全 部	
	実 技 一 部 免 除	
	学科一部・実技一部免除	
高 所 作 業 車 運 転	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
木材加工用機械作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
プレス機械作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
乾燥設備作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
コンクリート破砕器作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
地 山 の 掘 削 作 業 主 任 者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
土 止 め 支 保 工 作 業 主 任 者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ずい道等の掘削等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ずい道等の覆工作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
採石のための掘削作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
は い 作 業 主 任 者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
足場の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
木造建築物の組立て等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ボイラー据付け工事作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ガ ス 溶 接	全 部	
	学 科 一 部 免 除	
ボ イ ラ ー 取 扱	全 部	
	学 科 一 部 免 除	

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その二)

別紙6

(平成 年度分)

労働局

(イ)登録手数料(作業環境測定法第32条関係)

区 分	登 録		登 録 の 更 新	
	単 価	件 数	単 価	件 数
登録講習機関	円		円	

(ロ)登録手数料等

区 分	登 録		登 録 証 再 交 付 書 換	
	単 価	件 数	単 価	件 数
作業環境測定機関	円		円	

(平成 年度分)

(ト) 技能講習手数料

労 働 局

種 別	単 価	件 数
鉛 作 業 主 任 者	全 部	
四アルキル鉛等作業主任者	全 部	
特定化学物質等作業主任者	全 部	
有機溶剤作業主任者	全 部	
酸素欠乏危険作業主任者	全 部	
	一 部 免 除	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	全 部	
	一 部 免 除	

安衛補501 重大災害報告

1. 次の各号の一に掲げる災害事故が発生した場合は、2ないし4により報告すること。

ただし、鉱山保安法適用事業場における災害事故であって(2)に該当しないもの並びに交通災害及び食中毒災害については、2ないし4に掲げる事項の一部を省略し又は簡素化することができる。

なお、家内労働災害についても、前記に準じて報告すること。

(1) 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害情報

(2) 爆発、火災、破裂、倒壊、落盤、なだれ、有害物質の大量漏えい、職業性疾病（じん肺は除く。）等であって、行政上注目すべき災害事故又は特異な災害事故

2. 速 報

重大災害が発生したときは、直ちに電話、電報又は速達等により、次の各項目について速かに報告すること。

(1) 発生日時

(2) 発生場所および事業場名

(3) 労災保険番号

(4) 発生状況の概要

(5) 被害の概況

(6) 本省より係官の派遣を希望するときはその旨

3. 中間報告

重大災害のうち、行政上特に注目すべき事故については、その状況、原因並びにとった措置等を逐次報告すること。

4. 結果報告

重大災害の調査並びに行政上又は監督上の措置が終了したときは、次の各項目について速かに結果報告を作成して報告すること。

ただし、調査又は措置が30日以上におよぶときは、一応その範囲において報告書を作成し、以後の分については、追加報告すること。

なお、報告書は模写可能な用紙を用いた場合のほか、写一部を添付すること（図面、写真等の添付資料を除く。）。

(1) 災害の種類

(2) 発生日時

(3) 調査年月日

(4) 発生場所

(5) 事業の概要

イ 事業の種類

ロ 事業の名称

ハ 所在地

ニ 事業主の職氏名

ホ 安全管理者（又は安全推進員）の職氏名労働衛生に関する災害については衛生管理者（労働衛生管理員）の職氏名

ヘ 労働者数

ト 所定労働時間数

チ 労災保険番号

リ 保険料納入状況

ヌ 最近における安全衛生活動の状況

(6) 被害状況

イ 死傷者（氏名、性別、年令、職種又は職名、傷病名、休業見込日数）

ロ 物的被害（被害物件の種類又は名称、被害程度、損害、見積額等）

(7) 補償費の種類、額および平均賃金

(8) 発生状況

(9) 発生原因

(10) 被害者に対してとられた応急措置およびその適否

(11) 同種災害を防止するために使用者に与えた命令又は勧告

(12) 災害関係法令の条章およびこれらに対する違反の有無

(13) 災害発生前における当該事業場に対する監督、指導実施の有無並びにその状況

(14) 災害原因と認められる事項についての災害発生前における指示勧告の有無並びにその状況

(15) 司法処分又は支給制限の必要の有無並びにその状況

(16) 法令の変更又は施行についての意見およびその事由

(17) その他新聞等の世論の動向等参考となる事項

(18) 調査官の所属氏名および面接者

(19) 同種災害の再発を防止するため局のとした措置並びに意見

衛406 健康管理手帳交付状況報告

(平成 年分)

労 働 局

区 分 業 務		前年末現在の 交付数 ①	平 成 年 中 の 状 況						平成 年末 現在交付数 (①+②-③ +④-⑥) ⑧	受診者数 ⑨	要療養者数 ⑩
			新規交付数 ②	他局へ移管 した数 ③	書 替		返還数 ⑥	再交付数 ⑦			
					他局から移管 を受けた数④	以 外 の 書 替 数 ⑤					
ベンジジン等業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
ペーターナフチル アミン等業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
石 綿 等 業 務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
粉じん作業	管理2	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	管理3	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
クロム酸等業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
三酸化砒素業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
コールタール業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
ビス(クロロメチル) エーテル業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
ベリリウム業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
ベンゾトリクロリド 業 務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
塩化ビニル業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
ジアニシジン等業務		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
合 計		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	

- 記載注意
1. 各欄の()内には昭和55年11月8日付基発第614号による「特定業務に係る健康管理のための手帳」に係る数を外数として記入すること。
 2. 「前年末現在の交付数」欄は、前年報告分の「平成 年末現在交付数」の欄の数と一致すること。
 3. 「受診者数」欄は、年に2回健診を行う業務については延べ数を記入すること。

基発第 0309003 号

平成 16 年 3 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、改正後の報告様式については、別紙のとおりである。

また、本改正に伴う報告様式（差し替え分）は労働基準行政情報システムに掲示する。

記

1 中小事業主等特別加入状況報告（補 4 0 5）

A 中小事業主等の表中、「0 2 木材伐出業」欄及び「0 3 その他の林業」欄を削除する。

関係帳簿等
照合済印統計責任者
氏 名

局 番 号

A 中小事業主等

業 種	事業主数	家族従事者数
林業	人	人
11 海面漁業		
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業		
21 金属、非金属又は石炭鉱業		
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		
24 原油又は天然ガス鉱業		
25 採石業		
26 その他の鉱業		
建設業		
31 水力発電施設、隧道等新設事業		
32 道路新設事業		
33 ほ装工事業		
34 鉄道又は軌道新設事業		
35 建築事業		
36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業		
37 その他の建設事業		
38 既設建設物設備工事業		
製造業		
41 食料品製造業		
42 繊維工業又は繊維製品製造業		
44 木材又は木製品製造業		
45 パルプ又は紙製造業		
46 印刷又は製本業		
47 化学工業		
48 ガラス又はセメント製造業		
49 その他の窯業又は土石製品製造業		
50 金属精錬業		
51 非鉄金属精錬業		
52 金属材料品製造業		
53 鋳物業		
54 金属製品製造業又は金属加工業		
55 めっき業		
56 機械器具製造業		
57 電気機械器具製造業		
58 輸送用機械器具製造業		
59 船舶製造又は修理業		
60 計量器、光学機械、時計等製造業		
61 その他の製造業		
62 陶磁器製品製造業		
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		
64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		
65 たばこ等製造業		
66 コンクリート製造業		
運輸業		
71 交通運輸事業		
72 貨物取扱事業		
73 港湾貨物取扱事業		
74 港湾荷役業		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		
その他の事業		
91 清掃、火葬又はと畜の事業		
93 ビルメンテナンス業		
94 その他の各種事業		
9405 (医薬品配置販売業)	()	()
95 農業または海面漁業以外の漁業		
9501 農業	()	()
96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		
合 計		

B 一人親方等

平成 年度分

事業の種類	団体数	加入者数
個人タクシー・則 46 条 の 17 号		人
個人貨物運送業者 第 1 号		
建設業の一人親方 同 条 第 2 号		
漁船による自営漁業者 同 条 第 3 号		
林業の一人親方 同 条 第 4 号		
医薬品の配置販売業者 同 条 第 5 号		
再生資源取扱業者 同 条 第 6 号		
合 計		

C 特定作業従事者

作業の種類	団体数	加入者数
農従事者 特定農作業従事者 則 46 条 の 18 号 イ		人
農従事者 指定農業機械作業従事者 同 条 同 号 ロ		
訓従事者 職場適応訓練従事者 同 条 第 2 号 イ		
訓従事者 事業主団体等委託訓練従事者 同 条 同 号 ロ		
家内労働者 金属等の加工の作業 同 条 第 3 号 イ		
家内労働者 洋食器・刃物等加工の作業 同 条 同 号 ロ		
家内労働者 履物等の加工の作業 同 条 同 号 ハ		
家内労働者 陶磁器製造の作業 同 条 同 号 ニ		
家内労働者 動力機械等による作業 同 条 同 号 ホ		
家内労働者 仏壇・食器の加工の作業 同 条 同 号 ヘ		
計		
労働組合等常勤役員 同 条 第 4 号		
介護作業従事者 同 条 第 5 号		
合 計		

D 海外派遣者

	事業場数	加入者数
技術協力 (JICA 等)		人
労働者		
代表者等		
合 計		

E 加入時健康診断実施状況

	じん肺	振動障害	鉛	有機溶剤	計
中小事業主等	人	人	人	人	人
一人親方					
特定作業従事者					
合 計					

基 発 第 0401026 号
平成 16 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、下記のとおり一部改正することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

主務課	報告番号	報告名	改正事項	改正理由
監督課	監 1 0 1	建設業相互通報制度に関する報告	別添のとおり報告様式及び記載要領を一部改正する。	事務簡素合理化の観点から、昭和 47 年 9 月 12 日付け基発第 573 号「建設労働者の労働条件確保のための相互通報制度について」を一部改正することに伴い、報告様式及び記載要領を改正するもの。

監101 建設業相互通報制度に関する報告

第1表 労働基準法等違反建設業者名簿

(平成 年 月 日)
(平成 年 月 日)

通 報 区 分		監 督 処 分 ・ 欠 格 該 当
関 係 労 働 局		労 働 局
関 係 労 働 基 準 監 督 署		労働基準監督署
違 反 業 者	商 号 又 は 名 称	
	許 可 番 号	
	本 店 所 在 地	
	代 表 者	
処 分 の 内 容	違 反 法 令	労 基 法 安 衛 法 そ の 他 ()
	送 検 年 月 日	平成 年 月 日
	最 終 判 決 裁 判 所 名	
	判 決 確 定 年 月 日	平成 年 月 日
	判 決 の 内 容	①
		②
		③
違 反 事 実 関 係	工 事 の 名 称	
	工 事 の 所 在 地	
	違 反 事 実 発 生 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	違 反 行 為 者 の 氏名・所属営業所名及び職名	①
		②
		③
	事 実 の 概 要	
第 一 次 元 請 負 人 たる 特 定 建 設 業 者	商 号 又 は 名 称	
	許 可 番 号	
	本 店 所 在 地	
	代 表 者	
	工 事 の 監 理 技 術 者 等	
	下 請 指 導 の 状 況	

監 1 0 1 第 1 表 記 載 要 領

1. 欄外の「(平成 年 月分)」欄は、その都度通報する事案(下記3に示す<記載対象事案>の②に該当する事案)については、記入を要しないこと。
2. 欄外の「(平成 年 月 日)」欄については、局から通報する日付又は本省へ報告する日付を記入すること。
3. 「通報区分」欄は、下記の<記載対象事案>の①及び③に該当する事案については「監督処分」に、また、②に該当する事案については「欠格該当」に○印を付すること。

<記載対象事案>

①

[Redacted text block]

(昭和47. 9. 12基発573号通達記の第1の2の(1)参照)

②

[Redacted text block]

(同通達記の第1の2の(2)参照)

③

[Redacted text block]

(同通達記の第1の2の(3)参照)

4. 「違反業者」欄のうち、
イ、「商号又は名称」欄は、法人の場合必ず株式会社、有限会社等を明記すること。
ロ、「許可番号」欄は、正確に記入すること。
例：国土交通大臣許可(特-47)第123号
東京都知事許可(般-47)第456号
(注)(特)は特定建設業、(般)は一般建設業の許可を表わす。
ハ、「代表者」欄は、法人の場合必ず職名を記入すること。

5. 「処分の内容」欄のうち、

イ、「違反法令」欄は、違反した法律、政令、省令の略称及びこれらの条、号、番号までできるだけ詳しく記入すること。なお、罰条は記入を要しないこと。

ロ、「判決の内容」欄は、下欄（「違反事実関係」欄）の違反行為者の番号に対応する番号欄に判決主文を簡潔に記入すること。

6. 「違反事実関係」欄のうち、

イ、「工事の名称」欄は、第一次元請負人が請け負った建設工事の名称及び当該違反業者の請け負った工事の名称を記入すること。

ロ、「違反事実発生日」欄は、継続的な違反が判明している期間ないし犯罪事実とした期間を記入すること。

ハ、「違反行為者の氏名・所属営業所名及び職名」欄は、送検事案については被疑者を、送検以前の事案については、送検事案に準じて行為名を特定するとともに法人又は人の免責事由がない限り当該法人又は人も記入すること。また、「所属営業所名」は、建設現場ではなく、営業の本拠地たる事務所を本店、〇〇支店等と記入し、そこでの職名を専務取締役、土木部長等と記入すること（法人の役員については、必ずその旨の役職名を記入すること。）。

なお、1人の行為者に係る氏名、所属営業所名及び職名については、一欄に記入すること。

ニ、「事実の概要」欄は、違反事実の概要を具体的かつ簡潔に記入するとともに、これに関連して実害が発生したものは、その内容を併せ記入すること。

7. 「第一次元請負人たる特定建設業者」欄については、下請指導を怠った特定建設業者を通報する場合（上記3に示す＜記載対象事案＞の③に該当する事案）のみ記入すること。

イ、「工事の監理技術者等」欄は、工事現場における監理技術者又は主任技術者（建設業法第26条参照）が判明できる範囲内でその氏名を記入すれば足りること。

ロ、「下請指導の状況」欄は、当該違反業者に対し、違反防止の指導を怠った理由、違反事実を知っていたか否か、知っていた場合是正させるための努力を怠った状況等を簡潔に記入すること（建設業法第24条の6参照）。

ハ、その他「商号又は名称」、「許可番号」等欄は、上記4の例にならって記入すること。

8. 上記3に示す＜記載対象事案＞の①に該当する建設業者を通報する場合において、当該建設業者が下請負人（国土交通大臣の許可を受けた建設業者に限る。一般建設業者であると特定建設業者であるとを問わない。）である場合には、当該建設工事の第一次元請負人である建設業者の「商号又は名称」、「許可番号」及び「本店所在地」を「第一次元請人たる特定建設業者」欄を利用してそれぞれ記入すること。

監101 建設業相互通報制度に関する報告

第2表 建設業者賃金不払事業場名簿

(平成 年 月 日)
(平成 年 月 日)

通 報 区 分		監督処分 ・ 資格審査 ・ 立替払勧告		
関 係 労 働 局		労 働 局		
関 係 労 働 基 準 監 督 署		労働基準監督署		
不 払 業 者	商 号 又 は 名 称			
	許 可 番 号			
	本 店 所 在 地			
	代 表 者			
不 払 事 実 関 係	工 事 の 名 称			
	特 定 建 設 業 者 と の 関 係			
	不 払 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)		
	不 払 労 働 者 数	人 (人)		
	不 払 金 額	円 (円)		
	不 払 の 原 因			
処 理 経 過	是 正 勧 告 書 交 付 年 月 日	平成 年 月 日		
	送 検 年 月 日 等	平成 年 月 日 (告訴 ・ 告発)		
	最 終 判 決 裁 判 所 名			
	判 決 確 定 年 月 日	平成 年 月 日		
	判 決 の 内 容	①		
		②		
	違 反 行 為 者 の 氏 名 ・ 所 属 営 業 所 名 及 び 職 名	①		
		②		
	是 正 勧 告 後 の 支 払 状 況	支 払 の 状 況		
		全 部 支 払 の も の	人 円 (人 円)	
		一 部 支 払 の も の	人 円 (人 円)	
		全 部 未 払 の も の	人 円 (人 円)	
未 払 の 合 計		人 円 (人 円)		
支 払 年 月 日		平成 年 月 日		
支 払 者				
※ 第 一 次 元 請 人 たる 特定 建設 業者 上 記 不 払 に 責 任 の ある 元 請 建設 業者	商 号 又 は 名 称			
	許 可 番 号			
	本 店 所 在 地			
	工 事 の 名 称			
	工 事 の 所 在 地			
	工 事 の 監 理 技 術 者 等			
	下 請 代 金 の 支 払 状 況			
	上 記 不 払 に 責 任 の ある 理 由			
上 記 不 払 に 係 る 下 請 指 導 の 状 況				

監101第2表 記載要領

1. 欄外の「(平成 年 月分)」欄は、その都度通報する事案(下記3に示す<記載対象事案>の⑤に該当する事案)については、記入を要しないこと。
2. 欄外の「(平成 年 月 日)」欄については、局から通報する日付又は本省へ報告する日付を記入すること。
3. 「通報区分」欄は、下記の<記載対象事案>の①及び②に該当する事案については「監督処分」に、③及び④に該当する事案については「資格審査」に、また、⑤に該当する事案については「立替払勧告」に○印を付すること。

なお、本表は、下記の<記載対象事案>の①から⑤までのいずれの通報事案についても使用できるようにしたものであるが、これらの通報方法等がそれぞれ異なるため、事案に応じて個別に作成する必要があること(同一事案が2以上の通報事案に該当する場合は、共通事項を記入した上、写しを作成して他の必要事項を補完して差し支えないこと。)

<記載対象事案>

①

[Redacted text block]

(昭47.9.12基発573号通達記の第1の2の(1)参照)

②

[Redacted text block]

(同通達記の第1の2の(3)参照)

③

[Redacted text block]

(同通達記の第2の2の(1)参照)

④

[Redacted text block]

a. [REDACTED]

b. [REDACTED]

c. [REDACTED]

(同通達記の第2の2の(2)参照)

⑤ [REDACTED]

イ. [REDACTED]

ロ. [REDACTED]

(同通達記の第3の2参照)

4. 「不払業者」欄については、第1表の記載要領4の例にならって記入すること。

5. 「不払事実関係」欄については、

イ、「工事の名称」欄は、第一次元請人が請け負った建設工事の名称及び当該不払業者の請け負った工事の名称を記入すること。

例：大手町合同庁舎建築工事鉄骨鉄筋工事

ロ、「特定建設業者との関係」欄は、当該特定建設業者を通報する事案（立替払勧告の場合及び監督処分の場合であって、上記3に示す＜記載対象事案＞の②に該当する場合）のみ、〇〇建設㈱（特定建設業者名）→△△建設㈱→××組（不払業者名）のように記入すること。

ハ、「不払期間」、「不払労働者数」及び「不払金額」欄は、是正勧告等の対象となったすべてについて記入すること。また、上記3に示す＜記載対象事案＞の②及び⑤に該当する事案を通報する場合にあっては、当該特定建設業者に関する前記事項についてさらに（ ）書きにすること。

ニ、「不払の原因」欄は、経営不振、契約時の条件との相違、工事代金支払遅延等及びそれらの原因、状況を簡潔に記入すること。

6. 「処理経過」欄については、

イ、「送検年月日等」欄の「（告訴・告発）」については、告訴、告発により送検した場合において該当するものに○印を付すこと。

ロ、「判決の内容」欄は、下欄（「違反行為者の氏名・所属営業所及び職名」欄）の違反行為者の番号に対応する番号欄に判決主文を簡潔に記入すること。

ハ、「支払の状況」欄は、完全支払、一部支払、無等と記入し、支払った場合は銀行より借入れ等その経緯を、支払っていない場合は使用者等の支払いのための努力の状況及び解決の見通しを簡潔に記入すること。

ニ、「全部支払のもの」、「一部支払のもの」及び「全部未払のもの」欄は、不払労働者ごとに判断するものであること。また、上記3に示す<記載対象事案>の②及び⑤に該当する事案を通報する場合にあっては、当該特定建設業者に関する前記事項についてさらに（ ）書きすること。

ホ、「支払者」欄は、支払者名を記入し（法人、個人の区別に明確にすること。）、支払者が当該不払業者でない場合は、不払業者との関係を併せ記入すること。

7. 「第一次元請負人たる特定建設業者、上記不払に責任のある元請建設業者」欄については、特定建設業者を通報する事案（上記3に示す<記載対象事案>の②及び⑤に該当する事案）及び資格審査事案であって元請建設業者を通報するもの（上記3に示す<記載対象事案>の④に該当する事案）のみ、それぞれ他方を抹消して使用すること。

イ、「下請代金の支払状況」欄は、当該特定建設業者又は元請建設業者の当該不払業者に係る下請代金の支払状況（数次の下請負によるものは、中間請負業者の支払状況を含む。）について、「支払なし」、「〇〇建設は△△建設へ、前金払1,000万円、工事高50%に対し4,000万円支払済（50%）。△△建設は××組へ、工事完了検査済にかかわらず残高500万円（50%）を支払っていない」等と簡潔に記入し、さらに不払業者が、元請業者が建設業法契約に違反して支払わない旨申し立てしているときは、その旨及び経緯を併せて記入すること（建設業法第24条の3～第24条の5参照）。

ロ、「上記不払に責任のある理由」欄は、特定建設業者を通報する事案については記入を要しないこと。本欄には、上記3に示す<記載対象事案>の④の「元請建設業者として責任がある」場合のa、b、cについて該当する記号を記入し、さらに責任があると認めた具体的事実を記入すること。

ハ、「上記不払にかかる下請指導の状況」欄は、特定建設業者を通報する事案のみ、第1表の記載要領7のロの例にならって記入すること。

ニ、その他、「商号又は名称」、「許可番号」等欄については、第1表の記載要領4の例にならって記入すること。